

保安管理業務報告

(平成15年度第2四半期)

(業務報告)

2004年8月

核燃料サイクル開発機構
東海事業所

本資料の全部または一部を複写・複製・転載する場合は、下記にお問い合わせください。

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
核燃料サイクル開発機構
技術展開部 技術協力課

電話：029-282-1122（代表）
ファックス：029-282-7980
電子メール：jserv@jnc.go.jp

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to :
Technical Cooperation Section,
Technology Management Division,
Japan Nuclear Cycle Development Institute
4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki 319-1184, Japan

© 核燃料サイクル開発機構
(Japan Nuclear Cycle Development Institute)
2004

保安管理業務報告

(平成15年度第2四半期)

(業務報告)

山本 純太 *

要 旨

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護・保障措置・核物質輸送及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。

これらの業務を総括するとともに業務データの活用等を目的に、業務実績に係る報告書を四半期報として保安管理部が発足した平成13年度から作成している。

本報告は、平成15年度第2四半期（平成15年7月～平成15年9月）の業務実績をとりまとめたものである。

* : 保安管理部

Quarterly report on the activities in
Safety Administration Division
— The second quarter of 2003 —
(Document on Present State of Affairs)

Junta Yamamoto *

Abstract

The activities of Safety Administration Division covers many fields in Tokai-Works such as the management of a safety and health, the crisis management and the security, the safeguards of the nuclear materials, the transport of nuclear materials, and the management of a quality assurance.

This report is summary of the activities of Safety Administration Division in July to September in 2003.

* : Safety Administration Division Tokai works

目 次

1. はじめに	1
2. 安全衛生管理業務	
2.1 安全施策・安全行事等	2
2.2 安全情報の共有等	6
2.3 各種協議会組織への支援活動等	8
2.4 化学物質管理業務等	10
2.5 保安教育訓練管理システムの整備	11
2.6 その他の活動	12
3. 危機管理業務	
3.1 危機管理業務概況	13
3.2 緊急時対応体制の整備	14
3.3 危機管理教育及び訓練	15
3.4 警備及び入構管理	16
3.5 核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務	18
3.6 その他	19
4. 品質保証関連業務	
4.1 品質保証活動業務	20
4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務	23
4.3 事故・トラブル、良好事例等の水平展開	25
4.4 安全性総点検処置状況	27
5. 各種委員会活動	
5.1 安全衛生・化学物質委員会	28
5.2 東海事業所安全専門委員会	31
5.3 品質保証委員会	32
5.4 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環 境マネジメントシステム（EMS）委員会	33
5.5 安全主任者会議	34
5.6 衛生管理者会議	35
5.7 防火対策委員会	36
5.8 ダイオキシン類対策委員会	37
5.9 保安管理部品質保証推進委員会	38
6. 規程類の整備	
6.1 使用施設保安規定	39
6.2 放射線障害予防規定	39
6.3 事業所規則類	40
6.4 共通安全作業基準	41

7. 許認可申請	
7.1 原子炉等規制法	45
7.2 放射線障害防止法	48
7.3 労働安全衛生法	49
7.4 消防法	50
7.5 高圧ガス保安法	51
7.6 環境法令	52
8. 保安検査、立入調査等	
8.1 保安検査官対応	53
8.2 使用施設保安検査	70
8.3 労働安全衛生法関連設備の検査	71
8.4 消防法、高圧ガス関連	72
8.5 放射性同位元素等に係る立入検査	75
8.6 その他立入調査等	76
9. 外部機関との協力	
9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）	77
9.2 ニュークリアセーフティネットワーク（NSネット）	78
10. 教育訓練・資格取得	
10.1 試験・講習会	79
10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び保安管理 部保安立会要領教育	82
11. 事故・トラブル等	
11.1 法令報告及び軽微事象	83
11.2 軽微事象未満のトラブル等	84
11.3 負傷報告	87
12. おわりに	89

付 録 目 次

付録－1	業務実績カレンダー（7月、8月、9月）……………	付-1（1）
付録－2	保安管理部組織図（平成15年9月30日現在）……………	付-2（1）
付録－3	化学物質のばく露に係わるリスクアセスメント要領 ……	付-3（1）
付録－4	プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災に係る水平展開について（保安管理部発信業連）……………	付-4（1）
付録－5（1）	法令等に基づく届出等の再発防止の徹底について…	付-5（1）
付録－5（2）	法令に基づく申請手続きの確実な実施について ……	付-5（5）
付録－6（1）	平成15年度 保安管理部 業務推進・品質改善目標 中間報告（事業・組織基盤目標）……………	付-6（1）
付録－6（2）	平成15年度 保安管理部 業務推進・品質改善目標 中間報告（安全確保・環境保全目標）……………	付-6（8）
付録－7	平成15年度 東海事業所安全衛生計画書 ……………	付-7（1）
付録－8	平成15年度 安全管理基本方針 ……………	付-8（1）
付録－9	東海事業所業務品質保証活動品質方針……………	付-9（1）
付録－10	平成15年度東海事業所品質保証活動計画書 ……………	付-10（1）

1. はじめに

第 2 四半期は、安全対策課においては、安全衛生・化学物質委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、全国安全週間（7 月）、労働衛生週間（10 月）行事の準備及び同準備期間（9 月）に対応するとともに、4 月 21 日に Pu 燃料第 3 開発室で発生した火災に伴う各種安全対策等に継続して対応した。

危機管理整備室においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほか、平成 15 年度の保安規定等に基づく総合訓練等の計画立案に対応するとともに、Pu 燃料第 3 開発室で発生した火災に伴い、消防計画及び事故対策規則の見直し等に対応した。

品質保証室においては、使用施設・R I 施設に係る許認可、品質保証活動に係る諸業務等の定常業務のほか、機構安全品質監査及び Pu 燃料第 3 開発室で発生した火災に伴う各種の改善・再発防止策等の水平展開に対応するとともに、東海事業所の業務中間報告（9 月）に合わせて部門長診断に対応した。#

なお、東海事業所における平成 15 年 9 月 30 日現在の無災害連続日数は、547 日（起算日：平成 14 年 4 月 2 日）となった。#

#

2. 安全衛生管理業務

2.1 安全施策・安全行事等

第2四半期は、全国安全週間（7月1～7日）、全国労働衛生週間・準備期間（9月1日～10月7日）があり、安全対策課としてはこれらの行事に合わせて各種の事業所行事等に対応した。

(1)全国安全週間（7月1～7日）

全国安全週間行事については、前期の準備期間に係る行事に継続して各種行事の実施等に対応した。安全大会は昨年同様に各部・センター単位で開催することとし、事業所安全表彰（安全功労賞所長表彰、安全功績賞）についても、昨年同様として安全大会の中で実施した。また本年より二法人統合の先行実施事項として、原研との相互パトロールを新たに実施した。

安全週間期間中に開催した行事を表2-1-1に、安全表彰の実績を表2-1-2に、安全週間行事に係る写真集を図2-1に示す。なお、準備期間中を含めた全体の行事等の取組み状況については、第1四半期報を参照されたい。

表2-1-1 全国安全週間行事

項 目	実施日	実施内容
1. 安全大会 各センター、建 工部及び支援3部 門の5箇所で開催	7月1日	理事長メッセージ 所長訓示 安全表彰（安全功労賞、安全功績賞） 安全ポスター優秀作品表彰
2. 安全講演会	7月3日	「発電所の現場作業における安全文化の 推進」(講師：(株)東芝 運転プラント担当 グループ長)
3. 職場パトロール	7月18日 (原研東海)	JNC 東海から専任衛生管理者、保安部次 長が参加した。
	7月28日 (JNC 東海)	原研東海の3名を加えてプルセンター 第3開発室をパトロールした。指摘事項 として、整理整頓、喫煙場所の設定等快 適職場に関するもの等があった。
4. ヒヤリハット事例 の募集	期間内	ヒヤリハット事例や絵やデジカメを利用 したイラストシートを募集し、計30件の 応募があった。

表 2-1-2 安全表彰一覧

安全功労賞（事業所長表彰）

所属部署		受賞者	受賞件名
保安管理部	危機管理整備室	K . S M . H	長年にわたる警備業務への貢献
建設工務管理部	常陽産業(株)	H . U	蒸気供給設備の安全・安定運転及び蒸気供給技術者育成推進
	常陽産業(株)	Y . N	浄水設備の安全かつ安定した運転及び安定した浄水供給の推進
再処理センター	原子力技術(株)	K . E K . S S . T T . O M . K	給排気設備等の安定運転に対する長年の貢献

安全功績賞（部長・センター長表彰）

所属部署		受賞者	受賞件名
放射線安全部	常陽産業(株)	A . A	マスクマンテスト業務推進による安全確保への貢献
建設工務管理部	常陽産業(株)	A . O	非常用発電機設備の安全かつ安定した運転及び確実な保守管理の推進
環境保全研究開発センター	原子力技術(株)	M . T	L 棟における分析業務及びに保全及び安全管理に関する業務の推進
	検査開発(株)	M . K	長年にわたる地層処分研究開発試験業務の安全な遂行
Pu 燃料センター	製造加工部 製造第一課	T . T	長年にわたるペレット製造工程設備の安全な運転管理
	原子力技術(株)	K . H T . K K . G M . T Y . A	プルトニウム燃料関連施設における高性能エアフィルタの維持管理及び改善への貢献
	(株)日立製作所	団体受賞	加工組立工程制御計算機システムの更新工事に係わる安全管理の取り組み

図 2-1-1 安全週間行事写真



安全大会（所長訓示）†



安全大会（スローガン指差唱和）#



安全大会（3センター長訓示）



安全講演会（7月3日）

(2) 全国労働衛生週間（準備期間）

平成 15 年度全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）及び同準備期間（9 月）に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成 15 年度の労働衛生週間は、「見つめてください 心とからだ 見なおしましょう 職場環境」をスローガンに展開された。これに伴い東海事業所では準備月間を含めた本期間における各種行事の企画立案を行い、安全衛生・化学物質委員会の承認を得て実施又は準備を進めた。各種行事の一覧を表 2-1-3 に示す。

表 2-1-3 全国労働衛生週間行事一覧

実施事項	実施日	備考
1. 啓蒙活動	期間内	・安全ニュース・ポスター ・横断幕の掲示 ・衛生小冊子の配布等
2. 衛生講演会	10 月 2 日	・演題「労働者の慢性疲労と睡眠」 (財)労働科学研究所 労働ストレス研究グループ長
3. 作業環境測定勉強会	9 月 19 日	・作業環境測定担当者等を対象に測定方法、測定器の操作方法等について勉強会を実施した。 講師：茨城産業保健推進センター 産業保健相談員
4. パトロール	期間内	・職場相互パトロール
5. 優良事業所視察	10 月 10 日	・労働衛生管理活動の充実化を図るため、優良事業所等の視察を行う。



作業環境測定勉強会（9 月 19 日）

2.2 安全情報の共有等

(1) 安全ニュース等の発行

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。第2四半期における安全ニュースの発行実績を表2-2-1に示す。また、安全衛生瓦版は、熱中症防止の注意喚起として7月末に1件発行した。

なお、発行した安全ニュースについては、「保安の広場」で発行した旨を紹介するとともに、「保安の広場」からアクセスできるようにしている。

表 2-2-1 安全ニュースの発行

No.	発行日	件名
178	7月1日	Puセンター第3開発室におけるゴム手袋の汚染について
179	7月1日	M棟におけるハーフスーツの損傷について
180	7月2日	東海事業所安全大会開催！！
181	7月11日	環境前処理棟灰化電気炉からの煙漏れについて
182	7月11日	漏洩トラブル防止の徹底を！！
183	7月17日	再処理施設排水モニタ室におけるモニタの配管継ぎ手部からの放出判定済排水の滴下について
184	7月18日	Puセンター第三開発室におけるパソコン用無停電電源装置の発煙について
185	7月22日	平成15年度危険物安全週間の活動報告
186	7月22日	法令等に基づく申請手続き漏れに対する再発防止対策の実施
187	8月1日	CPFでの固化体貯蔵ピットの冷却風量の低下について
188	8月1日	平成15年度電気使用安全月間の開始にあたって
189	8月4日	安全管理別棟における右手のひら部の軽微な負傷について
190	8月5日	地震発生に伴う浄水場工業用水ろ過槽からの漏水について
191	8月7日	再処理第2中間開閉所における非常用発電機の故障について
192	8月22日	プルトニウム燃料第三開発室における作業員右手からの汚染検出について
193	8月22日	プルトニウム燃料第1開発室及び第2開発室の臨海警報装置スピーカーからの瞬間的な音の発生について
194	8月25日	ウラン系廃棄物貯蔵施設入り口道路埋設の工業用水配管からの漏水について
195	8月29日	平成15年度労働衛生週間（準備期間）行事について
196	9月2日	再処理施設移動ホイスト給電系の不具合について
197	9月18日	再処理施設移動ホイスト給電系の不具合について（第2報）
198	9月24日	CPFにおける作業員の負傷について

(2) 「保安の広場」の運用

前期から運用を開始した「保安の広場」については、継続して保安関連の情報を掲載し保安に関する各種情報の発信に努めた。また、「保安の広場」及び保安管理部のホームページについて、掲載情報の見直しや構成等について検討を行うとともにリニューアル作業を進め、9月1日からリニューアル運用を開始した。

今期における「保安の広場」を活用した情報共有の実績を表2-2-2に示す。

表2-2-2 「保安の広場」による情報共有

月	主な掲載情報	アクセス数	備考
7月	1.最新ニュース(11件) ・第2UWSF管理区域設定 ・安全講演会の開催 ・各部・センターで安全大会の開催 2.安全ニュース・安全衛生瓦版(10件) 3.その他情報(2件) ・理事長安全週間訓示 ・所長安全週間訓示	838	
8月	1.最新ニュース(1件) ・法令に基づく申請手続きの説明会 2.安全ニュース・安全衛生瓦版(10件)	340	
9月	1.最新ニュース(9件) ・職場相互パトロールの実施 ・全国労働衛生週間準備期間・労働衛生週間の実施 ・原災法に基づく原子力総合防災訓練 2.安全ニュース・安全衛生瓦版(3件)	452	トップページのリニューアル

2.3 各種協議会組織への支援活動等

(1) 放射線安全衛生強化推進協議会
定例活動

平成 13 年 3 月 1 日付けで設置した放射線安全衛生強化推進協議会(放安協)の今期の活動内容を表 2-3-1 に示す。

表 2-3-1 放射線安全衛生強化推進協議会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
8 月 21 日 (定例会)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度第 1 四半期安全衛生管理状況報告について ・センター会協議会の活動状況について(放射線安全部、環境センター、再処理センター、プルセンター) ・平成 15 年度放射線安全衛生強化推進協議会活動状況について ・東海事業所消防計画の改正について ・安全ニュース等の紹介について 	

会 長 : 所長

副会長 : 環境保全センター長、再処理センター長、Pu 燃料センター長、放射線安全部長、常陽産業(株)、日揮(株)

委 員 : 原子力技術(株)、検査開発(株)、エイ・ティ・エス(株)、木村化工機(株)、千代田メンテナンス(株)、石川島播磨重工(株)

事務局 : 安全対策課

(2) 安全推進協議会

平成10年12月に常駐請負会社を中心として設立された安全推進協議会(安推協)にオブザーバー参加し、安全に関する各種の情報提供等を実施している。今期の活動内容を表2-3-4に示す。

表2-3-4 安全推進協議会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
7月25日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月期：推進協議会の議事録について(審議) ・ 夏の交通事故防止県民運動に伴う交通安全啓蒙への協力について ・ サイクル機構東海事業所からの情報紹介(審議) ・ 7月期行事：安全パトロールの実施 	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p>
8月22日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月期：推進協議会の議事録について(審議) ・ 夏の交通事故防止県民運動に伴う交通安全啓蒙への協力について実施報告 ・ 7月度安全パトロールの結果報告 ・ サイクル機構からの情報紹介(報告) 	審議終了
9月25日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月期：推進協議会の議事録について(審議) ・ 交通安全スローガン応募結果について) ・ 9月交通立哨について ・ 平成15年度労働安全衛生週間(準備期間)行事について ・ 薬物乱用防止講演会について 	審議終了

会 長：常陽産業(株)

副会長：(株)関電工、検査開発(株)

幹 事：日揮(株)、(株)神戸製鋼所、東興機械工業(株)、(株)ペスコ、エイ・ティ・エス(株)、木村化工機(株)、原子力技術(株)(幹事長)

会計監査：東陽電設(有)、(株)NESI

オブザーバー：安全対策課

2.4 化学物質管理業務等

平成 15 年度第 2 四半期における化学物質の排出量等の取りまとめを実施した。

また、作業者に対する化学物質のリスクアセスメント手法については、7 月～8 月にかけて実施した代表部署における試行結果を踏まえ、9 月から事業所内における全てのリスクアセスメント対象部署において試行を開始した。作成した「化学物質のばく露に係わるリスクアセスメント要領」を付録に添付するので参照されたい。

そのほか、化学物質管理規則に基づく化学物質管理責任者等を対象とした教育を 8 月 20 日～21 日に実施した。

2.5 保安教育訓練管理システムの整備

平成 13 年 10 月より本格運用を開始した教育訓練データベースについて、帳票機能及び検索機能の充実を図るためシステムの整備を進め、平成 14 年 3 月に終了し、各課室からイントラネットを利用して教育訓練実施状況の入力、帳票出力、教育履歴の検索等が可能となった。

また、大洗工学センター、人形峠環境技術開発センターとも共有化し平成 14 年度 4 月から運用を開始した。

今四半期は、平成 15 年度のシステムの高度化について、各部・センターからの情報収集を行い、15 年度の仕様について検討を行った。

2.6 その他の活動

(1) 快適職場づくりへの取り組み

東海事業所では、国の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、14年度の業務目標に「快適職場づくりの推進」を取り上げ、衛生管理者会議の協力を得て取り組んでいる。

今四半期は、所の快適職場づくりの職場環境改善方針及び改善重点目標を受け、各部・センターは、各部・センター毎の快適職場づくり推進計画に基づいて実施している。

また、各部・センターにむけて、快適職場づくりを推進する上で、方針・目標等の周知状況、所目標の音楽内容の改善及び分煙状況等の情報を得、今後の活動に資することを目的とした調査を行うべく、調査方法及び調査項目を検討した。

(2) Pu-3 工程設備解体室における火災への対応

平成 15 年 4 月 21 日に発生したプルトニウム燃料第 3 開発室工程設備解体室における火災に関連する各種改善対策等の水平展開を継続して実施した。具体的な水平展開項目については、プルトニウム燃料センターからの業務連絡を受けて、品質保証室が中心となって所内に展開した。付録として水平展開を指示した業務連絡を添付するので参照されたい。

(3) K Y T トレーナー及び R S T トレーナーの養成

平成 15 年度東海事業所の目標に安全に係る有資格者の養成が掲げられていることから、K Y T トレーナー（危険予知活動指導員）及び R S T トレーナー（労働省方式安全衛生教育指導員）を養成することとし、前期において業務連絡により各部・センターから受講者の募集を行いとりまとめた。各部・センターの受講者数を表 2-6-1 に示す。

表 2-6-1 K Y T トレーナー及び R S T トレーナー養成人数

部 署	K Y T	R S T	備 考
保安管理部	3	0	RST は下期に養成する予定
放射線安全部	1	1	
建設工務管理部	2	1	
環境センター	3	1	
再処理センター	4	1	
P u 燃料センター	4	4	
合 計	17 名	8 名	

3. 危機管理業務

3.1 危機管理業務概況

今期は、4月21日に発生したプルトニウム燃料第三開発室における火災の水平展開に伴う事故対策規則の改訂作業及び、1996年版IAEA輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴う事業所内輸送に係る放射性物質等所内運搬要領の見直し作業等を継続して進めるとともに、緊急時支援システムの継続整備に対応した。

また、米国テロに伴う警備強化体制を継続した。

なお、今期の異常等の発生に伴う危機管理対応（事業所対策会議以上の設置）は、下記のとおりである。また、8月4日20:57に発生した茨城県沖地震（茨城県北部震度4、水戸地区震度4）に伴う事業所内各施設点検結果の情報を集約し、外部関係機関へ報告した。

- (1) 放射線安全部環境前処理棟の灰化電気炉からの煙漏れ（7月11日）
- (2) プルトニウム燃料第三開発室中央管理室内のパソコン用無停電電源からの発煙（7月17日）
- (3) プルトニウム燃料第1開発室での臨界警報装置からの瞬間的な警報音の発生（8月22日）
- (4) 再処理センター作業員の管理区域内での体調不良（9月3日）
- (5) 環境保全センターC P F管理区域内実験室での作業員負傷（9月19日）

3.2 緊急時対応体制の整備

(1) 防災管理棟の整備

保安強化に基づき毎月の月例訓練、定例の総合訓練を実施し、緊急時支援システム（AV システム、データベースシステム）の起動・運用の確認及び、現場指揮所のインフラ基盤整備を実施した。

緊急時支援システムの整備（AV システム関連）

イ、自家用発電機の月例点検（1 回/月）を実施

8/20 ファンベルトの不良に伴い、緊急修理を実施。

ロ、現場指揮所（8 箇所）の月例点検（1 回/月）を実施。

特に TV 会議音声の調整及び、担当者への教育を実施。

点検項目の追加（モバイル送受信、デジカメ画像配信等）を実施。

ハ、2222、9999 の月例点検を実施（1 回/月）

ニ、緊急時対策所の日常巡視点検（1 回/毎日/毎直）を実施。

ホ、無停電電源装置の総点検を実施（異常なし）

緊急時支援システムの整備（データベース関連）

イ、事故支援システム既存データ（環境保全センター）の更新継続。

ロ、危機管理対応班当直日報のデータベース入力（PDF ファイル化）

ハ、パソコンの Windows XP 化に伴う、プログラム更新契約発注。

(2) 緊急時対応に係る保安教育・訓練の充実化

今期の「保安強化の日」に実施した月例訓練の実績は以下のとおりである。

7 月 11 日（金）月例訓練（放射線安全部）

分析作業時の破裂事故対応訓練

8 月 7 日（木）月例訓練（運営管理部）

アトムワールド火災対応訓練

9 月 11 日（木）月例訓練（プルトニウム燃料センター）

臨界事故を想定し事業所防災訓練として実施

3.3 危機管理教育及び訓練

(1) 危機管理教育

今期に本社が企画・実施した平成 15 年度の階層別危機管理教育について、東海事業所の参加者のとりまとめを行った(平成 15 年度分は第 3 回で終了)、管理監督職の危機管理教育(第 2 回)

- ・参加人数 : 71 人
- ・実施時期 : 7 月 8 日(13:05 ~ 15:45)
管理監督職の危機管理教育(第 3 回)
- ・参加人数 : 64 人
- ・実施時期 : 7 月 23 日(13:15 ~ 16:15)

(2) 事業所防災訓練

今期は、9 月 11 日(木)に防災業務計画に基づいた事業所レベルの防災訓練を、プルトニウム燃料第三開発室における臨界事故を想定して行った。

3.4 警備及び入構管理

(1) 警備関係

東海事業所警備規則及び核物質防護規則に基づき、構内警備・事業所周辺の警備を実施するとともに出入管理業務を継続実施した。

また、正門警備所更新工事を、平成 16 年 1 月完成予定で継続した。

(2) 入構管理

正門警備所及び田向門警備所において外来者の入構管理を継続実施した。

また、所内の従業員及び長期出入業者に対して出入許可証（ID カード）及び車輛入構許可証を新規又は変更等の申請に基づいて発行するとともに、台帳管理を継続して実施した。

今期の各門における入構者数及び車輛台数を表 3-4-1 に、出入許可証及び車輛入構許可証の発行実績を表 3-4-2 示す。

表 3-4-1 入構者及び入構車輛実績

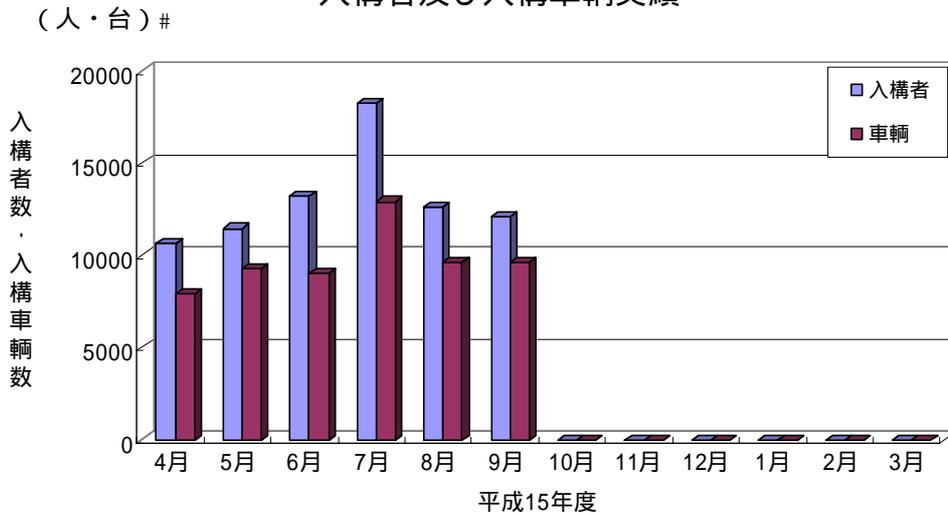
種類	門	7月	8月	9月	15年度 累 計	月平均
入構者数 (人)	正門警備所	7,315	5,361	5,739	35,683	5,947
	田向門警備所	10,942	7,241	6,318	42,530	7,088
	計	18,257	12,602	12,057	78,213	13,035
車輛台数 (台)	正門警備所	5,539	4,325	4,528	28,180	4,697
	田向門警備所	7,362	5,283	5,068	30,162	5,027
	計	12,901	9,608	9,596	58,342	9,724

表 3-4-2 出入許可証及び車輛入構許可証発行実績

種 類	7 月	8 月	9 月	15 年度累計
出入許可証	175	135	120	1208
車輛入構許可証	87	50	84	729

#

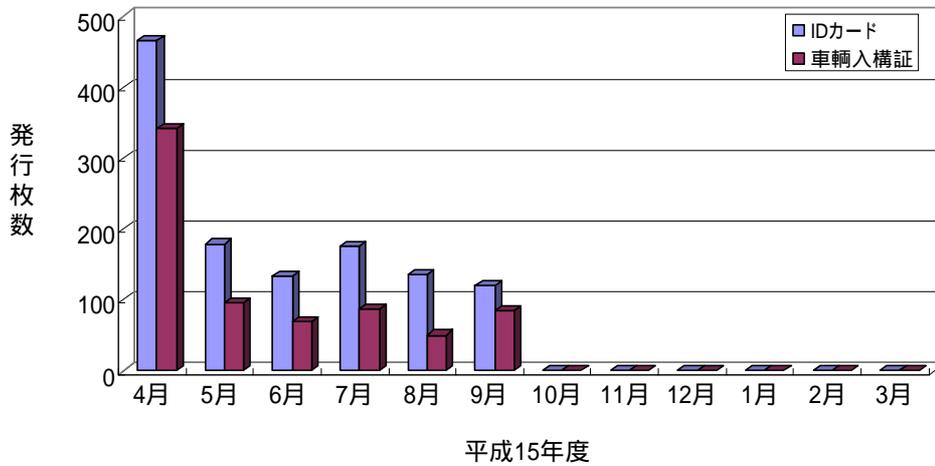
入構者及び入構車輛実績



#

#

IDカード・車輛入構証発行実績



#

3.5 核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務#

(1) 核物質防護管理

特定核燃料物質の防護については、核物質防護規定に基づき 6 月期～8 月期における特定核燃料物質の在庫量、移動の状況、設備の点検保守、巡視の状況、不法行為の発生の状況について各部・センター分をとりまとめ、核物質防護管理者に報告した。

(2) 保障措置関連

核物質の未申告使用を防止するため、核物質を取扱わない施設も査察の対象となり、IAEA 保障措置協定の追加議定書が平成 11 年度に締結された。この追加議定書に基づき、東海事業所の全施設を対象とした補完的アクセスが実施されている。

今期は、表 3-5-1 に示す補完的アクセスが実施され、各部・センターの関係者と協力して対応するとともに、実施結果をとりまとめ本社に報告した。

表 3-5-1 補完的アクセス対応状況

実施日	対象施設	実施結果	備考
7 月 15 日	放出廃液油分除去施設 (C 施設) プルニウム燃料第三開発室 (ATR 棟)	問題なし#	24 時間前通告
7 月 25 日	J 棟、応用試験棟	問題なし	24 時間前通告

3.6 その他

(1) 消防班活動

東海事業所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長1名、副班長3名、班員21名の計25名で構成され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

今期は、定期訓練を実施したほか、月例訓練に参加・協力した。

今期の消防班の活動実績を表3-6-1に示す。

表 3-6-1 消防班の活動実績

実施日	活動内容	備考
7月11日	器具点検(箕輪プール)	参加11名
7月25日	講義	参加13名
8月8日	座学	参加14名
8月22日	基本操作	参加14名
9月5日	基本操作	参加13名
9月19日	基本操作	参加7名

(2) 防災管理棟見学者対応

防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これらの見学者に対して、機能・システムに関する運用等の説明を行った。

見学者の対応実績を表3-6-2に示す。

表 3-6-2 防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累計	備考
7月	58人	2877人	H13.3.27運用からの累計
8月	29人	2906人	同上
9月	47人	2953人	同上

#

4. 品質保証関連業務

4.1 品質保証活動業務

(1) 品質保証委員会活動

平成 15 年度の定期自主品質監査の監査項目は以下の 4 点として計画した。

各施設共通の確認事項

2 ヶ年計画における要求事項の項目

事業所で発生したトラブル等 に係る QA 上の観点から再発防止のため

の確認項目

業務の品質監査

なお、定期自主品質監査の実施に先立ち、安全規制の見直しによる品質保証の導入、OHSMS/EMS 基本規則との整合、運用を図るため実施責任者、職務の明確化、実施方法の変更等や定期自主品質監査要領の改訂を 9 月に行った。

(2) 平成 15 年度指導会/検討会について

7 月より再処理センターは「再処理施設における保全計画の策定システムの確立」、支援部門は「教育の有効な管理」を活動テーマとして改善活動に取り組むことになった。第 1 回指導会は、平成 15 年 7 月 28 日に実施され、主にテーマ選定理由、活動計画に関し先生から以下に示すコメントが出された。

テーマの重要性が認識されることが大事である。その上での対策が重要である。

教育関連の情報がうまく伝わらない。その対策を考える。一括管理も一案である。

現状の調査において、要因は推測できるが、方向性はチームとしてシミュレーションや議論をしてほしい。

なお、平成 15 年度より指導される先生は、早稲田大学 理工学部経営システム工学科教授に替わった。

(3) 品質保証担当者調整会議

品質保証担当者調整会議は、各部・センターの品質保証業務の実務担当者をメンバーとして、品質保証活動に関する運用上の問題点等の検討、品質保証実施結果案及び次年度品質保証推進活動計画の調整、本社からの連絡・トピックスの報告や所品質保証委員会への報告・審議事項等の調整等を行うこととして、必要のつど開催している。

今期における品質保証担当者調整会議の実績を表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1 品質保証担当者調整会議

開催日	項目	備考
8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度自主品質監査実施計画について ・平成15年度機構安全・品質監査の実施について 	

(4) ISO 実務教育、階層別教育

本社主催の ISO9001 内部監査員研修(7月24・25日16名参加)が行われ、全員内部監査員の資格を得た。

階層別教育は、主務 クラス(7月25日21名参加) 上級専門職(8月5日1名参加) 専門職(8月6日18名参加) 一般職(9月30日62名)が行われ、出席者に対しに周知するとともに、参加者のとりまとめを行なった。

(5) 保安規定への品質保証導入に係る分科会(品質保証委員会分科会)

保安規定への品質保証の導入に関して施設品質保証計画書及び関連文書を作成するため品質保証委員会の下に保安部長を委員長とする分科会を設置し、検討を行った。表 4-1-2 に開催実績を示す。

表 4-1-2 品質保証委員会分科会

開催日	項目	備考
8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定への品質保証導入に係る現状 ・品質マニュアル及び下部要領書作成の方針について ・施設 Q A P と品質マニュアルとの違い 	
8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設保安のための品質保証指針(案)の検討 ・原子力安全規制見直しへの対応状況について 	

(6) 機構安全・品質監査

今年度の機構安全・品質監査は、東海事業所、放射線安全部及び環境センターを対象として9月9日～12日に実施され、東海事業所の事務局として対応した。今年度の監査項目及び監査結果を表 4-1-3 に示す。

表 4-1-3 機構安全・品質監査の監査項目及び監査結果

実施日	被監査部署	監査項目	監査結果
9月9日 9月10日	放射線安全部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達管理 ・ 保守・改造工事の管理 ・ 文書及び品質記録の管理 ・ 教育及び訓練と認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規配属者必須教育項目の明確化 (要望事項)
9月11日 9月12日	環境センター		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格認定の記載 ・ 必要な実務教育項目・計画の作成 (要望事項)

4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務

- (1) 「転倒災害が予測されるリスクの改善」の取り組み
リスク再評価結果の取りまとめを行い、第 47 回 OHSMS/EMS 委員会(7 月 28 日)で審議し了承された。結果は以下の通りである。
リスクレベル変更件数 49 件 (リスクレベル c,d)
新たに追加されたリスク件数 919 件 (リスクレベル b,c,d)
(リスクレベル b:2 件抽出)
- (2) 平成 15 年度中間報告の取りまとめ
平成 15 年度 OHSMS/EMS 目的及び目標の活動に関し、第 1 四半期から第 2 四半期の活動結果について各部センターから報告を受け、事業所として各項目毎に取りまとめ、第 49 回(9 月 25 日)OHSMS/EMS 委員会へ報告した。
- (3) 事故、事故誘因不適合並びに是正及び予防措置要領書の改定
労働災害に該当しない疾病管理及び事故対策規則の改定に基づく改定を行った。改定にあたっては、第 46 回(6 月 25 日) OHSMS/EMS 委員会で審議し了承され 7 月 15 日に OHSMS/EMS 管理責任者の承認を受け、同日より運用を開始した。
- (4) 労働安全衛生/環境マネジメントシステム基本規則の改定
7 月 15 日の安全衛生/化学物質委員会 (諮問番号 15(安衛委)11)での審議、了承を得て、所長の承認後 8 月 1 日より運用を開始した。
- (5) 平成 15 年度内部監査の実施に向けた取り組み
平成 15 年度の OHSMS/EMS 内部監査に向け、部・センターから推薦された内部監査員候補者(25 名)と今年度から新たに内部監査スタッフ(2 名)の任命(7 月 1 日)を行った。しかし、内部監査員については推薦依頼人数に対して推薦者数が下回ったため、再度追加依頼(8 月 1 日)をするに至った。
監査員任命を受け、監査員会議等を開催し監査対象先の選定(26 部署)、チームリーダー指名、チーム編成(5 チーム)及び内部監査チェックリスト作成、監査対象先への回答記入依頼(9 月 19 日)、14 年度内部監査指摘事項の処置結果の回答依頼(9 月 22 日)等を行うとともに、内部監査員スキルアップ教育(9 月 1 日)を実施した。
今年度の内部監査の重点は、書類監査に加えた現場監査の実施、施設品質保証(QAP)監査と共通的な項目について、本マネジメントシステムと同時監査を保安管理部を対象に実施する 2 点である。このため、チェックリストの確認内容及び内部監査員に ISO9000s 有資格者を充てる等の調整を行う等、監査に向けた準備を行った。
- (6) 「化学物質リスクアセスメントの試行」に向けた取り組み
リスクアセスメント手法案の妥当性を確認するために 3 セクターの代表部署

(各 1 課室)による試行を 7 月 24 日～8 月 12 日にかけて実施した。

なお、実施にあたり試行説明会を 7 月 24 日に開催した。

代表部署試行結果は、第 48 回 OHSMS/EMS 委員会(8 月 28 日)で報告・審議し了承された。また、あわせて全部署試行に向けての審議を行い了承された。

全部署試行では、化学物質管理規則運用課室 Gr(44 課室 Gr)を対象にした説明会を 9 月 9 日に開催した。また、試行期間は 9 月 9 日～10 月 31 日までとした。

(7) 労働安全衛生/環境活動推進ニュースの発行

第 26 号を 9 月 4 日に発行し、労働安全衛生及び環境保全活動の啓蒙を図った。

(8) 「環境・安全レポート 2002」の作成(配布)

東海事業所の平成 14 年度(2002 年)事業の展開において、労働安全衛生及び環境についての方針を掲げ、労働安全衛生及び環境マネジメントシステムに基づき、安全及び環境水準の向上に取り組んできた。その結果を「安全衛生」及び「環境」について、「環境・安全レポート」として平成 14 年度の活動の概要と実績を 5 月下旬から取りまとめ、8 月に印刷を終了し、8 月 18 日に各部・センター及び関係者に配布した。

(9) 教育・研修

環境法教育(15.07.11 実施分)

環境保全活動に係る関係法令体系、内容及び環境マネジメントシステムの理解を趣旨に国際規格(ISO)取得・維持支援活動の一環として、講師に外部専門講師を招聘し、7 月 11 日に「ISO14001 環境法研修会」(20 名参加)を開催した。

OHSMS/EMS 内部監査員の養成教育

平成 15 年度 OHSMS/EMS 内部監査員養成教育計画に基づき、外部審査登録機関から講師を招聘し、昨年度に引き続き事業所内管理者を対象に養成教育を 6 月 26、27 日(16 名参加)、9 月 3、4 日(16 名参加)の 2 回実施した。

当初予定は 6 月のみ実施する計画であったが、受講希望者が多数に上ったため、急遽 9 月に追加の養成教育を実施した。

内部監査員スキルアップ教育

11 月に実施を予定している OHSMS/EMS 内部監査に向け、平成 15 年度 OHSMS/EMS 内部監査員を対象にスキルアップ教育(26 名参加)を 9 月 1 日に実施した。

今年度の内部監査員は新規に監査員となった者が多いことから、講義、演習の他に模擬監査を充実させて実施した。

4.3 事故・トラブル、良好事例等の水平展開

(1) 事故・トラブル等

サイクル機構内外の事故・トラブル事例等のうち、サイクル機構内に一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各事業所に水平展開を図っており、保安管理部は東海事業所の窓口としてとりまとめを行っている

所内水平展開の実施

4月21日発生したプルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災について改善等の対応として、情報収集のルールを規定した文書の見直しや「火災時の現場における対応要領書」の作成等により対応した。実施した所内水平展開を表4-3-1に示す。

表 4-3-1 水平展開実施状況

番号	件名	水平展開事項
H15-4	プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災	巻末参照
H15-5	M棟におけるハーフスーツの損傷	ハーフスーツを着用して作業を行う場合、切断片、周囲の鋭利な物を考慮して必要な保護具を着ける旨、作業手順書・マニュアル等に記載すること。 ハーフスーツを着用して作業を行う場合、ハーフスーツの損傷防止の観点からリスクアセスメントを実施し、必要な作業手順書・マニュアル等の見直しを行うこと。

社内水平展開

- ・ 大洗工学センター高速実験炉「常陽」の自動停止
水平展開(03-03)
本社業連 15(安)168 所内業連 15(保連)0099

(2) NS ネット良好事例

NS ネットに関する良好事例は、平成 12 年度から関係機関の事業所において相互評価が実施され、その中から摘出されたものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、東海事業所として良好事例の水平展開を実施している。今期は第 31 回の良好事例を展開した。実施結果を表 4-3-2 に示す。

表 4-3-2 平成 15 年度 NS ネット良好事例の実施結果
(第 2 四半期)

回数	被事業所名	実施日	良好事例 (件数)	紹介・参考 事例 (件数)
第 31 回	日立造船(株) 有明機械工場	5 月 20 日 ~ 22 日	13	1

4.4 安全性総点検処置状況

平成 15 年度第 2 四半期（9 月末現在）における安全性総点検の処置状況について、各センターからの処置報告結果の確認と取りまとめ及びフォローを行った。その結果、今四半期の処置状況は、実際に措置が完了（終了）したものが 2 件（再処理センター）で、引き続き処置を継続して行う残案件は 7 件であった。

これら安全性総点検の処置状況実施結果については、本社安全推進本部へ業連にて報告している。

平成 15 年度第 2 四半期現在の安全性総点検処置状況一覧を、表 4-4-1 に示す。

表 4-4-1 平成 15 年度第 2 四半期 安全性総点検処置状況一覧

平成 15 年 9 月末現在

関係部署	全件数	処置完了件数（平成 15 年 3 月 31 日現在）	15 年以降対応件数	平成 15 年度措置状況		処置完了件数（終了）	第 2 四半期残案件数（処置継続）	処置率
				上期	下期			
東海事業所合計	1611	1602	9	2		2	7	99%
開発調整室	6	6	0					100%
保安・放安部（旧安全管理部）	104	104	0					100%
運営管理部	29	29	0					100%
建設工務管理部	110	110	0					100%
環境保全センター	470	470	0					100%
再処理センター	598	591	7	2		2	5	99%
プルセンター	290	288	2	0		0	2	99%
本社（人材開発課）	4	4	0					100%

5. 各種委員会活動

5.1 安全衛生・化学物質委員会

安全衛生・化学物質委員会は、定例の委員会として毎月第 3 火曜日の開催を原則としており、今期においては定例の委員会が開催された。

安全衛生・化学物質委員会の活動内容を、表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 安全衛生・化学物質委員会の活動内容

(1/3)

開催日	議 題	審議結果等
7月15日 (火) 定例	<確認事項> 1.平成15年7月1日付け安全衛生・化学物質委員会委員名簿の確認 2.前回委員会議事概要(案)の確認	了承 了承
	<審議事項> 1.労働安全衛生マネジメントシステム基本規則の改定について 2.東海事業所消防計画の変更について 3.東海事業所安全専門委員会規則の変更	原案のとおり承認 一部修正のうえ承認 原案のとおり承認
	<報告事項> 1.平成15年度危険物安全週間行事の実施結果について 2.電気保安委員会報告(7月期) 3.東海事業所安全専門委員会報告(6月期) 4.安全主任者会議報告(7月期) 5.衛生管理者会議報告(7月期)	
	<その他> 1.安全衛生・化学物質委員会による職場巡視結果報告	

(2/3)

開催日	議 題	審議結果等
8月1日 (金) 臨時	<確認事項> 1.平成15年7月16日付け安全衛生・化学物質委員会委員名簿の確認 2.前回委員会議事概要(案)の確認	了承 了承
	<審議事項> 1.共通安全作業基準「作業の実施体制」の改定について 2.東海事業所事故対策規則の変更について 3.核燃料物質使用施設保安規定の変更	一部修正のうえ承認 一部修正のうえ承認 原案のとおり承認
	<報告事項> 1.平成15年度電気使用安全月間運動について	
8月26日 (火) 定例	<確認事項> 1.前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1.核燃料物質使用施設保安規定、放射線保安規則及び放射線管理基準の変更 2.核燃料物質使用施設保安規定の変更 3.平成15年度労働衛生週間(準備期間)の取り組みについて	原案のとおり承認 原案のとおり承認 原案のとおり承認
	<報告事項> 1.東海事業所における個人被ばく管理状況 2.平成15年度安全週間・準備期間の実施結果報告 3.東海事業所安全専門委員会報告(7月期) 4.安全主任者会議活動報告(8月期) 5.衛生管理者会議報告(8月期) 6.安全管理別棟における右掌部の軽微な負傷について【軽微負傷報告】	

(3/3)

開催日	議 題	審議結果等
9月16日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 核燃料物質使用施設保安規定及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更 2. 平成15年度高圧ガス保安活動促進週間行事の実施について 3. 核燃料物質使用施設保安規定及び放射線保安規則の変更	原案のとおり承認 原案のとおり承認 原案のとおり承認
	<報告事項> 1. 電気保安委員会報告(9月期) 2. 東海事業所安全専門委員会報告(8月期) 3. 安全主任者会議活動報告(9月期) 4. 衛生管理者会議報告(9月期)	

委員長(議長): 所長代理

委員: 事業所が指名する者11名、事業所労働組合が推薦する者11名

事務局: 安全対策課

5.2 東海事業所安全専門委員会

東海事業所安全専門委員会は、主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会であり、毎月最終水曜日を定例として必要に応じて臨時委員会を開催している。今期の活動内容を表 5-2-1 に示す。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会にサイクル機構外の委員を任命することとし、平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1 東海事業所安全専門委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
7 月 30 日 (水) (7 月定例)	1. 第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設から M 棟屋外中間廃水ピットへの廃水移送方法の変更に伴う核燃料物質使用施設保安規定の変更	審議終了
	2. 洗濯場を施行令第 16 条の 2 非該当施設にすることに伴う核燃料物質使用施設保安規定、放射線保安規則及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更	審議終了
	3. ウラン系施設における給排気設備の運転方法の変更に伴う核燃料物質使用施設保安規定及び放射線保安規則の改正	審議終了
	4. 火災に関する通報ルールの明記等に伴う東海事業所事故対策規則の変更	審議終了
	5. IAEA 輸送規則取入れに伴う放射性物質等事業所内運搬要領の改正	審議終了
8 月 25 日 (月) (8 月定例)	1. 安全管理別棟の核燃料物質の使用廃止に伴う使用変更許可申請(安全管理別棟、洗濯場)	審議終了
	2. 所内の放射性物質等の運搬区間の変更に伴う放射性物質等所内運搬要領の変更	審議終了
	3. 高レベル放射性物質研究施設(CPF)における直接抽出装置の設置に伴う核燃料物質使用変更許可申請	審議終了
9 月 24 日 (水) (9 月定例)	1. J 棟における業務所掌の見直しに係る核燃料物質使用施設保安規定の変更	審議終了

委員長 : 核燃料取扱主任者

委員 : RI 主任者、電気主任者、放射線安全部長、環境センター核取主務者、プルセンター核取主務者、運搬検討専門部会長、放射線安全部放射線管理第二課長、環境センター研究主幹、環境センター技術主幹、再処理センター技術部次長、再処理センター分析一課員、プルセンター技術主幹、プルセンター検査課長代理、建設工務部管理グループ員

外部委員 : 4 名

事務局 : 品質保証室

5.3 品質保証委員会

品質保証委員会は、業務品質保証活動の推進を目的として設置された委員会である。品質保証委員会は、5月より定例化（毎月第四木曜日）とすることになった。今期における品質保証委員会の活動内容を表5-3-1に示す。

表5-3-1 品質保証委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
8月28日 (第22回)	< 報告事項 > 1. 原子力安全規制見直しへの対応状況について < 審議事項 > 1. 平成15年度定期自主品質監査実施計画について	審議終了
9月25日 (第23回)	< 審議事項 > 1. 品質保証自主監査要領の改訂について 2. 東海事業所品質保証計画書の改正の方向性について	審議終了 審議終了

委員長：副所長（プルトニウム燃料センター長）

副委員長：所長代理

委員：副所長（環境センター長）、副所長（再処理センター長）、放射線安全部長、運営管理部長、建設工務管理部長、保安管理部長、開発調整室長、東海事業所技術主幹

事務局：品質保証室

5.4 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境マネジメントシステム（EMS）委員会

OHSMS 委員会は、東海事業所の労働安全衛生問題を検討・審議、EMS 委員会は、東海事業所の環境問題を総合的に捉えて検討審議することを目的に設置された委員会である。今期における OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
7月28日 (第47回)	< 審議事項 > 1. 転倒災害が予測されるリスクを改善の実施結果 2. OHSMS/EMS における緊急事態の特定結果について	審議終了 審議終了
8月28日 (第48回)	< 審議事項 > 1. 化学物質に係るリスクアセスメントの施行について 2. 新規法令（健康増進法）と改定法令（森林法）の要求事項登録表の制・改定について	審議終了 審議終了
9月25日 (第49回)	< 審議事項 > 1. 環境マネジメントシステム活動に関する目的・目標の総括（案）について 2. 労働安全衛生マネジメントシステム活動に関する目標の総括（案）について 3. 平成 15 年度 東海事業所の目的・目標達成状況の中間報告について	審議終了 審議終了 審議終了

委員長：副所長（プルトニウム燃料センター長）

委員長代理：東海事業所技術主幹

委員：開発調整室代理、運営管理部事務主幹、安全研究 GL、保安管理部技術主幹、建設工務管理部次長、環境保全・研究開発センター品質保証 GL、再処理センター技術主幹、プルトニウム燃料センター品質保証 GL

事務局：品質保証室

5.5 安全主任者会議

今期の安全主任者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1 安全主任者会議の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
7月7日 (定例)	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通安全作業要領「A-2 保安教育・訓連要領」の改定 2. 共通安全作業要領「C-7 グローブボックス等設備機器の切断・溶断作業の管理要領」の制定 3. 共通安全作業基準「I 作業の実施体制」の改定 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全活動に関する情報 2. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 	<p>審議終了 継続審議</p> <p>審議終了</p>
7月16日 (臨時)	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (継続審議) 共通安全作業要領 C-17「グローブボックス等設備機器の切断・溶断作業の管理要領」の改定 2. (継続審議) 共通安全作業基準「I 作業の実施体制」の改正 3. 共通安全作業要領「A-6 作業責任者認定制度の運用要領」の改定 	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p>
8月4日 (定例)	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全管理棟別棟における右掌部の軽微な負傷 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通安全作業基準「I 作業の実施体制」の改正 2. 安全活動に関する情報 3. 安全主任者会議安全巡視結果 4. 各安全主任者からの保管管理状況の報告（トピックス）等 	<p>審議終了</p>
9月2日 (定例)	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通安全作業要領「D-1 一般公害施設の管理要領」改定 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全活動に関する情報 2. 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等 	<p>審議終了</p>

議 長 : 専任衛生管理者
 委 員 : 各部・センター安全主任者 7 名
 事務局 : 安全対策課

5.6 衛生管理者会議

今期の衛生管理者会議の活動内容を表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1 衛生管理者会議の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
7月9日 (定例)	<報告事項> 1.各センター・部衛生巡視結果の確認及び5月期作業環境測定結果の確認 2.平成15年度全国労働安全週間行事について <検討事項> 1.快適職場づくりの推進「分煙活動について」 2.衛生管理者会議による衛生巡視結果	
8月7日 (定例)	<報告事項> 1.各センター・部衛生巡視結果の確認及び6月期作業環境測定結果の確認 <審議事項>(検討) 1.平成15年度労働衛生週間行事について <報告事項>(検討) 1.快適職場作りの推進「分煙活動について」 2.化学物質等有害業務従事者について 3.衛生管理者会議による衛生巡視結果	審議終了
9月3日 (定例)	<報告事項> 1.各センター・部衛生巡視結果の確認及び7月期作業環境測定結果の確認 2.衛生管理者会議による衛生巡視結果 <検討事項> 1.労働衛生職場相互パトロールについて 2.作業環境測定研修会について 3.快適職場の推進について(アンケート) 4.労働衛生週間行事について	検討終了 検討終了 検討

議 長 : 専任衛生管理者

委 員 : 産業医、各部センター衛生管理者6名

事務局 : 安全対策課

5.7 防火対策委員会

防火対策委員会は、事業所における防火管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

平成 15 年 4 月 21 日のプルトニウム燃料センター火災通報遅れ事案の反省を受けて、防火対策委員会審議を経て平成 15 年 8 月 1 日付消防計画の改訂を行った。主な改訂点は以下の通りである。

- ・ 防火対策委員会に防火教育及び訓練に関する事項を追加
- ・ 請負業者等が設置した現場事務所等の火災発生時の対応について具体的に明記
- ・ 火気使用箇所の自主検査及び検査記録の保管を明記
- ・ 火気使用許可が必要な火気を明記
- ・ 火気使用上の防火対策基準を明記
- ・ 展示館の避難計画の作成
- ・ その他

今期における防火対策委員会の活動内容を表 5-7-1 に示す。

表 5-7-1 防火対策委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
7 月 3 日	1. 消防計画変更案の説明 2. 安全衛生化学物質委員会に向けて	消防計画変更案の大筋合意
8 月 5 日	1. 消防計画の変更と防火対策委員による周知について 2. 今後の教育訓練の紹介	改正消防計画の周知説明及び改正後の教育訓練案を紹介

委員長 : 東海事業所防火管理者 (所長代理)

副委員長 : 保安管理部長

委 員 : 各部・センター各 1 名、消防班長

ワザバ : 保安管理部次長、危機管理整備室技術主幹

事務局 : 危機管理整備室

5.8 ダイオキシン類対策委員会

ダイオキシン類対策委員会は、労基署発 401 号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」に基づき、平成 13 年 10 月 1 日付けで設置された。安全対策課が事務局を担当し、6 ヶ月毎に 1 回の委員会開催を原則としている。今期の活動内容を、表 5-7-1 に示す。

表 5-8-1 ダイオキシン類対策委員会の活動内容

開 催 日	議 題	審議結果等
9 月 29 日	<審議事項> 廃棄物焼却施設の作業場における空気中のダイオキシン類の濃度測定結果	審議終了

委員長 : 所長代理

委員 : 産業医、専任衛生管理者、保安管理部衛生管理者、運営管理部衛生管理者、環境保全・研究開発センター衛生管理者、再処理センター衛生管理者、プルトリウム燃料センター衛生管理者、環境保全・研究開発センター環境保全部長、再処理センター環境保全部長、プルトリウム燃料センター環境保全部次長

事務局 : 安全対策課

5.9 保安管理部品質保証推進委員会

今期における保安管理部品質保証推進委員会の活動内容を表5-9-1に示す。

表5-9-1 保安管理部品質保証推進委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
7月16日 (第9回)	< 報告事項 > 1. 部品質マネジメントシステムの構築について 2. 文書管理体系図について 3. 文書管理について 4. コミュニケーション管理要領について 5. 品質保証室 作業手順書作成計画について	
7月30日 (第10回)	< 審議事項 > 1. コミュニケーション管理要領について < 報告事項 > 2. 保安部体系について 3. 各課室の作業の作業手順書、文書及び品質記録の分類の考え方	審議終了
8月27日 (第11回)	< 報告事項 > 1. 文書管理体系図について 2. 部品質マネジメントシステムの構築について 3. 文書・品質記録管理作業手順書について	
9月10日 (第12回)	< 審議事項 > 1. 品質保証自主監査手順書について	審議終了
9月17日 (第13回)	< 審議事項 > 1. 教育訓練要領書の制定について	審議終了

委員長 : 保安管理部次長

副委員長 : 保安管理部技術主幹

委員 : 安全対策課課長代理、安全対策課技術主幹、危機管理整備室技術主幹、品質保証室長、品質保証室室長代理、品質保証室技術主幹

事務局 : 品質保証室

6. 規程類の整備

保安管理部が所管する各種規程・規則類について、必要に応じて改正を行った。今期は使用施設保安規定、放射線保安規則、共通安全作業基準の一部改正を行った。

6.1 使用施設保安規定

使用施設保安規定については、前期に変更認可された内容について、施行に係る手続きを行い、7月7日付で施行した。また、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の廃水移送方法の変更に伴う変更認可申請を8月26日付で行い、9月24日付で認可された。変更内容を表6-1-1に示す。

表 6-1-1 使用施設保安規定

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
核燃料物質 使用施設保安規定	(1) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の新規運用に伴い、関連する条文、図及び表を変更する。 (2) プルトニウム燃料第一開発室セラミックス室(R-125)及びプルトニウム燃料第二開発室粉末調整室(A-103)に線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタを新設したことに伴い、関連する表を変更する。 (3) プルトニウム燃料第二開発室湿式回収室(A-104)の湿式回収精製設備を撤去したことに伴い、関連する表を変更する。 (4) その他、所要の見直しを行う。	申請 5月30日 15サイクル機構(安)010 認可 6月25日 15機文科科第8号 施行 7月7日
核燃料物質 使用施設保安規定	(1) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設からM棟屋外中間廃水ピットへの廃水移送方法を変更したことに伴い、関連する条文を変更する。	申請 8月26日 15サイクル機構(安)017 認可 9月24日 15機文科科第38号 施行 9月25日

6.2 放射線障害予防規定

放射線障害予防規定については、今期の変更はなかった。

6.3 事業所規則類

放射線保安規則及び核燃料物質使用施設放射線管理基準については、今期は以下の変更を行った。

変更内容を表 6-3-1 に示す。

表 6-3-1 事業所規則類の整備状況

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
放射線保安規則	(1)線量率、表面密度及び空気中の放射性物質濃度等の測定（記録）頻度を法令に定める頻度に合わせるため、関連する表を変更する。 (2)管理区域等の標識の表示箇所の明確化及び標識の種類の見直しに伴い、関連する図を変更する。	施行 7月7日
核燃料物質使用施設放射線管理基準	(1)線量率、表面密度及び空気中の放射性物質濃度等の測定（記録）頻度を法令に定める頻度に合わせるため、関連する表を変更する。 (2)管理区域等の標識の表示箇所の明確化及び標識の種類の見直しに伴い、関連する図を変更する。 (3)プルトニウム燃料第一開発室及びプルトニウム燃料第二開発室に線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタを設置したことに伴い、関連する図表を変更する。 (4)第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の新規運用に伴い、関連する条文、図及び表を変更する。 (5)その他、所要の見直しを行う。	施行 7月7日

6.4 共通安全作業基準

東海事業所共通安全作業基準については、随時見直し等を行い安全主任者会議において審議を経て制改訂を行っている。今期は前期に発生したPuセンターでの火災を教訓とした諸制度の見直しによる改訂を中心に実施した。今期の改訂実績を表6-4-1に示す。

表6-4-1 共通安全作業基準

(1/3)

規程類名称	整備内容	制定・改定日
共通安全作業要領 A - 2「保安教育・訓練」	消防計画の変更及び防火管理規則の廃止に伴う変更及び、教育・訓練カリキュラムの見直し。	7月9日改定
共通安全作業要領 C - 17「グローブボックス等設備機器の切断・溶断作業の管理要領」	<p>本管理要領は切断・溶断工具の一般産業での取扱方法に加え、グローブボックス等の解体現場での作業環境・状況に応じた取扱方法と安全対策、遵守事項を盛り込み、東海事業所及び大洗工学センターでのグローブボックス等設備機器の解体等における切断・溶断作業での経験、トラブル、ヒヤリハット事例、安全対策等を反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「切断・溶断作業に関する事前評価」 ・「切断工具の特徴及び切断・溶断作業への適応性」 ・「切断・溶断作業上の遵守事項」 ・「作業管理上の安全対策」 ・「作業管理上の遵守事項」 ・「点検」 	7月17日制定

(2/3)

規程類名称	整備内容	制定・改定日
共通安全作業基準 「作業の実施体制」	<p>定常の現場作業におけるチームリーダーは、認定制度により作業責任者の認定を受けることとし、更に現場には、現場責任者の認定を受けた者を配置する。</p> <p>非定常作業における作業責任者及び現場責任者は、認定制度により認定を受けた者を指名する。</p> <p>年間作業請負契約に基づく総括責任者又はその代理者を現場責任者に指名することができることとする。</p> <p>現場責任者は現場に常駐することを明記する。</p> <p>区域管理者及び年間作業請負契約に基づく総括責任者の職務を追記する。</p> <p>異常時の対応に現場前任者の役割を明記する。</p> <p>その他の所要の見直しを行う。</p>	8月8日改定
共通安全作業要領 A - 6 「作業認定者責任制度の運用要領」	作業責任者認定制度を請負工事以外の作業等へ適用拡大することに伴い、関連する事項の変更を行う。	8月11日改定

(3/3)

規程類名称	整備内容	制定・改定日
共通安全作業要領 D - 1 「一般公害施設の管理要領」	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る該当法令及び申請事項の明確化等に伴い、関連する事項の変更を行う。現行法令との整合性を図る。 (1) 該当法令の見直し及び申請事項の明確化を図る。 (2) センター長・部長が特定施設の設置等に関する申請を行う旨の追加する。 (3) 振動規制法及び騒音規制法に基づく地域の指定に関する事項の追加する。 (4) 公害担当者の業務の明確化を図る。 (5) 公共用水域への濁り水の排出のおそれがある工事等に対する対応の追加する。 (6) 法令に基づく対象施設である旨を示す専用シールに関する事項の追加する。 (7) 特定施設の申請状況の確認に関する事項の追加する。 (8) 施設、設備又は機械の設置、変更又は廃止に係る発注時における申請の必要性の確認に関する事項の追加する。 	9月16日改定

7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき、施設・設備の新設、増設、改造等の変更に伴う許認可に関し、東海事業所の窓口として監督官庁とのヒヤリング、所内事務手続き及び申請、届出に対応した。

今期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

また、前期において労働安全衛生法、水質汚濁防止法、振動規制法及び県公害防止条例に基づく設備等の設置等の申請漏れがあった件については、再発防止対策の検討等を進め、以下の対策等を実施することにより再発防止に努めた。なお、再発防止に係る関係資料を付録として添付するので参照されたい。

- 再発防止の徹底に係る業務連絡の発信・周知（7月10日）
- 申請漏れと再発防止に係る安全ニュースの発行（7月22日）
- 各部・センター担当者等に対する法令教育の実施（8月26日）
- 申請済設備等のリスト化及び保安管理部ホームページの掲載
- 申請に係る解説資料の作成及び保安管理部ホームページへの掲載
- 識別シールの作成及び各部署の申請済設備等への貼付
- 関係規則・要領等の改定

7.1 原子炉等規制法

今期における原子炉等規制法に係る許認可は 3 件であり、その実績を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 原子炉等規制法に係る許認可実績

核燃料物質使用変更許可申請

(1/2)

使用施設	許認可申請項目	記事
プルトニウム燃料第三開発室	1) 使用施設の位置、構造及び設備について 固体廃棄物一時保管室(1)及び固体廃棄物一時保管室(3)の部屋名称を廊下に変更する。	申請 8月29日 15サイクル機構(東海)502
プルトニウム廃棄物処理開発施設	1) 使用の目的及び方法について 目的番号(2)の使用の方法の「(3)非破壊分析法等により、プルトニウム廃棄物及び固化体に含まれるプルトニウム量及びウラン量を測定するための試験を行う。」を削除する。 2) 使用施設の位置、構造及び設備について 測定試験室(1)を資材保管室(1)に、測定試験制御室を資材保管室(2)に、測定試験室(2)を資材保管室(3)に変更する。 測定試験室(1)(P-303)、測定試験制御室(P-304)及び測定試験室(2)(P-305)に設置してある測定試験設備を撤去する。	
B棟	1) 廃棄施設の位置、構造及び設備について 廃棄物一時保管庫(B-21)の使用を取りやめる。	

使用施設	許認可申請項目	記事
J棟	<p>1) 使用の目的及び方法について 使用の目的にウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を追加するとともに、使用の方法に水蒸気改質処理試験装置を用いた難処理有機廃棄物の処理に係る試験を追加する。 使用の目的のうち、六ふっ化ウランの詰め替えについて、使用の方法にUF₆詰替装置を用いたUF₆充てん容器からUF₆シリンダへの詰め替えを追加する。</p> <p>2) 核燃料物質の種類について 核燃料物質の主な化学形態及び性状を追加する。</p> <p>3) 使用施設の位置、構造及び設備について 廃棄物一時保管室を作業室(4)に、準備室を分析室に、第一フードを第一保管室に、第二フードを第二保管室に、第四フードをUF₆回収室に、除染フードを除染場に変更する。 作業室(4)にUF₆詰替装置及び水蒸気改質処理試験装置を新設する。</p>	
高レベル放射性物質研究施設	<p>1) 使用施設の位置、構造及び設備について 実験室Aにグローブボックス GA-10 及びX線回折装置を新設する。 実験室Cに設置してあるグローブボックス GA-8A 内に基礎化学試験装置(5)を設置する。</p>	
応用試験棟	<p>1) 使用の目的及び方法について ウラン及びトリウムの分析・測定等の実習試験を廃止する。 トリウムの分析・測定を追加する。</p> <p>2) 貯蔵施設の位置、構造及び設備について 「ウラン保管庫」の名称を「保管庫」に変更するとともに、トリウムの貯蔵を行う。</p>	
洗濯場	<p>1) 使用の目的及び方法について 使用の目的及び方法に洗濯作業を追加する。</p> <p>2) 使用施設の位置、構造及び設備について 洗濯作業に係る室、設備等を使用施設とする。</p>	

核燃料物質の使用の許可に係る変更届

使用施設	許認可申請項目	記事
プルトニウム燃料第一開発室	プルトニウム燃料第一開発室への核燃料物質の受け入れに伴い、「5. 予定使用期間及び年間予定使用量」のうち、「濃縮ウラン及びその化合物(濃縮度 5 wt%未満)」の年間予定使用量を 13,000 kg (U量) から 14,000 kg (U量) に、また、事業所全体に係る「濃縮ウラン及びその化合物(濃縮度 20 wt%未満)」の年間予定使用量を 37,529.7 kg (U量) から 38,529.7 kg (U量) に、それぞれ変更する。	届出 7月8日 15サイクル機構(東海)320
B棟	年間予定使用量(最大存在量及び延べ取扱量)を明確にする。	届出 8月29日 15サイクル機構(東海)503
J棟	天然ウラン及びその化合物の年間予定使用量(最大存在量及び延べ取扱量)を変更する。	
高レベル放射性物質研究施設	年間予定使用量(最大存在量及び延べ取扱量)を明確にするとともに、濃縮ウラン及びその化合物、プルトニウム及びその化合物、ウラン-233 及びその化合物の年間予定使用量を変更する。	
応用試験棟	年間予定使用量(最大存在量及び延べ取扱量)を明確にするとともに、トリウム及びその化合物の年間予定使用量を変更する。	
洗濯場	年間予定使用量(最大存在量及び延べ取扱量)を明確にする。	
東海事業所	所全体に係る「天然ウラン及びその化合物」、「トリウム及びその化合物」、「濃縮ウラン及びその化合物」及び「ウラン-233 及びその化合物」の年間予定使用量を変更する。	

7.2 放射線障害防止法

今期における放射線障害防止法に係る許認可は 2 件であり、その実績を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記 事
応用試験棟	施設検査申請 実習室 2 を実習室 2 と実験室 4 に分割 ヒューム系排風予備機の性能変更 法改正に伴う見直し その他所要の見直し	申請 4 月 15 日 15 サイクル機構（東海） 0042 合格証 9 月 15 日 放検発 15 合第 149 号
	軽微変更届 実習室 2 における非密封 RI の使用の廃止 その他所要の見直し	届出 平成 15 年 9 月 17 日 15 サイクル機構（東海） 0572

7.3 労働安全衛生法

今期における労働安全衛生法に係る許認可は 2 件であり、その実績を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1 労働安全衛生法に係る許認可実績

件 名	内 容	該当施設	日 付
機械等設置届	局所排気装置等を設置する。	第二応用試験棟	7月10日
第一種圧力容器休止報告書	熱交換器(検査証 No.3144)を平成9年9月1日から休止してきたが、今後も使用する予定がないため休止期間を延長する。(休止期間：平成15年9月1日～平成16年8月31日)	アスファルト固化処理施設	8月21日

7.4 消防法

今期における消防法に係る許認可は、危険物施設関係 7 件及び消防設備関係 2 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1 消防法

	件名	内容	該当施設	日付
危険物施設関係	危険物取扱所完成 検査申請書	分離精製工場パネルハウス内に警報設備を新規設置する。	再処理センター 分離精製工場・除染場（危険物一般取扱所）	8月1日
	危険物取扱所設置 許可申請書	一般取扱所を設置する。	再処理センター 低放射性廃棄物処理技術開発施設発電機棟	8月8日
	危険物貯蔵所設置 許可申請書	地下タンク貯蔵所を設置する。	再処理センター 低放射性廃棄物処理技術開発施設発電機棟用地下タンク	8月8日
	火気使用工事届出書	ガスタービン指導空気配管更新のため配管の点付け溶接を行う。	プルトニウム燃料センター ユーティリティ棟非常用発電機室	8月29日
	危険物取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	指定数量の倍数を変更する。	再処理センター 分離精製工場・除染場（危険物一般取扱所）	9月2日
	少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	貯蔵数量変更に伴い廃止する。	モックアップ試験棟北側 少量危険物貯蔵庫	9月2日
	少量危険物貯蔵取扱届出書	少量危険物貯蔵庫を設置する。	モックアップ試験棟北側 少量危険物貯蔵庫	9月2日
消防設備関係	消防設備等設置届出書	自動火災報知設備の取替えに伴う設置届出。	プルトニウム燃料第三開発室	8月28日
	消防設備等設置届出書	自動火災報知設備の増設・取替えに伴う設置届出。	東海分室	8月29日

7.5 高圧ガス保安法

今期における高圧ガス保安法に係る許認可は 2 件であり、その実績を表 7-5-1 に示す。

表 7-5-1 高圧ガス保安法に係る許認可実績

件 名	内 容	該当施設	日 付
高圧ガス保安技術 管理者等届書	高圧ガス保安技術管理者 を職務分担の変更などに 伴い平成 15 年 4 月 1 日付 けで変更する。	クリプトン回収技 術開発施設用 Kr、 Xe ガス設備 液体 窒素供給設備 水 素供給設備	8 月 11 日
高圧ガス製造施設 軽微変更届書	貯槽安全弁の修理及び代 替品安全弁取付けを実施 したことにより変更す る。	地層処分放射化学 研究施設用液体窒 素・アルゴン製造 施設	8 月 11 日

7.6 環境法令

今期における環境関係法令に係る許認可は4件であり、その実績を表7-6-1に示す。

表7-6-1 環境法令に係る許認可実績

件名	内容	該当施設	日付
特定施設設置変更書(水質汚濁防止法)	Pu-1、Pu-3及びPWTFから発生する施設廃水の処理系統及び第二排水溝への放出系統の変更に伴い、汚水等の処理系統を変更する。	プルトニウム燃料センター	9月12日
許可工場変更許可申請書(茨城県公害防止条例)	許可工場として、水質に関する汚水等の処理系統の変更並びに騒音に係る特定施設の設置及び廃止を行う。	プルトニウム燃料センター 乾式プロセス・材料試験棟	9月12日
特定施設の使用の方法変更届出書(振動規制法)	空気圧縮機の設置場所及び使用時間の変更を行う。	J棟	9月30日
許可工場変更許可申請書(茨城県公害防止条例)	許可工場として、空気圧縮機及び送風機の設置、変更及び廃止を行う。	Pu-3 J棟	9月30日

8. 保安検査、立入調査等

8.1 保安検査官対応

平成 13 年 1 月 6 日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として下記の対応を行った。文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表 8-1-1 に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した。実際に行った対応項目及び対応方法一覧を表 8-1-2 に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

(1) 文部科学省保安検査官関連

施設巡視（週 4 回）

核燃料物質使用施設である環境保全・研究開発センター及びプルトニウム燃料センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視の際、保安検査官が施設側に対して指摘事項があった場合は現場側の対応を対応班がフォローして、保安検査官に対して指摘に対する措置、対応を報告した。

今期は、使用施設について計 50 回（環境保全・研究開発センター：25 回、プルトニウム燃料センター：25 回）巡視が行われた。その巡視実績を表 8-1-3 に示す。

放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の使用施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、環境保全・研究開発センターが A1 作業：16 件、S2 作業：5 件、プルトニウム燃料センターが S2 作業：4 件であり、合計 25 件であった。

定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

(a) 許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し、説明した。

(b) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(c) 運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(2) 経済産業省保安検査官関連

施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は定常的に実施された。

対応班は保安検査官と再処理センター側の担当と毎朝、巡視施設及び巡視時間について調整を行い巡視が行われた。

放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の再処理施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、S2 作業：33 件及び A1 作業：13 件であり、合計 46 件であった。

再処理施設関連ヒヤリング（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室ごとのヒヤリングが再処理施設内で定常的に実施された。この定常的なヒヤリングは、再処理側が保安検査官の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常的に実施した実施日等の記録を表 8-1-4 に示す。

定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

(a) 再処理運転記録及び日誌（毎日）

毎朝、再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。

(b) 再処理放管記録（毎日）

再処理施設のスタックからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、対応班が立ち会いのもと放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出した。

(c) 許認可週報（毎週）

毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許可の

状況について提出し、説明した。

(d) 再処理週報（毎週）

再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週提出した。

(e) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関することは文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の場を設け実施した。

対応班が今期に取り扱った異常事象は計 30 件であった。そのリストを表 8-1-5 に示す。

保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

文部科学省及び経済産業省の保安検査官と所内の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を経済産業省保安検査官とは原則として毎月 2 回定期的に開催している。今期は経済産業省保安検査官とは 7 月 8 日、7 月 22 日、8 月 12 日に計 3 回開催し、各施設の運転、稼働等の状況を各核取が保安検査官へ説明するとともに、保安検査官と核取との情報交換を行った。

東海事業所運転状況表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を提出し、説明した。

運転管理日報（毎日）

所内 LAN を使った環境保全・開発センター、プルトニウム燃料センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を取り込み保安検査官がパソコンでその状況を把握できるように、各センターの入力状況の確認を実施した。

保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。今期は文部科学省保安検査官が使用施設を対象に 7 月 29 日から 7 月 31 日に、経済産業省保安検査官は再処理施設を対象に 8 月 25 日から 9 月 12 日の期間にわたり実施した。対応班は保安検査を円滑に進めるため本庁も含めた保安検査官と現場側体制との窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1 原子力保安検査官体制

平成 15 年 7 月 1 日現在

所 管 省 庁	役 職 等	人 数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所 長 防災専門官	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 (運転管理専門官)	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所 長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	5 名

表 8-1-2 保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

H15.7.1 現在
(1/2)

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官 所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	放二課 保安検査官(毎日)	放安)放二課	-	スタックからの放出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝 対応班へFAX 対応班 保安検査官(毎日)	再)管理課	-	日誌	経産省
3	許認可週報	対応班へ提出(E-メール) 対応班 保安検査官(月曜日)	保安)品証室			文科省 経産省
4	再処理週報	対応班へ提出(E-メール) 対応班 保安検査官(月曜日)	再)品証室	-	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各センターが実績を16:00までに入力(毎日) 対応班(パソコンから印刷) 保安検査官	再)管理課	Pu)管理課 環)品質保証Gr	毎日の実績、LAN で保安検査官 認	文科省及び 経産省
6	運転管理状況表	安対課とりまとめ、対応班(パソコンから印刷) 保安検査官(金曜日)	保安)安対課管理チーム 対応班が出力		所内の運転状況 次週、次々週予定	文科省及び 経産省
7	保全伝票(写し)	発生の都度、対応班へ提出 対応班 保安検査官	再)保全課		発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書(写し)	発生の都度、対応班へ提出(FAX) 対応班 保安検査官	再)処理一課	-	発生の都度	経産省
9	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と様式1の写しを 事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒ ヤ(保安検査官が件名指定)	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1 特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安検査 官
11	G 作業(写し)	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出 対応班確認 保安検査官	-	計画起案課室	使用施設	文科省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ(保安検査官が指定)	建工)工務課等			所掌保安検査 官

(2/2)

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官 所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2・4火曜日の午後 使用施設関連：不定期	核取主任者、各センター核取主務者		第1回目 ：H12.9.26	経産省 文科省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡 対応班メモ作成 保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室		発生の都度	所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出 保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表（年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再）管理課 環境）品質保証 Gr Pu）保安推進 Gr 放安部、建工部		月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
17	運転計画表（年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再）管理課 Pu）管理課 環境）品質保証 Gr		月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	地域交流課			
19	休日体制表	総務課が対応班に提出 保安検査官（金曜日）	総務課			
20	見学予定一覧表	総務課が対応班に提出 保安検査官（月曜日）	総務課			文科省及び 経産省

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績(1)
(7月期)

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
7月1日 (火)	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
7月3日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
7月8日 (火)	10:00	環境センター	M棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二PWSF)	
7月10日 (木)	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
7月15日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
7月17日 (木)	10:00	環境センター	L棟, G棟, G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室、ウラン貯蔵庫	
7月22日 (火)	10:00	環境センター	A棟, B棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
7月24日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二PWSF)	
7月29日 (火)	10:00	環境センター	ウラン系廃棄物貯蔵施設、第1~6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫、中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
7月31日 (木)	10:00	環境センター	J棟, 廃水処理室, 廃油保管庫、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績(2)
(8月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
8月5日 (火)	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
8月7日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
8月12日 (火)	10:00	環境センター	M棟、第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
8月19日 (火)	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二PWSF)	
8月21日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
8月26日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
8月28日 (木)	10:00	環境センター	L棟, G棟, G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績(3)
(9月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
9月2日 (火)	10:00	環境センター	UWSF、第1～6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫、中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
9月4日 (木)	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (PWSF/第二PWSF)	
9月9日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設 (CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
9月11日 (木)	10:00	環境センター	M棟、第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設 (PWTF)	
9月16日 (火)	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室、ウラン貯蔵庫	
9月18日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設 (CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
9月25日 (木)	10:00	環境センター	J棟、廃水処理室、廃油保管庫、第2ウラン貯蔵庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
9月30日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設 (CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設 (PWTF)	

表 8-1-4 再処理 保安検査官対応記録
(7~9月)

(1/2)

月/日	課室名	指摘・意見等	備考
7/1	分析第一課	特に指摘事項はなし	
7/2	分析第二課	操作・保守記録に記載されている交代勤務時刻の欄において、2 勤から 3 勤の交替時刻の記載が 3 勤から 1 勤の交替時刻になっている等が見受けられるので適切な時刻とすること	
7/3	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
7/4	前処理課	特に指摘事項はなし	
7/7	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
7/9	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
7/10	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
7/11	転換技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタ備品置き場に低放射性廃棄物が置かれている。区別して置くこと ・ 低放射性廃棄物置き場に壁表示があるところとないところがある。課内で検討して統一すること 	
7/14	環境管理課	特に指摘事項はなし	
7/15	処理第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼用の HFCM が設置されているがサーベイ作業の頻度が多い区域に設置すべきではないか 	
7/16	処理第二課	特に指摘事項はなし	
7/18	処理第三課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育は、テスト等を取り入れ、実効性のある方法を検討してはどうか ・ 教育報告で参考になる意見があれば、次回教育に反映してはどうか 	
7/23	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
7/24	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
7/25	分析第一課	特に指摘事項はなし	
7/28	分析第二課	特に指摘事項はなし	
7/29	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	

(2/2)

月/日	課室名	指摘,意見等	備考
8/1	前処理課	特に指摘事項はなし	
8/4	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
8/5	処理第三課	特に指摘事項はなし	
8/6	処理第二課	特に指摘事項はなし	
8/7	転換技術課	特に指摘事項はなし	
8/8	環境管理課	特に指摘事項はなし	
8/11	処理第一課	特に指摘事項はなし	
8/11	前処理課	分離精製工場内トイレ水漏れ説明。特に指摘事項はなし	
8/18	処理第二課	特に指摘事項はなし	
8/19	処理第三課	特に指摘事項はなし	
8/20	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
8/21	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
8/22	分析第一課	特に指摘事項はなし	
9/16	分析第二課	教育・訓練報告書の「意見・感想等」の記述は、皆が同様の感想となっている。個々人が感じたこと率直な意見を記載できるような工夫をして欲しい。〔例えば、受講者一人ひとりに短冊を渡し、それを集約する。〕	
9/17	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
9/18	前処理課	移動ホイスットの不具合について説明した。今回の事象(原因、対策)について得られた知見の伝承に努めて欲しい。また、トラブル事例等の教育資料として活用願う。	
9/19	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
9/22	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
9/24	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
9/25	転換技術課	特に指摘事項はなし	
9/26	環境管理課	特に指摘事項はなし	
9/29	処理第一課	特に指摘事項はなし	
9/30	処理第二課	特に指摘事項はなし	

表8-1-5 異常事象メモ（平成15年7月1日～15年9月30日）

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	施設区分	概要	報告日	備考
1	灰化電気炉からの煙漏れ	H15.7.11 (金) 8:20頃	放射線安全部 安全管理棟 環境前処理棟		8時20分頃、環境試料(シラス)を灰化処理中の電気炉扉の隙間から煙が出て、部屋に煙がこもっているのを発見し、直ちに村消防に連絡した。ドアを開け換気した結果、8時23分頃に煙はなくなった。8時40分頃 村消防は「本件は火災ではない」と判断した。煙の漏れについては、原因調査中(第2報で原因特定:電気炉扉のパッキンの劣化による)。環境への影響なし。被ばく、人身災害なし。(事故対策会議を設置した)	7/11 (金)	
2	Pu-3 仕上検査室(1)におけるRI用ゴム手袋の汚染	H15.7.15 (火) 23:45頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 仕上検査室 (1) (FP-110)	使用	仕上検査室(1)の仕上検査設備(グローブボックスNo.FPG-33c)においてグローブ作業後のダイレクトサートベイで、作業員1名のRI用ゴム手袋左手平部より汚染を検出。(放管によるダイレクトサートベイの結果、7000dpm、23:45頃に放管によりPuを確認) 当該作業員(協力会社員)を除く同室作業員は5名(職員1名、協力会社員4名) 当事者及び当事者の作業後のサーベイを補助した作業員は、マスクを着用 当事者を含む全員の全身サーベイの結果 異常なし。(23:56) 周辺スマイヤ測定の結果 異常なし。(24:10) エアスニアアのろ紙を回収して測定した結果 管理目標値未満。(ラドントロンの影響を含む)(24:20) 当該グローブは交換済み。	7/16 (水)	
3	プルトニウム燃料第3開発室中央管理室内におけるパソコン用無停電電源装置の発煙	H15.7.17 (木) 13:41頃	Puセンター 第三開発室 2F中央管理室 (CU-203)	使用	平成15年7月17日(木) 13時41分頃 プルトニウム燃料第3開発室2階の中央管理室内のパソコン用無停電電源装置から発煙を確認した。直ちに消火器により初期消火を実施し消火するとともに、13時42分頃 村消防に通報した。発煙した無停電電源装置は、高さ約20cm 幅約14cm 奥行約40cm の箱型のものである。村消防による現場確認及び当該無停電電源装置の分解確認により14時24分 火災でないことが確認された。(事故対策本部を設置した)	7/17 (木)	
4	Pu-3 分析物性室におけるRI用ゴム手袋の汚染	H15.7.22 (火) 10:20頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 分析物性室 (FQ-201)	使用	分析物性室(FQ-201)のグローブボックス(No.FQG-18)において グローブボックス内の整理整頓作業後のダイレクトサートベイで 作業員1名のRI用ゴム手袋左手平部より汚染(約800dpm)を検出。(10:20頃に放管によりPuを確認) 当該作業員(協力会社員)を含む同室作業員は26名(職員2名 分析研修生3名 協力会社員21名) 当事者及び共同作業員1名は半面マスク着用。当事者及び共同作業員1名の全身サーベイの結果 異常なし。(10:39) 近傍にいた作業員1名のみスマイヤを実施し、測定の結果は 異常なし。(10:51) 放管により約24.88Bq/試料の1スロット(オートラジオグラフィ)であることを確認した。(10:54) エアスニアアのろ紙を回収して測定した結果、管理目標値未満。(ラドントロンの影響を含む)(11:03) 周辺スマイヤ(51枚)測定の結果 異常なし。(11:05) 当該グローブは交換済み。	7/22 (火)	
5	高レベル放射線物質研究施設ガンマ線エリアマータの警報吹鳴	H15.7.23 (水) 1:49頃	環・保センター CPF 2階 クレーンホール	使用	平成15年7月23日(水) 午前1:49頃 高レベル放射線物質研究施設 2階 クレーンホールに設置しているガンマ線エリアマータ(-12)の指示値が瞬時的に上昇し警報が吹鳴したがすぐに通常のレベルに復帰した。吹鳴時には、核燃燃料物質等の取り扱いはなかった。	7/23 (水)	

表8-1-5 異常事象メモ（平成15年7月1日～15年9月30日）

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	施設区分	概要	報告日	備考
6	第2 UMSF 語替室における線用空気モニタ(-1)の警報吹鳴	H15.7.23 (水) 14:06頃	環・保センター 第2 UMSF 1階 語替室	使用	平成15年7月23日(水) 14:06頃 2 UMSF 1階 語替室に設置している線用空気モニタ(-1)の指示値が瞬時的に上昇し警報が吹鳴した。当該室では7月7日の管理区域設定以降、核燃料物質は使用されていない。また当該モニタの紙を交換して測定した結果、管理目標値未満であった。	7/23 (水)	
7	安全管理別棟における右手のひら部の軽微な負傷	H15.7.31 (木) 13:50頃	放射線安全 安全管理別棟 (測定器試験 室)	使用	安全管理別棟の測定器試験室において解体機材の整理作業中 ガラスにより右手の平を負傷(約1cm程度の切り傷)した。直ちに応急措置を行い、その後健康を管理棟で治療を受けた。作業中は皮手袋を着用していたが、それを突き通して負傷したものである。放射線等状況については 負傷部 当該ガラス 身体 それぞれ検出限界値未満であった。負傷部は 消毒薬とバンソウコウにより治療。	7/31 (木)	
8	CPFにおけるセル天井ポーター用PVCバツクの損傷	H15.7.31 (木) 17:30頃	環・保センター CPF 2階 クレーンホール	使用	高レベル固体廃棄物収納用の内缶をクレーンホールのセル天井ポーターからHWキヤスクを用いてCA-2セル内にバツクインした後に セル内からPVCバツクを引き上げるため、CA-2セル上部からHWキヤスクを移動した時 ポーター開口部付近のPVCバツクの1ヶ所に直径約2.0cmの穴が空いているのを発見した。負圧警報は発報していない。穴の開いていたバツクは 今回の作業のために交換した新しいものであり作業前に健全性を確認済みである。	8/1 (金)	
9	第2 UMSF 語替室における線用空気モニタ(-1)の警報吹鳴	H15.8.1 (金) 7:49頃	環・保センター 第2 UMSF 1階 語替室	使用	平成15年8月1日(金) 7:49頃 2 UMSF 1階 語替室に設置している 線用空気モニタ(-1)の指示値が瞬時的に上昇し警報が吹鳴した。吹鳴時には 核燃料物質等の取り扱い作業はなく、当該モニタのろ紙を交換して測定した結果も管理目標値未満であった。	8/1 (金)	
10	Pu-3 焼結室におけるRI用ゴム手袋の汚染	H15.8.7 (木) 11:51頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 焼結室 (FP-105)	使用	グローブボックス(No.FPG-18a)において、分離栓を取り付けるための作業(グローブ作業)後のダイレクタサベイで 作業員1名のRI用ゴム手袋右手平部より汚染(放管測定で約500dpm)を検出。(11:51頃に放管によりPuを確認) 当該作業員(工事業者)を含む同室作業員は18名(職員2名 協力会社員3名 工事業者13名)。同室作業員のうち1名は半面マスク未着用。鼻スミヤを測定した結果異常なし。(12:18) 当該作業員及びその他の同室作業員は 半面マスク着用。当該作業員及び同室作業員の全身サーベイの結果 異常なし。放管により約1.98q/試料であった。(12:37) エアスニアアのろ紙を回収して測定した結果管理目標値未満。(ラドン・トロンの影響を含む)(12:27) 周辺スミヤ(31枚)測定の結果 異常なし。(12:29) 当該グローブは交換済み。	8/7 (木)	
11	プルトリウムダストモニタの現場警報器ケーブルの断線	H15.8.8 (金) 15:40頃	再処理センター プルトリウム 換気技術開発施設 放射線管理室 (A423) 排風機室	再処理	プルトリウム換気技術開発施設の定置式モニタの警報吹鳴試験において、廃気一次処理室(A225)に設置してあるプルトリウムダストモニタ1.8台のうち1台(Pu-13)の現場警報器が吹鳴しなかったため、調査を行ったところ、15時40分頃放射線管理室(A423)の床下部の放管ダクトの中で現場警報器のケーブルの断線が確認された。検出器から測定部の信号ケーブルは健全であり、放射線監視機能については問題はなかった。	8/11 (月)	

表8-1-5 異常事象メモ（平成15年7月1日～15年9月30日）

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	施設区分	概要	報告日	備考
12	Pu-3 原料調整室 (CP-105) における線空モータ(-5)の警報吹鳴	H15.8.9 (土) 10:55頃 発見	Puセンター 第三開発室 1階 原料調整室 (CP-105)	使用	平成15年8月9日(土) 10:55頃、Pu-3 1階 原料調整室(CP-105)に設置している線空モータ(-5)の警報が吹鳴しているのを発見した。モータを確認したところ指示計(デジタルレトメータモジュール)の電源が切れた状態であった。当該モータのろ紙を交換し測定した結果、管理目標値未満であった。13:00頃指示計をモジュールラックからいったん外し、再度取り付けたところ電源が復帰し、指示値は通常のレベルに復帰した。なお、記録計を確認したところ同日午前1:00頃から当該モータの出力が切れていたほか、他の2つのモータ(-2、-3)の指示値が瞬時に下降していた。	8/11 (月)	
13	強風による負圧警報の吹鳴	H15.8.9 (土) 18:56頃	環・保センター CPF 排風機室	使用	台風による強風のため、地階サービスイリア排風機室(アンバー区域)の負圧低警報が、瞬間的に吹鳴した。なお、アンバー区域とグリーン区域の負圧の逆転はない。	8/11 (月)	
14	分離精製工場内トイレの便器洗浄用水の漏水について	H15.8.10 (日) 2:00頃	再処理センター 分離精製工場 便所(G1118)	再処理	平成15年8月10日2時00分頃、運転員が分離精製工場地下3階の階段(A0115)を巡視点検中、換気ダクトの外側に水が伝わっているのを発見した。調査した結果、地下1階の便所(G1118)の小便器からあふれていることを2時10分頃認められた。このため小便器を自動洗浄するための蛇口を閉とし、その後漏れた水の回収を行った。漏れた水はフロアドレイン及び室内側溝を經由して廃液処理工程に回収され、その量は約1,000リットルであった。また、漏れの認められたエリアに汚染のないこと及び漏れた水の分析を行い放射性物質でないことを確認した。	8/11 (月)	
15	PWTF 焼却室(P-103)における火災警報の誤吹鳴	H15.8.11 (月) 13:23頃	Puセンター PWTF 焼却室 (P-103)	使用	13:23頃、PWTF 焼却室(P-103)の火災検知器(煙感知器)が作動し、火災警報が吹鳴した。13:31頃、現場確認の結果、火の気が無く、火災による吹鳴ではないことを確認した。本日当該工程室では、管理器材の整理作業を実施しており、火気を使用した作業は行っていない。13:57頃、当該煙感知器を交換し、通常監視状態に復帰した。	8/11 (月)	
16	Pu-3 1階外周廊下における管理器材からの汚染検出	H15.8.11 (月) 14:56頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 1階ローディング ダクト前外周 廊下	使用	Pu-3 1階外周廊下(ローディングダクト付近)において管理器材(連続焼結炉の手動制御装置)を器材保管庫へ持ち出すため放管による持ち出しガイを実施したところ、MSY測定の結果異常はなかったが、タイルガイで当該装置のフィルタ部から約200cpmの汚染を確認(14:56頃、プルトリウムと確認)。施設側作業員3名及び放管員5名で作業を実施していた。当該8名についてMSYを実施した結果、異常はなかった。また、全身ガイの結果、異常はなかった。当該管理器材の移動経路について、I7S173の紙の測定及びMSY測定を実施中。	8/11 (月)	

表8-1-5 異常事象メモ（平成15年7月1日～15年9月30日）

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	施設区分	概要	報告日	備考
17	プルトニウム燃料第1及び2開発室の臨界警報装置ホーン（スピーカ）から瞬間的に音が出た事象	H15.8.22 (金) 9:46頃	Puセンター 第一開発室 第二開発室	使用	プルトニウム燃料第1開発室（管理区域及び非管理区域）及びプルトニウム燃料第2開発室（管理区域及び非管理区域）のスピーカから瞬間的に音が出た（9時46分頃）。当時、上記施設においては核物質の移動は行っており、また、エリアモニタ、スタックモニタの指示値も通常の変動の範囲内であった。これらのことから臨界は生じていない。	8/22 (金)	
18	移動ホイススト給電系の不具合	H15.9.1 (月) 15:45頃	再処理センター 分離精製工場 機械処理工程 移動ホイススト (233-65-1)	再処理	平成15年9月1日午前、濃縮ウラン溶解槽装置セル（R131）内の東側に設置してある移動ホイススト（233-65-1）の点検のため横行モータの絶縁抵抗を測定したところ、絶縁不良が認められた。セル内部分とセル外部分とに切り離し給電系統の絶縁抵抗測定等を詳細に実施した結果、15時45分頃、絶縁不良はセル内で発生しており、セル内絶縁不良箇所の特定及び処置が必要と判断した。	9/1 (月)	
19	Pu-3 炉室（FP-109）で回収した線用空気モニタ用のろ紙（タリング）からのPuの検出	H15.9.2 (火) 9:00頃 （放管一課長から連絡を受けた）	Puセンター 第三開発室 炉室（FP-109）	使用	9月1日、第三開発室炉室（FP-109）の線用空気モニタ用のろ紙（タリング）期間8月21日から8月29日を8月29日に回収し、ドット印の減衰を待って測定したところ、 $6.2 \times 10^{-10} \text{Bq/cm}^3$ （管理目標値 $7 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$ の約1/100）を検出した。（9月1日21:30頃）オートン初アライ（ARG）で1試管で検出であることを確認した。（9月1日21:30頃）プルトニウム燃料セクター管理課長は上記を9月2日9:00頃、放管一課長から連絡された。当該室の床及びタリングの測定（タリング測定）の結果異常なし。（9月2日9:22頃）また、当該室の同期間中のプルトニウムろ紙の測定結果は検出下限値（ $4 \times 10^{-10} \text{Bq/cm}^3$ ）未満であった。なお、当該室の上記期間中の作業は、焼結設備の調整、昇温試験（コルト）、施設検査用器材のバックアップ及び廃棄物のバックアップ、「常陽」用MOX燃料パレットの予備焼結、予備焼結炉の熱電対の交換（シース線のみ）の交換。交換作業後の放管モニタは異常なし）であり、有意な汚染等の事象は発生していない。	9/2 (火)	
20	Pu-2 物性室におけるグロブ交換用排気カートからの汚染検出	H15.9.4 (木) 15:00頃 Pu確認	Puセンター 第二開発室 物性室（C-103）	使用	Pu-2 物性室（C-103）のグロブボックス P-1においてグロブ交換作業を終了し、放管によるモニタ測定を実施したところ、グロブ交換用排気カートのホースの1箇所からPuを確認した。（15:00頃、放管によりPuを確認（約11.4Bq/試料））当該作業員は3名（職員1名、協力会社員2名）で、全員半面マスク着用。当該作業員3名以外の同室作業員は、2名（職員1名、協力会社員1名）で、全員半面マスク着用。当該作業員3名及び同室作業員2名の全身サーベイの結果、異常なし。プルトニウムろ紙2枚を回収し測定した結果、管理目標値未満。（ラドントロンの影響を含む）。周辺モニタ測定実施中。	9/4 (木)	
21	2 UMSF 語替室における線用空気モニタ（-1）の警報吹鳴	H15.9.9 (火) 9:31頃	環・保センター 2UMSF 1階 語替室	使用	平成15年9月9日（火）9:31頃、2UMSF 1階 語替室に設置している線用空気モニタ（-1）の指示値が瞬時的に上昇し、警報が吹鳴した。吹鳴時には、核燃料物質等の取り扱い作業はなく、当該モニタのろ紙を交換して測定した結果も管理目標値未満であった。	9/9 (火)	

表8-1-5 異常事象メモ（平成15年7月1日～15年9月30日）

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	施設区分	概要	報告日	備考
22	高レベル放射性物質研究施設（CPF）ガンマ線エリアモニタ（-3）の警報吹鳴 CPFにおける地絡警報の発報	H15.9.10 5:34頃 （水）	環・保センター CPF 地階 排風機室	使用	平成15年9月10日（水）5:34頃 高レベル放射性物質研究施設 地階 排風機室に設置しているガンマ線エリアモニタ（-3）の指示値が瞬時的に上昇し警報が吹鳴したが直ちに通常のレベルに復帰した。吹鳴時には、同室での核燃料物質等の取り扱い作業はなかった。 CPFの制御室にて地絡警報が発報した。経路を調査したところ、CA-2セル内コンセントからの漏電と判明した。直ちに警報をリセットしたところ、再発報はなかったため、非常に短時間の間の事象と考えられた。漏洩電流は3.5Aであった。	9/10 （水）	
23	Pu-3 工程設備解体室出口での靴底汚染の確認	H15.9.10 18:14頃 （水）	環・保センター CPF （CA-2セル内）	使用	Pu-3 地下1階 工程設備解体室出口のHFOMにおいて 作業員1名（協力会社員）の右足靴底より有意値を確認。（15:07頃、放管によりPuと確認（サーベイタで約600dpm）。約12Bq/試料、1シートを確認。）同室作業員は、当事者を除き、12名。汚染確認時、工程室内にいた作業員9名及び解体クローブ着付員にいた4名、計13名の身体サーベイの結果、異常なし。汚染確認時、マスクを着用していなかった9名の鼻スミア測定の結果、異常なし。作業員の移動ルートのマスク測定（23枚）の結果、異常なし。当該工程室の線用空気ろ紙及びエアロソール紙を回収し測定した結果、管理目標値未満。（ポントンの影響を含む）。本日は、解体クローブ着付員内でのエアライズスーツ作業（エアロソール着用者2名、脱装補助者4名）で整理整頓を実施していた。	9/11 （木）	
24	高レベル放射性物質研究施設（CPF）における作業員の負傷	H15.9.12 15:07頃 Pu確認 （金）	Puセンター 第三開発室 地下1階 工程設備解体室（CU-002）	使用	平成15年9月19日（金）9時20分頃 東海事業所高レベル放射性物質研究施設（CPF）実験室C（乾式再処理試験を行う実験室）において、アルゴン精製装置ドレン受槽（放射性物質の使用履歴なし）の覗き窓が割れ、破損したガラスが付近の作業員（工事業者）の足に当たり負傷した。負傷の程度は、右足ふくらはぎ付近数箇所血が滲んでいる。（擦り傷程度）念のため 村の救急車を要請した。覗き窓が破損した原因は調査中である。また、本負傷事象による施設及び環境への影響はない。	9/12 （金）	
25	Pu-3 プルトニウム開梱室における原料貯蔵容器表面からの汚染検出	H15.9.19 10:28頃 Pu確認 （金）	環・保センター CPF 実験室C Puセンター 第三開発室 プルトニウム開梱室（CS-103）	使用	プルトニウム貯蔵庫へ原料貯蔵容器（キャスター）を搬入するため、プルトニウム開梱室において、マスクにより当該キャスター表面の汚染検査を作業員2名（協力会社員、半面マスク着用）で実施したところ、キャスター胴体部から有意値を確認した。（10:28頃、放管によりプルトニウムと確認。約2.6Bq/試料（1シート））当該作業員2名の全身サーベイの結果、異常なし。線用空気ろ紙（1枚）及びエアロソール紙（2枚）を回収し測定した結果、管理目標値未満（ポントンの影響を合作業エリア周辺、当該キャスター表面及びキャスターが入っていた輸送容器内面のマスク測定（40枚）の結果、異常なし。	9/19 （金）	
27	PWSF トラバースエリア警報の吹鳴	H15.9.22 3:52頃 8:03頃 8:18頃 （月）	Puセンター PWSF トラバースエリア（P-13）	使用	9月22日3:52頃、PWSF トラバースエリアの負圧警報（通常の範囲：-5~-7mmH2O、警報設定値：-0.5mmH2O）が吹鳴した。その後、8時03分と8時18分頃にも負圧警報が吹鳴した。なお、当該施設の給排気設備は正常に運転している。	9/22 （月）	

表8-1-5 異常事象メモ（平成15年7月1日～15年9月30日）

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	施設区分	概要	報告日	備考
28	強風による負圧警報の吹鳴	H15.9.22 (月) 11:16頃	環・保センター CPF 地階サー ビスエリア、排 風機室、分析室	使用	台風による強風のため、地階サービスエリア、排風機室、分析室の負圧警報が瞬間的に吹鳴した。なお アンバー区域とグリーン区域の負圧の逆転はない。	9/22 (月)	
29	Pu-3 プルトニウム開梱室内における原料貯蔵容器表面からの汚染検出	H15.9.25 (木) 14:25頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 プルトニウム開 梱室 (CS-103)	使用	プルトニウム貯蔵庫へ原料貯蔵容器（キャスター）を搬入するため、プルトニウム開梱室において、輸送容器の蓋を外し、ミヤにより輸送容器の蓋の内面、輸送容器の0リング、キャスター上部表面の汚染検査を作業員3名（職員1名、協力会社員2名、半面マスク着用）で実施したところ、キャスター上部表面から有意値を確認した。（14:25頃、放管によりプルトニウムと確認（約1.2Bq/試料（1シート）） 当該作業員3名の全身サーベイの結果、異常なし。（14:33） 線用空気拭き紙（1枚）及びI7A27A紙（2枚）を回収し測定した結果、管理目標値未満（シート中の影響を含む）。（15:34） 作業エリア周辺のミヤ測定（29枚）の結果、異常なし。（15:05） 現在、キャスター表面、輸送容器内面のミヤ測定を実施中。	9/25 (木)	
30	Pu-3 焼結室における靴底のシート汚染	H15.9.26 (金) 15:50頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 焼結室 (FP-105)	使用	Pu-3 焼結室 (FP-105) において、連続焼結設備の解体作業終了後、焼結室出口のフットピタで作業員1名の右足靴底より有意値（放管測定で約191Bq/試料（1シート））を確認。（15:50頃に放管によりフットピタを確認。） 当該作業員（工事業者）を含む同室作業員は27名（職員2名、協力会社員6名、工事業者19名）のうちグリーンエリア外にいた当該作業員を含む作業員15名は半面マスク未着用。 線用空気拭き紙（1枚）を回収し測定した結果、管理目標値未満（シート中の影響を含む）。（16:06） 当該作業員（工事業者）を含む同室作業員27名の全身サーベイの結果、異常なし。（16:38） グリーンエリア外にいた当該作業員を含む15名の作業員の鼻拭き紙を測定した結果、異常なし。（16:51） I7A27A紙（4枚）を回収し測定した結果、管理目標値未満（シート中の影響を含む）。（16:53） 周辺ミヤ測定（28枚）の結果、異常なし。（16:57）	9/26 (金)	

8.2 使用施設保安検査

原子炉等規制法第56条の3第5項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については、各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており、第2四半期は7月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表8-2-1に示す。

表 8-2-1 使用施設保安検査

検査年月日	検査内容	検査官
7月29日～31日	〔重点事項〕 「運転管理」、「核燃料物質の運搬」、「異常時の措置」及び「第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の作業管理」等に関する事項 [結果] 指摘事項なし	保安検査官 2名

8.3 労働安全衛生法関連設備の検査

本四半期においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン 13 台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種圧力容器 5 台、ボイラー 3 台の性能検査を受検した。これら設備の検査受検実績を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1 労働安全衛生法関連設備の検査受検実績

受 検 日	設 置 場 所	検査証番号	備考	
クレーン	7月1日	再処理施設 分離精製工場	4584	
	7月30日	プルトニウム燃料第三開発室	5309	
	8月5日	再処理施設 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	5433	
			5434	
	8月18日	再処理施設 アスファルト固化体貯蔵施設	5027	
			5028	
	8月27日	再処理施設 分離精製工場 再処理施設アスファルト固化処理施設	5591	
			5779	
9月11日	再処理施設 第2アスファルト固化体貯蔵施設	5380		
		5381		
		5382		
9月29日	再処理施設 分離精製工場 高レベル放射性物質研究施設	4598		
		5158		
第一種圧力容器	7月4日	中央運転管理室	4331	
	7月25日	中央運転管理室	4332	
	8月28日	再処理施設 分析所	2386	
	8月29日	中央運転管理室	4333	
	9月12日	プルトニウム燃料第三開発室	3399	
ボイラー	7月4日	中央運転管理室	3607	
	7月25日	中央運転管理室	3608	
	8月29日	中央運転管理室	3609	

8.4 消防法、高圧ガス関連

東海村消防本部による再処理施設分離精製工場・除染場危険物一般取扱所における分離精製工場パネルハウス内の警報設備新規設置に係る完成検査が平成 15 年 8 月 8 日に実施され、平成 15 年 8 月 8 日付けで完成検査済証が交付された。

また、東海村消防本部による危険物施設に対する立入検査が平成 15 年 9 月 24 日～26 日に実施された。立入検査の対象施設は 50 施設で、平成 15 年 9 月 26 日付けで立入検査結果通知書が交付され、不備欠格事項はなかった。対象施設の一覧を表 8-4-1 に示す。

茨城県工業技術課による一般高圧ガス製造施設の保安検査が平成 15 年 7 月 24 日に実施された。保安検査の対象施設は 5 施設で、指摘事項はなく平成 15 年 7 月 30 日付けで保安検査証が交付された。対象施設の一覧を表 8-4-2 に示す。

表 8-4-1 東海村消防本部による立入検査対象施設（危険物施設）

施設名称		
一般取扱所	再処理施設中間開閉所	再処理施設中間開閉所屋外
	CPF 発電機室	CPF 東側
	焼却施設	再処理施設主工場屋外
	再処理施設第 2 中間開閉所	再処理施設第 2 中間開閉所北東屋外
	分離精製工場・除染場	非常用予備発電棟屋外
	応用試験棟	プルトニウム燃料センターユーティリティ棟屋外
	第 1 低放射性固体廃棄物貯蔵場	プルトニウム廃棄物処理開発施設屋外
	非常用予備発電棟	ガラス固化技術開発施設屋外
	プルトニウム燃料センターユーティリティ棟	地層処分放射化学研究施設屋外
	中央運転管理室	再処理施設ユーティリティ施設屋外
	地層処分放射化学研究施設屋外発電機室	屋内タンク貯蔵所
再処理施設ユーティリティ施設内非常用発電機室(1)	廃棄物処理場地下	
再処理施設ユーティリティ施設内非常用発電機室(2)	スラッジ貯蔵場東側	
屋内貯蔵所	工務管理棟脇	スラッジ貯蔵場東側
	プルトニウム燃料附属機械室脇（油脂庫）	廃溶媒貯蔵場 R-020
	危険物貯蔵庫	廃溶媒貯蔵場 R-021
	油脂庫	廃溶媒貯蔵場 R-022
	廃油保管庫	廃溶媒貯蔵場 R-023
	分析所西側薬品貯蔵庫	廃溶媒処理技術開発施設 R-006
	A 棟裏（危険物屋内貯蔵所）	廃溶媒処理技術開発施設 A-013
	安全管理棟脇（第 4 類危険物倉庫）	廃溶媒処理技術開発施設 R-005
屋外タンク貯蔵所	J 棟附属機械室屋外	
	廃棄物処理場屋外	
	廃棄物処理場屋外	
	ウソ系廃棄物焼却場屋外	
	中央運転管理室屋外	
	中央運転管理室屋外	
	中央運転管理室屋外	
	一般廃棄物処理施設屋外	

表 8-4-2 一般高圧ガス製造施設の保安検査対象施設

期日	施設名称	担当課室
(検査日) 7月24日 (検査証交付日) 7月30日	再処理主工場用液化炭酸ガス製造施設	再処理センター 処理部前処理課
	高レベル放射性物質研究施設用炭酸ガス製造施設	環境センター 先進部
	クリプトン回収技術開発施設(Kr、Xeガス設備)	再処理センター 処理部化学処理一課
	廃溶媒処理技術開発施設用液化炭酸ガス製造施設	再処理センター 環境保全部処理二課
	プルトニウム燃料第三開発室用液化炭酸ガス製造施設	建設工務管理部 工務課

8.5 放射性同位元素等に係る立入検査

今期は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 43 条の 2 に基づく立入検査(文部科学省水戸原子力事務所)は、行われなかった。

8.6 その他立入調査等

茨城県県北地方総合事務所環境保全課による水質汚濁防止法、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査が平成15年8月26日に実施された。

検査の結果、指摘事項はなかった。

9. 外部機関との協力

9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町、大洗町、ひたちなか市及び旭村に所在する21の原子力事業所で平成12年1月に締結した安全協力協定であり、JCOの臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。

今期の活動は、幹事会への出席、公開講座及び施設見学会の紹介・参加者とりまとめ等を行った。今期の活動実績を表9-1-1に示す。

表9-1-1 東海ノア協定活動実績

実施日	活動項目	概要等
7月3日	公開講座	・ JNC 東海主催「発電所の作業現場におけるKY活動の実践」 ・ 加盟事業所参加者：11名
7月7日	公開講座	・ JNC 大洗主催「ヒューマンエラーについて」 ・ JNC 東海参加者：3名
7月10日	訓練視察	・ 原研東海非常事態総合訓練の見学 ・ JNC 東海参加者：4名
7月15日	公開講座	・ 原電東海主催「東海発電所の廃止措置」 ・ JNC 東海参加者：1名
7月24日	公開講座	・ 原研那珂主催「ヒューマンエラー低減のための認知心理学からの提言」 ・ JNC 東海参加者：6名
8月20日	施設見学会	・ JNC 大洗実験炉「常陽」他の見学 ・ JNC 東海参加者：2名
9月11日	訓練視察	・ JNC 東海主催非常事態訓練の見学 ・ 加盟事業所参加者：13名
9月19日	幹事会	・ 幹事の保安部長が対応。主な議題は以下のとおり 上期活動状況の報告 自主保安点検協力活動報告書案(JCO)について 茨城県原子力防災訓練の対応案について
9月30日	茨城県原子力防災訓練	・ 東海ノア事務局における情報収集及び加盟事業所へのFAX送付 ・ FAX受信確認及び受信実績の回答

9.2 ニュークリアセーフティネットワーク（NSネット）

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成 11 年 12 月に発足した。

サイクル機構は、NS ネットの加盟法人になっており、NS ネットが行う各種の活動に参加・協力している。

今期は、NS ネット活動成果アンケート調査に対応するとともに、セミナー等の案内及び参加者のとりまとめ等を行った。今期の活動実績を表 9-1-2 に示す。なお、9 月 8 日に開催されたNS ネットセミナーのパネルディスカッションに東海事業所から副所長（リスクコミュニケーション研究班長）がパネラーとして出席した。

表 9-2-1 NS ネット対応実績

開催日等	内容等	備考
7 月下旬	NS ネット活動アンケートの集約・送付	NS ネット活動に関わりのあった 6 名に回答を依頼
8 月 29 日	NS ネット P I に係る米国専門家のプレゼンテーション 「米国における事業者自主 P I の運用事例と NS ネット P I の活用に向けたディスカッション」	1 名参加
9 月 8 日	平成 15 年度 NS ネットセミナー ・講演「リスクコミュニケーションの思想と技術」 ・パネルディスカッション「原子力の安心とリスクコミュニケーション」	3 名参加
9 月 25 日	NS ネット管理者セミナー ・講演「失敗学のすすめ」 ・過去のトラブル事例とその教訓の反映状況の紹介（原研東海、中部電力）	4 名参加

#

10. 教育訓練・資格取得

10.1 試験・講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

今期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1 試験・講習会参加実績

(1/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は受講者数	備考
消防設備士試験予備講習会	茨城県消防設備協会	7月1、2日	2名	
自由研削といしの取替え時の試運転の業務に係る特別教育	建設業労働災害防止協会茨城県支部	7月2日	4名	
一日危険予知訓練講習会水戸方式	水戸労働基準協会	7月8日	1名	
危険予知トレーナー研修会	中央労働災害防止協会	7月9～11日	7名	
ボイラー整備士受験準備講習会	日本ボイラ協会茨城支部	7月10日	1名	
公害防止管理者受験対策講習会	公害防止協会東京事務局	7月12日～9月12日までの4日間	1名	
天井式クレーン運転士受験準備講習会	日本クレーン協会茨城支部	7月12、13日	1名	
第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	学科7月15、16日 実技7月17、18日のどちらかの指定日	10名	
高圧ガス保安係員講習会	茨城県高圧ガス保安協会	7月16、17日	4名	
消防設備士試験予備講習会	茨城県消防設備協会	7月16、17日	2名	
危険物保安講習会(勝田)	茨城県危険物安全協会連合会	7月25日	22名	

(2/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は受講者数	備考
第三種電気主任技術者受験対策特別セミナー	電気技術協会	7月27日～平成16年7月4日までの16日間	3名	
危険物保安講習会(水戸)	茨城県危険物安全協会連合会	7月31日	9名	
エネルギー管理士試験	省エネルギーセンター	8月2日	3名	
天井式クレーン教習	茨城クレーン学校	8月4～9日	1名	
特定化学物質等作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	8月5、6日	7名	
エックス線作業主任者試験	安全衛生技術試験協会	8月21日	5名	
クレーン運転士試験	安全衛生技術試験協会	8月21日	1名	
ボイラー整備士試験	安全衛生技術試験協会	8月21日	2名	
一級ボイラー技士試験	安全衛生技術試験協会	8月21日	1名	
二級ボイラー技士試験	安全衛生技術試験協会	8月21日	4名	
第二種電気主任技術者試験	電気技術者試験センター	8月23日	1名	
消防設備士試験	消防試験研究センター茨城県支部	8月24日	4名	
第三種電気主任技術者試験	電気技術者試験センター	8月24日	2名	
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会	日本ボイラ協会茨城支部	8月28日	1名	
第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	9月2～5日	3名	
床上操作式クレーン運転技能講習	土浦労働基準協会	9月4、5日	1名	

(3/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は受講者数	備考
R S T 講座	中央労働災害防止協会	9月8日	2名	
小型移動式クレーン 運転技能講習	茨城労働基準協会 連合会	学科9月9、10日 実技9月12日	1名	
天井クレーン・ホイ スト式クレーン定期 自主検査者安全教育 講習会	日本クレーン協会 茨城支部	9月19日	6名	
玉掛技能講習会	水戸労働基準協会	学科9月25、26日 実技9月28日	3名	
有機溶剤作業主任者 技能講習会	茨城労働基準協会 連合会	9月25、26日	1名	
公害防止管理者試験	産業環境管理協会	9月28日	5名	
R S T 講座	中央労働災害防止協会	9月29日	4名	

10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、保安管理部現場責任者及び保安管理部保安立会要領教育

(1) 現場責任者等教育

作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、原則月1回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（再教育）も原則月1回の頻度で実施した。今期の実績を表10-2-1に示す。

表 10-2-1 現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備考
7月22日	図書研修合同棟 3階講義室	69名	64名 (93%)	
7月22日	図書研修合同棟 3階講義室	17名	17名 (100%)	再教育
8月25日	図書研修合同棟 3階講義室	56名	52名 (93%)	
8月25日	図書研修合同棟 3階講義室	5名	5名 (100%)	再教育
9月29日	図書研修合同棟 3階講義室	57名	53名 (93%)	
9月29日	図書研修合同棟 3階講義室	22名	22名 (100%)	再教育

(2) 保安管理部現場責任者教育

9月1日から作業責任者認定制度の請負工事以外への適用拡大が行われ、新たに現場責任者（機構側）の認定を受けるための必要要件として、現場責任者教育が設けられた。

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部現場責任者教育は実施しなかった。

(3) 保安管理部保安立会要領教育

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部保安立会要領教育は実施しなかった。

11. 事故・トラブル

11.1 法令報告及び軽微事象

今期において、法令報告及び軽微事象に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

11.2 軽微事象未満のトラブル

今期における軽微事象未満のトラブルは、再処理施設3件（C情報）使用施設24件（A情報：2件、B情報：1件、C情報：22件）その他の施設1件（A情報）であった。

軽微事象未満トラブルの一覧を表11-2-1に示す。トラブルの概要については、表8-1-5を参照されたい。

表 11-2-1 軽微事象未満トラブル一覧

(1/3)

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	灰化電気炉からの煙もれ	H15.07.11 8:20頃	放射線安全部 安全管理棟 環境前処理室	A	日報
2	Pu-3 仕上検査室(1)におけるRI用ゴム手袋の汚染	H15.07.15 23:45頃	Puセンター 第三開発室 仕上げ検査室(1)	C	日報
3	プルトニウム燃料第3開発室中央管理室内におけるパソコン無停電電源装置の発煙	H15.07.17 13:41頃	Puセンター 第三開発室 2F 中央管理室	A	日報 (プレス報道あり)
4	Pu-3 分析物性室におけるRI用ゴム手袋の汚染	H15.07.22 10:20頃	Puセンター 第三開発室 分析物性室	C	日報
5	高レベル放射性物質研究施設ガンマ線エリアモニタの警報吹鳴	H15.07.23 01:49頃	環境センター CPF 2F クレーンホール	C	日報
6	第2UWSF 詰替室における線用空気モニタの警報吹鳴	H15.07.31 14:06頃	環境センター 第2UWSF 1F 詰替室	C	日報
7	CPF におけるセル天井ポート用PVCバックの損傷	H15.07.31 17:30頃	環境センター CPF 2F クレーンホール	C	日報
8	第2UWSF 詰替室における線用空気モニタの警報吹鳴	H15.08.01 07:49頃	環境センター 第2UWSF 1F 詰替室	C	日報

(2/3)

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
9	Pu-3 焼結室における RI 用ゴム手袋の汚染	H15.08.07 11:51 頃	Pu センター 第三開発室 焼結室	C	日報
10	プルトニウムダストモニタの現場警報器ケーブルの断線	H15.08.08 15:40 頃	再処理センター プルトニウム転換技術 開発施設放射線 管理室 他計 2 箇所	C	日報
11	Pu-3 原料調整室における 線空気モニタの警報吹鳴	H15.08.09 10:55 頃	Pu センター 第三開発室 1F 原料調整室	C	日報
12	強風による負圧警報の吹鳴	H15.08.09 18:56 頃	環境センター CPF 排風機室	C	日報
13	分離精製工場内トイレの便器洗浄用水の漏水について	H15.08.10 02:00 頃	再処理センター 分離精製工場 便所	C	日報
14	PWTF 焼却室における火災警報の誤吹鳴	H15.08.11 13:23 頃	Pu センター PWTF 焼却室	C	日報
15	Pu-3 1 階外周廊下における管理器材からの汚染検出	H15.08.11 14:56 頃	Pu センター 第三開発室 1F ローディングドック 前外周廊下	C	日報
16	プルトニウム第 1 及び第 2 開発室の臨界警報装置ホーン(スピーカ)から瞬間的に音が出た事象	H15.08.22 09:46 頃	Pu センター 第一、二開発室	B	日報
17	移動ホイスト給電系の不具合	H15.09.01 15:45 頃	再処理センター 分離精製工場 機械処理工程移 動ホイスト	C	日報
18	Pu-3 炉室で回収した線用空気モニタ用ろ紙からの Pu 検出	H15.09.02 09:00 頃	Pu センター 第三開発室 炉室	C	日報

(3/3)

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
19	Pu-2 物性室におけるグローブ交換用排気カートからの汚染検出	H15.09.04 15:00 頃	Pu センター 第二開発室 物性室	C	日報
20	第2UWSF 詰替室における線用空気モニタの警報吹鳴	H15.09.09 09:31 頃	環境センター 第2UWSF 1F 詰替室	C	日報
21	CPF 施設ガンマ線エリアモニタの警報吹鳴	H15.09.10 05:34 頃	環境センター CPF 地下排風機室	C	日報
22	CPF における地絡警報の発報	H15.09.10 18:14 頃	環境センター CPF	C	日報
23	Pu-3 工程設備解体室出口での靴底汚染の確認	H15.09.12 15:07 頃	Pu センター 第三開発室 地下 1F 工程設備 解体室	C	日報
24	Pu-3 プルトニウム開梱室における原料貯蔵容器表面からの汚染検出	H15.09.19 10:28 頃	Pu センター 第三開発室 プルトニウム開梱室	C	日報
25	CPF における作業員の負傷について	H15.09.19 09:20 頃	環境センター CPF 実験室 C	A	日報 (プレス報道あり)
26	PWSF トラバースエリア負圧警報の吹鳴	H15.09.22 03:52 頃 他計 3 回	Pu センター PWSF トラバースエリア	C	日報
27	強風による負圧警報の吹鳴	H15.09.22 11:16 頃	環境センター CPF 地下サービスエリア 他計 3 箇所	C	日報
28	Pu-3 プルトニウム開梱室における原料貯蔵容器表面からの汚染検出	H15.09.25 14:25 頃	Pu センター 第三開発室 プルトニウム開梱室	C	日報
29	Pu-3 焼結室における靴底のスポット汚染	H15.09.26 15:50 頃	Pu センター 第三開発室 焼結室	C	日報

11.3 負傷報告

今期は、東海事業所全体で 2 件の負傷又は軽微負傷を伴う事象があった。概要を表 11-3-1 に示す。なお、この負傷は休業を伴うものではなかった。

表 11-3-1 負傷事象の概要

(1/2)

No.	項目	内 容 等
1	件 名	安全管理別棟における右手のひら部の軽微な負傷
	発生日時	平成 15 年 7 月 31 日 (木) 13 時 50 分頃
	発生場所	安全管理別棟 (管理区域内)
	所 属	放射線安全部 放射線管理第一課
	身 分	協力会社員 27 才
	発生状況	安全管理別棟の測定器試験室 (管理区域) において解体器材の整理作業中、器材の一部に残っていたガラス破片により右手のひらを負傷 (切傷) した。作業時は皮手袋を着用していたが、それを突き通して負傷したものである。
	負傷状況	右手のひら切傷 (1cm 程度)
	原 因	養生されていないガラス破片があることに気付かず整理作業を続けたため。
再発防止策	<ol style="list-style-type: none"> 1. リスクアセスメントを再度行い、危険要因の抽出、対策を行う。 2. 鋭利な部分の有無の観点から確認を行い、鋭利な部分については作業前に養生してから作業を行う。 3. 使用しない装置等については機器管理担当者等を明示し、安全な状態で保管管理するとともに早急に撤去する。 	

No.	項目	内容等
2	件名	高レベル放射性物質研究施設 (CPF) における作業員の負傷
	発生日時	平成 15 年 9 月 19 日 (金) 9 時 20 分頃
	発生場所	CPF 実験室 C (管理区域内)
	所属	環境センター 先進部 先進再処理 Gr
	身分	工事業者 35 才
	発生状況	<p>Ar 精製装置の点検を請負ったメーカーの作業員が点検の一環として精製塔の排気を行ったところ、真空ポンプ下流の再生水ドレンタンク (容積 2 リットル) が加圧されてドレンタンクの覗き窓 (ガラス製、直径 10cm × 厚さ 3cm) が割れ、飛散したガラス破片により右足ふくらはぎ部を負傷した。</p> <p>救急車で病院に搬送し処置をしたところ、傷口にガラス片が 1 片確認されたため、除去及び傷の処置を終え、職場に復帰した。</p>
	負傷状況	右足ふくらはぎ負傷
	原因	覗き窓の破損原因は、アルゴンガス精製装置の試運転を行うため、真空ポンプを用いて、精製塔 A のアルゴンガスの排気を行う際に、電磁弁を「開」にすべきところを「閉」のまま真空ポンプを起動したため、再生水ドレンタンク内の圧力が上昇して覗き窓のガラスが破損したものである。
再発防止策	製造業者が自ら機器の点検をする場合にも保安上必要な作業手順を全て記載した作業計画書を作成する。また作業分担を作業計画書に明記することにより作業分界点を明確にする。	

12. おわりに

今期は、前期に引き続きプルトニウム燃料第3開発室工程設備解体室における火災の水平展開が行われ、保安管理部においても所掌する関連規程・規則及び共通安全作業基準等の改定作業を実施するとともに、教育等に対応した。

また、本報で報告した業務以外では、「二法人統合東海地区保安管理部門連絡会」を開催(8月5日、9月4日、9月26日)し、統合後の保安管理部門の組織・業務及び課題等の検討作業を進めた。

このほか、15年度業務目標に対する中間フォローが9月末に行われ、当初予定していた各種マネジメントシステムの整理統合に係る業務は、保安規定に品質保証の概念が取り入れられることとなったことから、それに伴う品質保証計画書の改定及び保安規定の改定を優先的に取り組むこととして目標の見直しを行った。業務中間報告の状況を付録として添付するので、参照されたい。

#

業務実績カレンダー（7月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全大会、安全ニュースNo.178・179発行、クレーン性能検査			全国労働安全週間（～7日）
2	安全ニュースNo.180発行	茨城県原子力防災連絡協議会幹事会出席 茨城県防災情報ネットワーク担当者会議出席		
3	安全講演会	防火対策委員会		
4	第一種圧力容器性能検査、ボイラー性能検査	東海村防災会議出席		ふげんトラブル発生
5				
6				
7	安全主任者会議			東海ノア公開講座（JNC大洗）
8		県防災情報ネットワーク保守点検		
9	衛生管理者会議、衛生管理者パトロール			東海ノア訓練視察（原研東海）
10				
11	安全ニュースNo.181・182発行	月例訓練（放射線安全部）、核物質防護委員会、消防班訓練	ISO14001環境法研修会	
12				
13				
14				
15	安全衛生化学物質委員会、化学物質リスクアクセスメント説明会	IAEA補充アクセス、県主導通報連絡訓練		東海ノア公開講座（原電東海）
16	安全主任者会議（臨時）	原燃輸送輸送事故訓練参加	部品品質保証委員会	
17	安全ニュースNo.183発行、使用施設通報連絡要領説明会		安全品質監査	
18	安全ニュースNo.184発行、原研との相互パトロール			
19				
20				
21				
22	安全ニュースNo.185・186発行、現場責任者教育	正門警備所更新工事工程会議		
23				
24	一般高圧ガス製造施設保安検査		化学物質リスクアクセスメント試行説明会	東海ノア公開講座（原研那珂） ISO内部監査員研修（～25）
25	第一種圧力容器性能検査、ボイラー性能検査、安推協協議会	IAEA補充アクセス、消防班訓練		階層別教育（主務 クラス）
26		水戸市防災訓練参加		
27				
28	所長パトロール（原研と合同）	防災業務計画届出		
29	部安全衛生委員会		第1回指導会、OHSMS/EMS委員会 使用施設保安検査（～31）	
30	クレーン性能検査		安全専門委員会、部品品質保証委員会 OHSMS/EMS内部監査員会議	統括者パトロール
31				

業務実績カレンダー（8月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全二ユースNo.187・188発行、安全衛生化学物質委員会（臨時）			電気使用安全月間
2				
3				
4	安全二ユースNo.189発行、安全主任者会議		品質保証分科会	地震対応（震度4）
5	安全二ユースNo.190発行、クレーン性能検査	防火対策委員会		第2回二法入統台連絡会、階層別教育（工級専門職）
6				階層別教育（専門職）
7	安全二ユースNo.191発行、衛生管理者会議	月例訓練（運営管理部）		
8	危険物施設完成検査	消防班訓練		
9				
10				
11				
12				
13				夏季一斉休暇（～15日）
14				
15				
16				
17				
18	クレーン性能検査		「環境・安全レポート2002」発行	
19				
20	化学物質管理責任者教育等	茨城県原子力防災連絡協議会幹事会出席		東海ノア施設見学会（JNC大洗「常陽」）
21	化学物質管理責任者教育等、放安協定例会			
22	安全二ユースNo.192発行、安推協協議会	消防班訓練		
23				
24				
25	安全二ユースNo.193・194発行、現場責任者教育		安全専門委員会、品質保証分科会	
26	安全衛生化学物質委員会、「法令に基づく申請手続きの確実な実施」に関する説明会、公害立入検査	自火報・誘導灯保守点検（～10/31）	RI施設検査	
27	クレーン性能検査	正門警備所更新工事工程会議	部品質保証委員会、OHSMS/EMS内部監査員会議	
28	第一種圧力容器性能検査		品質保証委員会、OHSMS/EMS委員会	
29	安全二ユースNo.195発行、第一種圧力容器性能検査、ボイラー性能検査、部安全衛生委員会			NSネットPI講演会
30		茨城県総合防災訓練視察（消防班員）		
31				

業務実績カレンダー（9月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1			OHSMS/EHS内部監査員スキルアップ教育	全国労働衛生週間準備月間（～30日）
2	安全二ユースNo.196発行、安全主任者会議			
3	衛生管理者会議		OHSMS/EHS内部監査員養成研修（～4日）	A情報（救急車要請）対応
4			労働安全衛生/環境活動推進ニュース第26号発行	水戸地区労働衛生週間準備打合せ会
5		消防班訓練		第3回二法人統合連絡会
6				
7				東海村危険物安全協会視察研修（～8日）
8		南東地区監視装置保守点検（～12）		NSネットセミナー
9	化学物質リスクアセスメント説明会		機構安全・品質監査	
10		茨城県防災ネットワークシステム総合通信訓練（～19）	部品質保証推進委員会	
11	クレーン性能検査	総合防災訓練（Puセンター）	機構安全・品質監査（～12日）	
12	第一種圧力容器性能検査	消防大学校放射放射性物質災害講習会		
13				
14				
15				
16	安全衛生化学物質委員会		部品質保証推進委員会	
17				
18	安全二ユースNo.197発行			
19	作業環境測定研修会	消防班訓練		東海ノア幹事会
20				
21				
22				
23				
24	安全二ユースNo.198発行、部安全衛生委員会	村消防立入検査（～26）、正門警備所更新工事工程会議	安全専門委員会	
25	安推協協議会		品質保証委員会、OHSMS/EHS委員会	NSネット管理者セミナー
26				
27				
28				
29	現場責任者教育、クレーン性能検査、ダイオキシン類対策委員会			15年度中間報告所長ヒアリング
30		県原子力防災訓練		階層別教育（一般職）

付録 - 2 #

職員：5 #

保#安#管#理#部#	
部長#	1 #
次長#	3 #
主幹#	1 #
出向・派遣	4 #
#	

職員：11、嘱託：1、#
アルバイト：3、請負：7 #

安#全#対#策#課#	
課長#	0*1#
課長代理	1 #
主幹#	2 #
嘱託#	1 #
出向・派遣	2 #

職員：26、嘱託：3、#
アルバイト：2、請負：88 #

危#機#管#理#整#備#室#	
室長#	1 #
主幹#	8 #
嘱託	3 #
出向・派遣	0 (1) #

職員：14、#
アルバイト：2、請負：4 #

品#質#保#証#室#	
室長#	1 #
室長代理	1 #
主幹#	2 #

管理チーム#	
TL：1 #	アルバイト：1 #
係員：1 #	請負：3 #

安全対策チーム#	
TL：1 #	アルバイト：1 #
#	請負：1 #

安全衛生チーム#	
TL：1 #	アルバイト：1 #
係員：1 #	請負：1 #

法令対応チーム#	
TL：1 #	
係員：2 #	請負##：2*2

管理チーム#	
TL：1 #	アルバイト：1 (2) #
係員：1 #	請負：87*3 (89)

防災計画チーム#	
TL：1 #	アルバイト：1 #
係員：2 #	

総括・代直班#	
TL：1 #	
係員：1 #	請負：1 #

危機管理対応班#	
TL：5 #	
係員：5 #	

品質保証チーム#	
TL：1 #	アルバイト：2 #
係員：3	請負：1 #

許認可チーム#	
TL：1 #	
係員：1 #	請負：3 #

国際認証チーム#	
TL：1 #	
係員：3 #	

分類#	人数#
職員#	56 (56) #
嘱託#	4 (4) #
アルバイト#	7 (8) #
請負#	99 (101) #
計#	166 (169) #

*1：次長が兼務#

*2：予備員1名を含む

*3：予備員6名を含む

注) カッコ内の数字は前期の人数を示す#

化学物質のばく露に係わるリスクアセスメント要領

平成15年8月

保安管理部

目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 危険源の特定・リスクアセスメント実施概要
4. ワークシートの記入要領
5. 実施要領
6. 重大なリスク登録表等の作成・承認
7. 見直し
8. 用語の解説
9. フロー

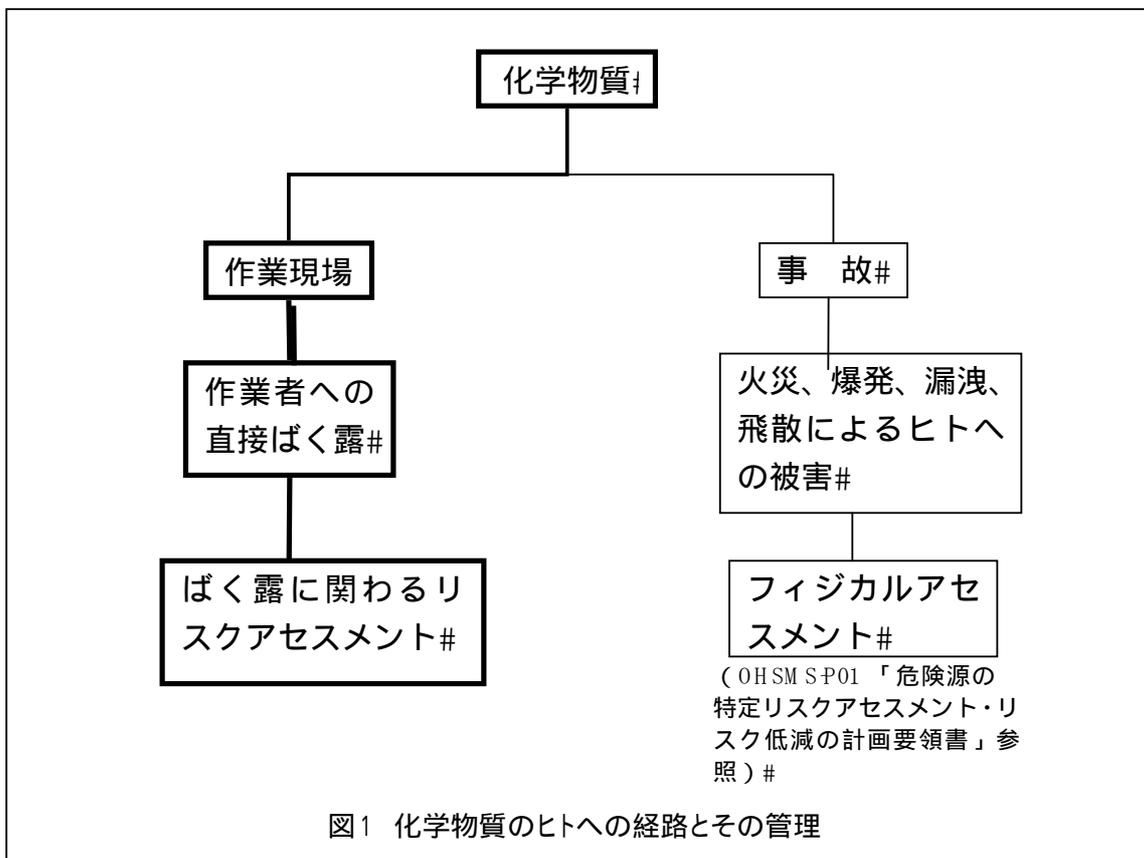
<u>Table 1</u>	有機溶剤等の許容消費量
<u>Table 2</u>	有毒性の特定
<u>Table 3</u>	化学物質の飛散性及び揮発性
<u>Table 4</u>	化学物質の有毒性に基づく吸入ばく露の評価点
<u>Table 5</u>	経皮ばく露推定量
<u>Table 6</u>	(経皮ばく露推定量)/(経皮 LD ₅₀)の算出結果に基づく評価点
<u>Table 7</u>	評価点からのランク付け
<u>Table 8</u>	リスク低減と対策実施までの施策
<u>Table 9</u>	リスク低減対策区分

<u>様式-1-2</u>	化学物質によるばく露ワークシート
<u>様式-2</u>	重大なリスク/気がかりなリスクとりまとめ表
<u>様式-3</u>	リスクレベル集計結果報告書
<u>様式-4</u>	事業所の請負工事を除く重大なリスク/気がかりなリスク登録表
<u>様式-5</u>	請負工事における重大なリスク表
<u>様式-6</u>	事業所全リスクアセスメントまとめ表
<u>様式-7</u>	事業所重大なリスクアセスメント結果

<u>別表 1</u>	特定化学物質等障害予防規則に基づく化学物質
<u>別表 2</u>	有機溶剤中毒予防規則に基づく有機溶剤(別表第 6 の 2)
<u>別表 3</u>	労働安全衛生法施行令別表第九 名称等を通知すべき有害物 (第十八条の二関係)

1 目的

全ての化学物質は何らかの有害性を有しており、有害になるか否かはその量に依存する。ここでは、作業者が自分のリスクを認識等し、作業者への化学物質ばく露による健康障害等の危害の可能性及びその程度（リスク）を解析・評価し、リスクの低減対策を講じるためのリスクアセスメントを実施することを目的とするため、本要領では図1に示すの部分について実施する。



2 適用範囲

東海事業所における労働安全衛生法（別表 1、2 及び 3）で規定される化学物質を取り扱う全ての業務を対象とし、リスクの解析、評価に適用する。

3 危険源の特定・リスクアセスメント実施概要

3.1 危険源の特定

(1) 化学物質の特定

労働安全衛生法で規定される化学物質（別表1、別表2及び別表3）を取り扱う全ての業務（定常及び非定常作業）のマニュアル及び手順書等を参照に、化学物質を抽出する。

(2) 作業者の特定

当該作業場で作業する従事者は、定常作業に従事する者に加え、保守点検など非定常作業に従事する者も対象とする。なお、同じ作業を行う作業者が複数いる場合は、最もばく露が大きいと思われる作業者を対象とする。

3.2 有毒性の特定

対象化学物質について、メーカーから提供されたMSDSを基に有毒性ランクを決定する。なお、提供されたMSDSに有毒性及びばく露限界が記載されていない場合は、公的な機関の情報を独自に入手しても良い。または、公的な有毒性及びばく露限界が設定されていない化学物質については、類似の化学物質の情報等を参考にし、もしくは、必要な有毒性情報が入手できるまで著しい有毒性を有するものとして取り扱うこと。

3.3 リスクアセスメント

3.1から抽出された危険源によって、フロー1から3に従い、ばく露経路の分類、化学物質の有毒性、取扱量、物理的性質からリスクアセスメントを行い、リスクの大きさを見積もり、リスクレベルから重大なリスクを特定する。また、請負人による工事等（以下「工事請負人」という）は、作業計画書、安全チェックリスト等から抽出された危険事象を基に工事担当課室が過去の事故事例を参考にして工事請負人の協力を得て同様の評価を基にリスクアセスメントを実施する。（但し、JNCへの移管前の新規建家建設工事等は適用除外とする。）更に、その結果を必要に応じてリスクの特定を行っている工事請負人に安全上の注意事項を作業計画書、安全チェックリスト等に反映する。なお、定期保守点検等の定型化した作業に当たっては、工事担当課室が過去の作業内容からリスクアセスメントを実施し、その結果を工事請負人による工事の標準化に資する。

4 ワークシートの記入要領

様式-1-2の「化学物質によるばく露ワークシート」を用いて化学物質のばく露によるリスクアセスメントを行う。

4.1 実施部署等の記載

(1) 全体工程名の欄

大きな運転工程名を記載する。（例えば、プルセンター及び再処理センターであれば、運転要領書名）を記載する。なお、工程を持たない部署にあっては省略しても良い。

(2) 作業の名称の欄

作業手順書及びマニュアル等の名称を記載する。なお、マニュアル等が無い場合は、業務名又は作業件名を記載する。

(3) 対象範囲の欄

作業概要を記載する。

4.2 作業状況

(1) 作業内容の欄

抽出、ろ過、加熱、滴定、混合、イオン交換、分離、精製等の詳細な作業の内容を記載する。

(2) 使用場所の欄

作業する場所の部屋名を記載する。

(3) 使用場所の設備

作業場所の換気設備について記載する。

- ・密閉系：作業者が化学物質に接触する可能性が全くない設備。

(設備例) セル、グローブボックス

- ・局所排気：作業毎に、局所排気装置を設置。

(設備例) 局所排気装置、オープングローブボックス

*局所排気装置とは、有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質等障害予防規則に規定される化学物質に対しては、それぞれの規則で定める性能を有するもの。それ以外の化学物質に対しては、制御風速 0.5m/s 以上（ただし、粒子状：1.0m/s 以上、外付け式フード上方吸引型：1.0m/s 以上）のものとする。

- ・全体換気： 部屋全体を換気する設備を設置。

(設備例) 換気扇、換気口、屋外作業

(4) 作業中取扱量、作業頻度

吸入ばく露について、取扱量を記載する。なお、一日のうち、繰り返し行われる作業については、一日使用量として、まとめて合計量を記載する。

経皮ばく露について、1日の作業回数(最も使用頻度の多い日)を記載する。

(5) 使用する保護具

ばく露経路に対応する有効な保護具(防護マスクについては、捕集効率 90% 以上のものに限る。)について記載する。特に保護具を使用していない場合は、「なし」と記載する。

4.3 化学物質の情報

(1) 商品名

MSDS に基づき、商品名を記載する。

(2) メーカー名

提供メーカーを記載する。なお、使用する MSDS は、メーカーから入手した MSDS とする。

(3) 化学物質名及び含有量

MSDS に基づき、化学物質名及びその含有量を記載する。

(4) 物質の状態

固体又は液体の別を記載する。

(5) 作業環境測定結果

別表 1 及び別表 2 の対象物であり、定期的に作業環境を実施している化学物質については、その測定結果からアセスメントを実施する。

別表 1 及び別表 2 を参照に、化学物質が作業環境測定の対象の有無を確認し、作業環境測定対象物質であり、定期的な作業環境測定を実施している場合は、直近の測定結果（「第一管理区分」または「第二管理区分」）を記載する。

(6) 有機則許容消費量

別表 2 を参照に、有機溶剤中毒予防規則の対象の有無を確認し、対象物質であれば、Table 1 を用いて許容消費量を算出し記載する。なお、明らかに許容消費量が越えると概算できる場合や作業室容積が不明な場合は、計算せずに空欄のままよい。

(7) 有毒性の判断基準、経皮 LD50 値

Table 2 から有毒性ランクを決定する場合、参照した有毒性情報の内容を記載する。（例：経口 LD50 2000mg/kg など）

経皮ばく露を防止する有効な手段が無く、MSDS に経皮 LD50 値がある場合、LD50 値を記載する。

(8) 有毒性ランク、経皮ばく露推定量

MSDS の有毒性情報（発がん性、LD₅₀、LC₅₀、眼・皮膚の刺激性、腐食性、感作性、経皮吸収性）を参考に Table 2 から有毒性ランクを決定し、有毒性ランクを記載する。刺激性等のある物質については、皮膚及び眼のばく露を防止するための保護具の使用により評価を判定する。なお、複数の有毒性情報が記載されている MSDS を使用する場合は、最も有害性が高いランクを有毒性ランクとする。

LC₅₀ について、単位換算は次の通りである。

mg/m³ を ppm に変換する場合

$$\text{ppm} = (\text{mg/m}^3 \times 22.4 / M) \times ((273+T) / 273) \times 1013 / P$$

ppm を mg/m³ に変換する場合

$$\text{mg/m}^3 = (\text{ppm} \times M / 22.4) \times (273 / (273+T)) \times P / 1013$$

M：各物質の分子量

T：温度（ ）

P：測定点の気圧（hPa）

たとえば、25℃、1気圧(1013hPa)の状態でのベンゼン(分子量:78.11) 1ppmは、上記式に代入して、
 $(1 \times 78.11 / 22.4) \times (273 / (273+25)) \times 1013 / 1013 = 3.195 \text{ (mg/m}^3\text{)}$ となる。

有毒性情報が得られず、許容濃度の情報のみの場合は、許容濃度値を参考にTable 2から有毒性ランクを決定し、有毒性ランクを記載する。

経皮ばく露を防止する有効な手段が無く、MSDSに経皮LD50値がある場合、Table 5から経皮ばく露推定量を決定し、記載する。使用形態については、用語を参照のこと。

(9) 飛散性・揮発性

Table 3を参照に、固体状の化学物質の場合は飛散性、液体状の化学物質の場合は取り扱う温度、蒸気圧による揮発性を特定する。

4.4 リスクアセスメント

(1) 評価点

Table 4を参照に、Table 2で特定した有毒性ランクと毎回の取扱量及び飛散性、揮発性から評価点を記載する。

経皮ばく露については、Table 6を参照に、Table 5で特定した経皮ばく露推定量と経皮LD50値から算出した結果から評価点を記載する。

(2) ランク付け

Table 7を参照に評価点に対応するリスクレベルを選択し記載する。

なお、レベルaは「大きなリスク」、レベルbは「中程度のリスク」、レベルcは「小さなリスク」、レベルdは「些細なリスク」と評価する。

4.5 リスク低減の計画

(1) 対策立案と対策区分の欄

対策立案の欄には、Table 8「リスク低減と対策立案までの施策」を考慮し、レベルa(大きなリスク)、レベルb(中程度のリスク)となったものに対して、Table 9「リスク低減対策区分」の対策区分に則り、リスクの回避、軽減するための低減対策を記入する。

以下にリスクの回避、軽減するための優先順位を示す。

- ・作業の無人化、機械化、密閉化等によりリスクを回避する。(本質安全)
- ・密閉化等できない場合には、防護対策を採用してリスク低減を図る。(安全防護) なお、小さなリスク又は、些細なリスクは対策の記入を不要とする。対策区分の欄は、前記(1)で立案された対策に該当する区分(Table 9「リスク低減対策区分」参照)を記入する。

リスクレベル a,b は c 以下まで低減する対策を立案することを目標にし、b のまま残存するリスクとして残る場合は、監視の強化の対象にする。

リスク除去又は低減対策が完了するまでの間に作業が行われる場合には、労働災害発生を防止するために、それぞれのリスクレベルに応じた管理(Table 8「リスク低減と対策立案までの施策」の「対策実施までの施策」)を行う。

(2) 対策後ランクの欄

リスク対策案に基づいて、再度評価を行い、得られたランクを対策後ランクに記入する。

(3) 対策実施の欄

リスク低減処置の予定期間(年月～月)を記入する。

(但し、リスク低減処置が実施された場合には「処置済」を記入する。)

5 実施要領

(1) 危険源の抽出、リスクアセスメント(各部署)

安全衛生管理者より指名された実施者(現場作業に熟知している者と経験の浅い者との組合せが望ましい。)は、様式-1-2の「化学物質によるばく露ワークシート」を用いて、化学物質のばく露リスクアセスメントを行う。ワークシートへの記入は、第4項の記入要領に基づいて実施し、化学物質管理者の合議を受ける。

(2) 低減計画立案及び重大なリスクとりまとめ表の作成(各部署)

安全衛生管理者は、危険源の特定、リスクアセスメントの結果から重大なリスクを特定すると共に、これらのリスク低減の計画を行う。また、特定した重大なリスクは様式-2の「重大なリスクとりまとめ表」にまとめる。

(3) リスクアセスメント結果の報告(部・センターとりまとめ)

部・センターのとりまとめ部署の安全衛生管理者(安全衛生管理統括者又は、センター内部安全衛生管理統括者が指定する者)は、各部署で作成した上記(1)及び(2)の「ワークシート」(様式-1-2)及び「重大なリスクとりまとめ表」(様式-2)を基に様式-3の「リスクレベル集計結果報告書」を作成する。

センター内部安全衛生管理統括者は、センターとしてとりまとめた「リスクレベル集計結果報告書」(様式-3)を審査する。

安全衛生管理統括者は「リスクレベル集計結果報告書」(様式-3)を承認する。

(4) リスクレベル集計結果の提出

安全衛生管理者(安全衛生管理統括者又は、センター内部安全衛生管理統括者が指定するとりまとめ部署)は、「リスクレベル集計結果報告書」(様式-3)をOHSMS管理責任者に提出する。

なお、提出にあたって、「ワークシート」(様式-1-2)、「重大なリスクとりまとめ表」(様式-2)を添付(写し)する。

6 重大なリスク登録表等の作成・承認

- (1) OHSMS管理責任者は、各部・センターの「ワークシート」、「重大なリスクとりまとめ表」(様式-2)の結果から「事業所の請負工事を除く重大なリスク登録表」(様式-4)、「請負工事における重大なリスク表」(様式-5)、「事業所全リスクアセスメントまとめ表」(様式-6)を作成し、OHSMS委員会で審議する。
- (2) OHSMS管理責任者は、OHSMS委員会で審議・了承された「事業所の請負工事を除く重大なリスク登録表」(様式-4)、「請負工事における重大なリスク表」(様式-5)、「事業所全リスクアセスメントまとめ表」(様式-6)に、様式-7の表紙「事業所重大なリスクアセスメント結果」を添付し、総括安全衛生管理者の承認を得る。
- (3) 保安管理部品質保証室長は、「事業所重大なリスクアセスメント結果」(様式-7)に「事業所の請負工事を除く重大なリスク登録表」(様式-4)、「請負工事における重大なリスク表」(様式-5)、「事業所全リスクアセスメントまとめ表」(様式-6)を付して各部・センターに送付する。

7 見直し

OHSMS管理責任者は、1回/年に各部・センターの重大なリスクの見直しを安全衛生管理統括者に指示する。

- (1)安全衛生管理者は、「重大なリスクとりまとめ表」(様式-2)の見直しを行う。その見直しのやり方は、リスク低減処置(本質安全、安全防護、追加安全対策)が実施された場合(当該年度までに低減処置を終える場合も含める)には当該ワークシート(対策実施の欄)に「処置済」を明記する。更に、重大なリスク処置後のリスクレベルがc(Rc)又はd(Rd)に低減したならば重大なリスク(重大なリスクとりまとめ表)から除く。
- (2)安全衛生管理者は、「重大なリスク」に対するリスク回避、軽減するための優先順位(対策区分)を変更して、リスク低減処置を行う場合には、既に作業済ワークシートの作業名に「(その2)」を付したワークシートを作成(この場合、危険源の特定、リスクアセスメントは変更しない。)し、見直し時まで保管する。
なお、見直し時までにリスク低減処置を終えたものは前述(1)の見直しのやり方に従う。
- (3)安全衛生管理者は、新規作業(工事請負人による作業及び特殊放射線作業等を含む。)がある時、また新規設備の導入、設備の改造等に伴う作業方法(作業の密閉化、取扱量・作業頻度・取扱化学物質の変更等)を変更する場合には、4項を実施する。また、そのワークシートは前述(1)の見直しのやり方に従う。
- (4)安全衛生管理者は、前述(1)~(3)の実施の有無に拘らず「重大なリスクとりまとめ表」(様式-2)を作成して、見直し時に安全衛生管理者(安全衛生管理統括者又はセンター内部安全衛生管理統括者が指定する取りまとめ部署)へ提出する。

その際、前述(1)～(3)の見直し等が行われた場合には、「ワークシート」(様式-1-2)を添付(写し)すると共に、自部署のリスクレベル集計結果を付す。

- (5) 安全衛生管理者(安全衛生管理統括者又はセンター内部安全衛生管理統括者が指名する者)は、各部署のリスクレベルを集計して見直し時に5項を改めて実施する。なお、OHSMS管理責任者へは、見直し時の「ワークシート」、「重大なリスクとりまとめ表」を添付(写し)する。
- (6) OHSMS管理責任者は、「事業所の請負工事を除く重大なリスク登録表」、「請負工事における重大なリスク表」、「事業所全リスクアセスメントまとめ表」を見直しする時には6項を改めて実施する。

【用語の解説】

ばく露：生体が化学物質や放射線等の有害要因にさらされたり、作用を受けること。化学物質によるばく露は、吸入、経皮及び経口のいずれかの経路により生ずる。なお、本要領では、作業者に対するばく露を評価するため、吸入及び経皮のみの経路に限定する。

MSDS： 化学物質の性状及び取扱いに関する情報

(MSDS (Material Safety Data Sheet)) が記載された文書。

公的な機関の有毒性情報： 公的な機関としては、下記の機関等が挙げられる。

- 1 日本の政府機関等- 各省庁、日本産業衛生学会
- 2 国際機関- 世界保健機関 (WHO)、国際がん研究機関 (IARC)、欧州連合 (EU)
- 3 米国の政府機関- 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH)、米国国家毒性プログラム (NTP)、環境保護庁 (EPA)、労働省労働安全衛生局 (OSHA)、国立労働安全衛生研究所 (NIOSH)、食品医薬品局 (FDA)
- 4 その他専門家機関

LD₅₀： median lethal dose。急性毒性の重要な指標であり、一定時間内に実験動物の半数を死亡させる致死量。マウスやラットなどの実験動物に段階的に量を変えて毒物を投与し、その半数が死亡した量を LD₅₀ とする。動物種および毒物の投薬経路によってその値は大幅に異なるので、LD₅₀ にはこれらを付記することになっている。

LC₅₀： median lethal concentration。一定時間内に実験動物の半数を死亡させる、気体中又は液体中の毒物の濃度。

実験動物に段階的に毒物の濃度を変えた気体あるいは液体を一定時間吸入させ、その半数が死亡した濃度を LC₅₀ とする。値が高いほど毒性は低い。

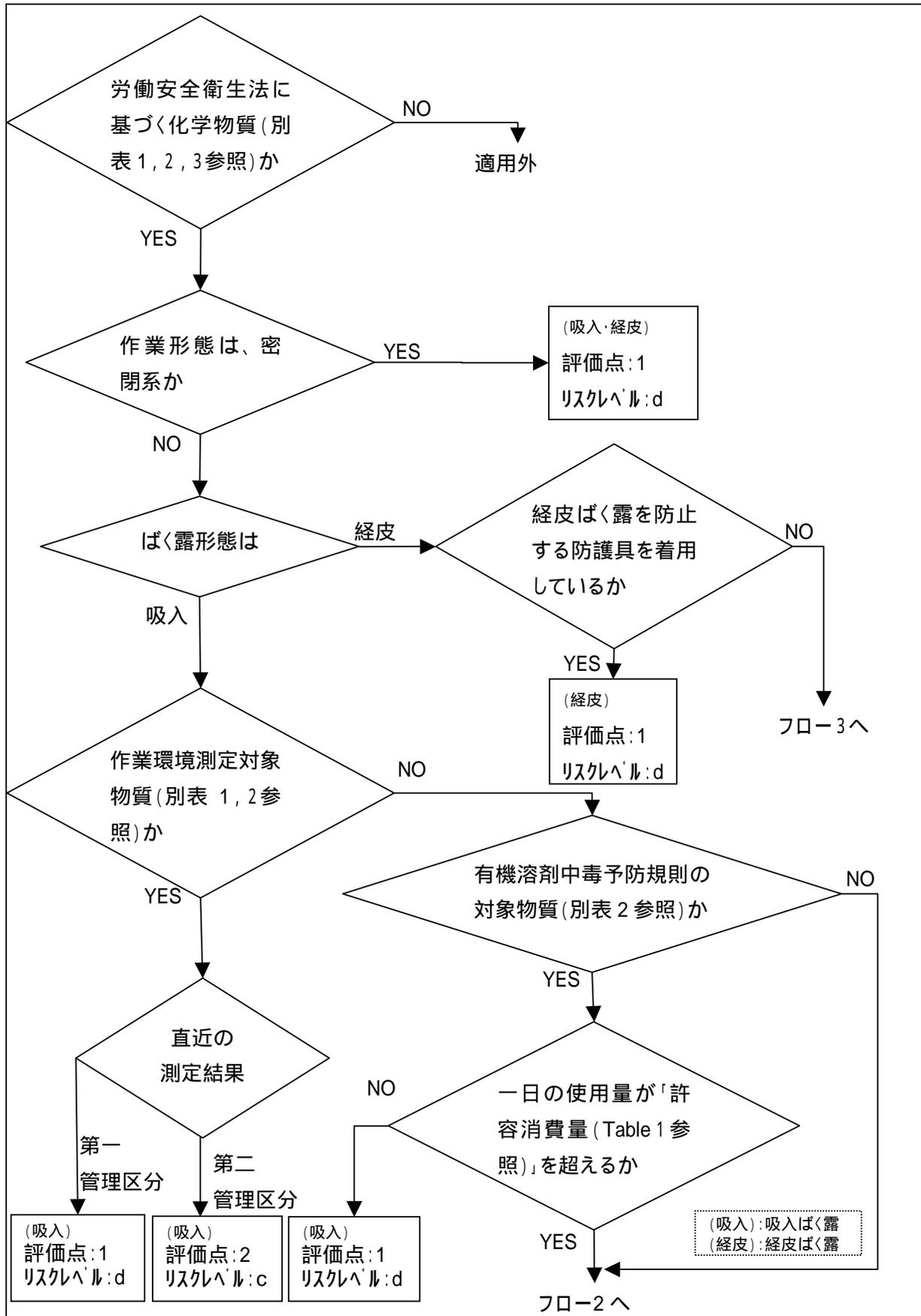
発がん性： 化学物質は発がん性という観点から、各機関によりいくつかのクラス分けがなされており、もっとも有名なのは I A R C (International Agency for Research on Cancer フランスに本部がある WHO の関連組織) の発がん物質に関するクラス分け。

感作性： 感作性物質とは、化学物質の反復ばく露後に、ばく露された人または動物の大部分にその正常な組織にアレルギー反応を生じさせる化学物質のこと。日本産業衛生学会や ACGIH、EU リスク警句による分類に基づき、感作性を有するとされるものをクラス 1 としている。

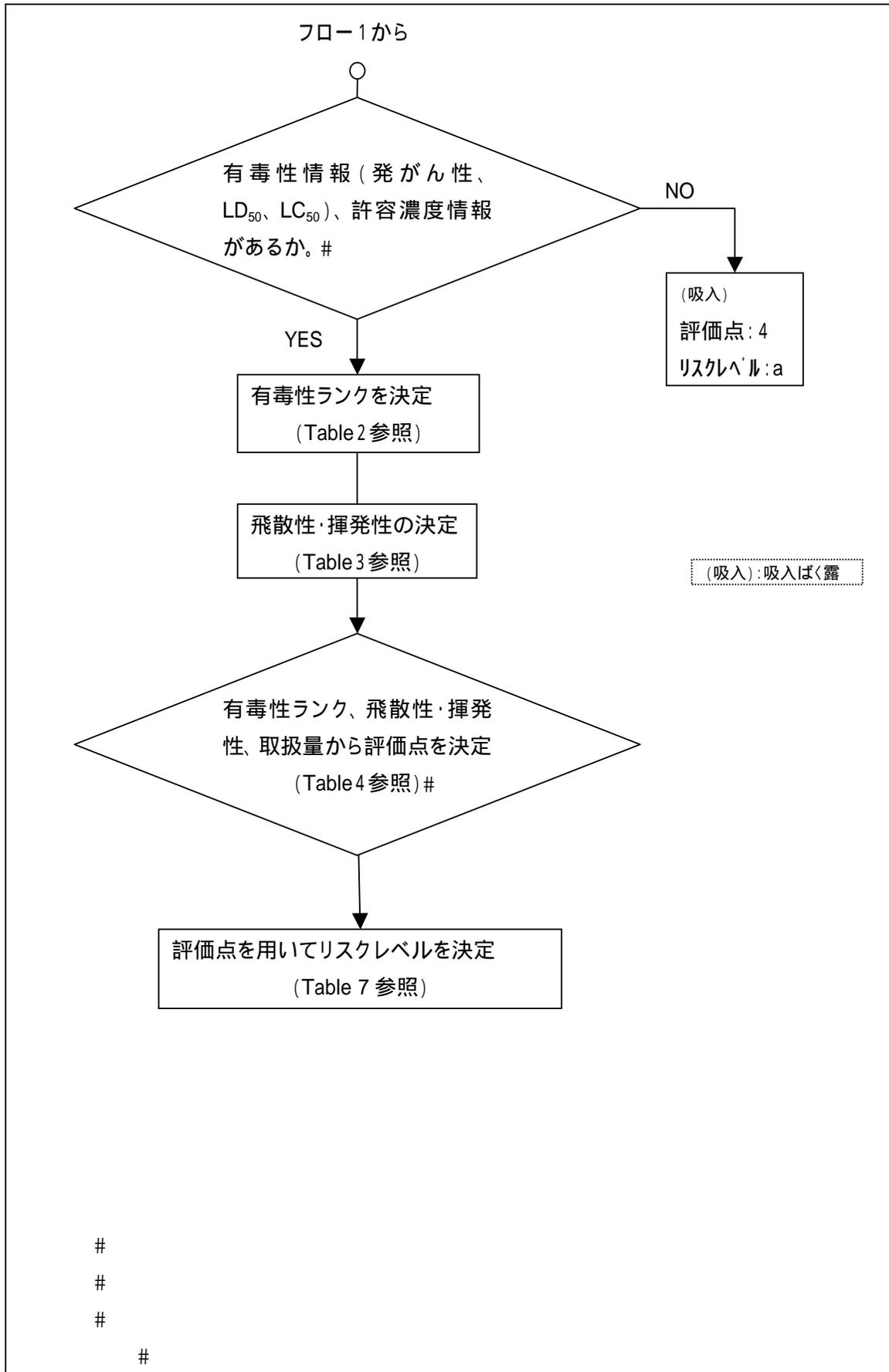
許容濃度： 有害物質にばく露された場合の人体に影響を及ぼさない上限の濃度を示す。日本産業衛生学会や米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) で勧告値を発表している。

使用形態 (分散)： 作業者のみならず周囲にもすぐに拡散される使用形態。ペンキ塗装など。

使用形態 (非分散)： 作業者のみへのばく露経路が考えられる使用形態。



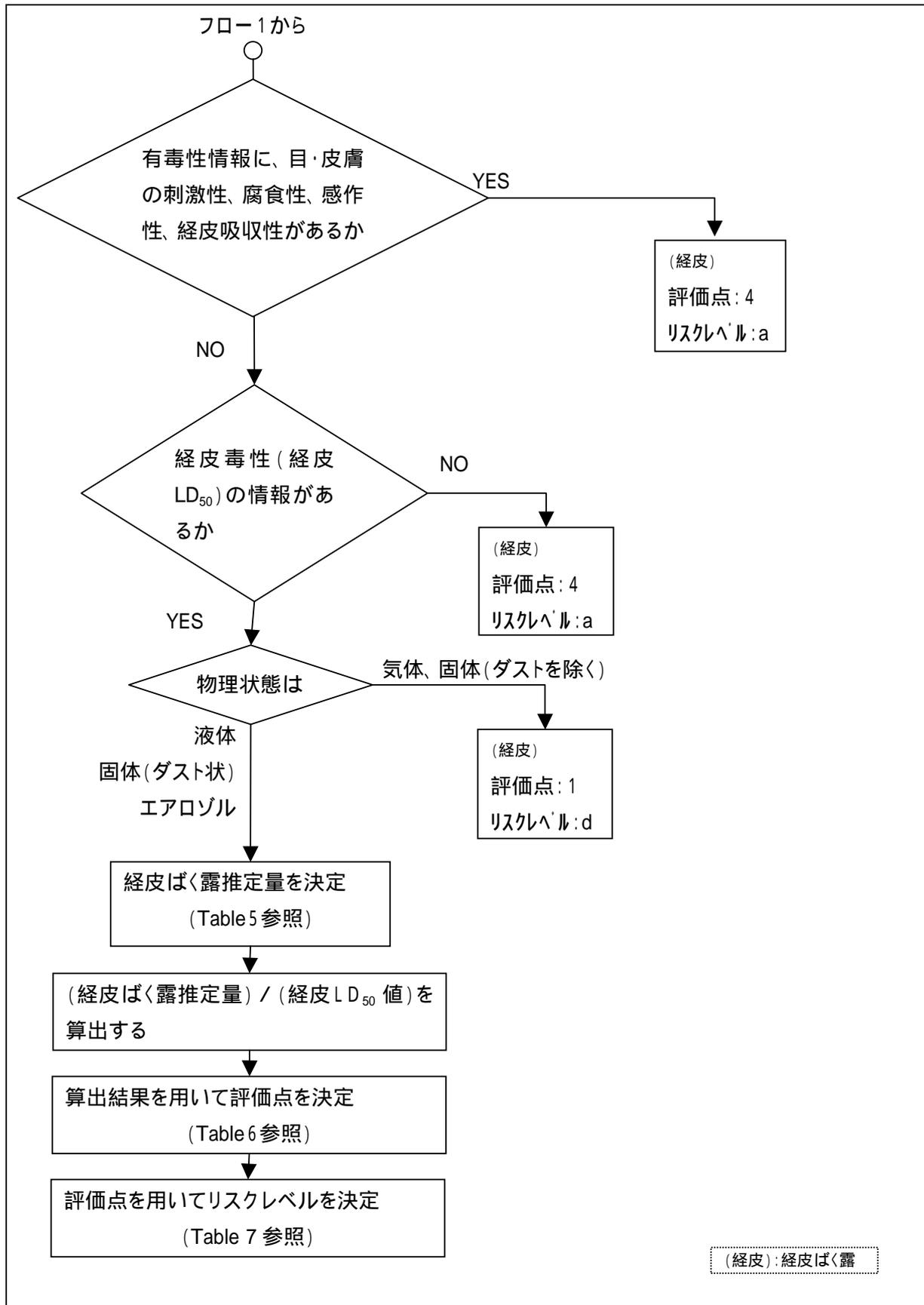
化学物質によるばく露評価(1 / 3)



#

#

フロー2 化学物質によるばく露評価(2/3) #



フロー3 化学物質によるばく露評価(3 / 3)

Table 1 有機溶剤等の許容消費量

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第一種有機溶剤等	$W = 1 / 15 \times A$
第二種有機溶剤等	$W = 2 / 5 \times A$
第三種有機溶剤等	$W = 3 / 2 \times A$
備考	
<p>1. この表において、W及びAは、それぞれ次ぎの数値を表すものとする。 W = 有機溶剤等の許容消費量(単位グラム) A = 作業場の気積(床面から4メートルを超える高さにある空間を除く。単位立法メートル)。ただし、気積が150立方メートルを超える場合は、150立方メートルとする。</p> <p>2. 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。 イ 令別表第6の2第14号、第23号、第27号、第28号、第32号、第36号又は第38号に掲げる物 ロ イに掲げる物のみから成る混合物 ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの</p> <p>3. 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。 イ 令別表第6の2第1号から第13号まで、第15号から第22号まで、第24号から第26号まで、第29号から第31号まで、第33号から第35号まで、第37号又は第39号から第47号までに掲げる物 ロ イに掲げる物のみから成る混合物 ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物又は前号イに掲げる物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの(前号ハに掲げる物を除く。)</p> <p>4. 第三種有機溶剤等 有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物をいう。</p>	

#

Table 2 有毒性の特定

有 毒 性 ラ ン ク	発がん性							LD ₅₀		LC ₅₀	許容濃度	
	日本産業衛生学会	IARC	ACGIH	EPA	NTP	EU	経口	経皮	吸入	mg/m ³ ダスト	ppm 蒸気	
							mg/kg	mg/kg	mg/L/4h			
 高 低	A	1	1	A1	A	a	1					
	B	2A 2B	2A 2B	A2	B1	b	2	30 以下	100 以下	<0.5	0.01	0.5
	C							300 以下	1000 以下	<1	>0.01	>0.5
	D							2000 以下	2000 以下	<5	>0.1	>5
	E							2000 超	2000 超	5	>1	>50

対象化学物質の MSDS を用いて Table から最も高いランクを選択する。

#

#

Table 3 化学物質の飛散性及び揮発性

飛散性 揮発性	固体	液体	
		沸点	蒸気圧
低	使用時にほとんど発じんがない。	>150	<0.5 kPa
中	使用時に発じんするが、すぐに沈降する。	50 ~ 150	0.5 ~ 25 kPa
高	使用時に煙のように発じんし、長時間空気中に漂う。	<50	>25 kPa

#

Table 4 化学物質の有毒性に基づく吸入ばく露の評価点

有毒性のクラス分け	毎回の取扱量	飛散性、揮発性			
		低飛散 低揮発性	中飛散	中揮発性	高飛散 高揮発性
A		すべて 4			
B	g、ml	2	2	3	3
	kg、L	3	4	4	4
	ton、m ³	3	4	4	4
C	g、ml	1	1	2	2
	kg、L	2	3	3	3
	ton、m ³	2	4	4	4
D	g、ml	1	1	1	1
	kg、L	1	2	2	2
	ton、m ³	1	3	2	3
E	g、ml	1	1	1	1
	kg、L	1	1	1	2
	ton、m ³	1	2	1	2

* 局所排気装置の設置、防護マスクの着用時における評価点を下記のとおり下げる。

ただし、評価点が1以下となった場合は、評価点を1とする。

(1) 局所排気装置の設置又は防護マスクの着用どちらか一方を実施：評価点を1下げる

(2) 局所排気装置の設置及び防護マスクの着用両方を実施：評価点を2下げる

#

Table 5 経皮ばく露推定量

使用形態	ばく露程度(回/日)	経皮ばく露推定量(mg/kg)
分散	10回以上/日	500
	2~10回/日	200
	1回程度/日	30
非分散	10回以上/日	200
	2~10回/日	30
	1回程度/日	3

#

Table 6 (経皮ばく露推定量) / (経皮 LD₅₀) の算出結果に基づく評価点

評価点	4	3	2	1
(経皮ばく露推定量) / (経皮 LD ₅₀)	0.8 以上	0.1 以上	0.01 以上	0.01 未満

#

Table 7 評価点からのランク付け

評価点	4	3	2	1
リスクレベル	a	b	c	d

#

Table 8 リスク低減と対策実施までの施策

リスクレベル	リスク低減の計画	対策実施までの施策
a	・実質的リスクを低減するために、優先的に経営資源を投入する。投入してもリスクを低減することが不可能な場合には、業務の継続を禁止する。	・リスク低減されるまで業務の継続及び開始を禁止する。
b	・リスクを低減するための検討が必要であり、費用対効果について、管理者を含め十分な議論を実施。	・改善されるまでの間、監視を強化する。(管理・監督者又は班長等によるパトロールの実施及びその記録を残す。)
c	・リスクを低減するために、より費用効果の優れた対策が望ましい。	・改善されるまでの間、危険に対処するため必要な要領、手順書等を整備し、危険箇所へ注意、警告の表示を行う。
d	・措置は不要 ・現状の管理体制の継続が必要である。	

#

Table 9 リスク低減対策区分

対策区分	区分	内容
本質安全		<ul style="list-style-type: none"> 作業の無人化、機械化、密閉化 無害又は有害性の低い物質への代替
安全防護 追加安全対策		<ul style="list-style-type: none"> 局所排気装置(制御風速 0.5m/s 以上) 保護マスクの着用(捕集効率 90%以上) 作業方法の変更 取扱量の減少、作業頻度の減少#

--	--	--	--

15(保連)0074

平成15年7月31日

(あて先) 各部・センター長

(配布先) 運営管理部長
 開発調整室長
 核燃料取扱主務者
 安全主任者会議長
 保安管理部安全対策課長
 保安管理部危機管理室長

--	--	--	--

(発信) 保安管理部
 (品質保証室扱い)

(件名) プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災に係る水平展開
 (H15-4) について (改定)

(種別) 周知 報告通知 作業依頼 回答依頼 回答 その他

平成15年7月9日付け、15(安連)0058で作業依頼しました標記の件、7月14日に本水平展開の説明会を踏まえて、再度プルセンターと調整した結果、下記のとおり水平展開をしますので、対応方お願いします。

併せて、所内水平展開を円滑に実施するため、説明会を下記のとおり開催しますので、各部・センターの水平展開とりまとめ及び各部2名程度のご参加をお願いします。

記

1. トラブル内容

平成15年7月9日付け、15(安連)0058のとおり

2. 実施要領

別添(所内水平展開実施報告(No. H15-4))に示す水平展開事項を実施し、各部署とりまとめの上提出等お願いします。

(1) 提出資料, 提出期限等

①中間報告

別添(所内水平展開実施報告)を電子メールにて品質保証室 8月末までに送付ください。メールアドレス

②最終報告

別添(所内水平展開実施報告)及び各部署の制改定文書及び教育訓練結果報告等のドキュメントの表紙のコピーを添付して、業連にて10月6日(月)までに報告してください。

裏面に続く

(2) 参考資料, 添付ドキュメント類

- ① 別添1 所内水平展開実施報告 (No. H15-4)
- ② その他 作成資料は説明会当日に配布します。

3. 説明会

期 日 : 平成15年8月5日 (火) 13時15分から15時30分

場 所 : 安全管理棟 2階会議室

参加者 : 各部・センターの水平展開とりまとめ役及び各部2名程度

説明内容: ① 水平展開の対応概要主旨
② 原則的には未周知の制改定ドキュメント類 (制改定主旨, 新旧対照表他)

資料配布・作成部数: 当日配布します。

[問合せ先] 保安管理部

以 上

所内水平展開実施報告 (H15-4) ~ Pu第三開発室での火災に係る水平展開の実施について(1/4) ~

大分類	実施項目	対象範囲	小分類	実施内容	所又はプルセンターの対応			所内水平展開実施報告 水平展開の要否			備考
					関連規定類の制定・変更	担当	期限	水平展開事項	処置状況の内容	実施期限	
防火対策	プレフィリタを不燃性化・切粉到達防止自立設置 ・切粉飛散防止ハネル等の設置 上記に関する技術基準の作成	Puセンター本解体設備のみ	-A	・切粉のプレフィリタへの到達を防止する衝立を設置すること。 ・切粉時の広範囲な切粉の飛散を抑えるため、カッターの刃先に飛散防止用ハネル等の防護策を施すこと。 ・プレフィリタの種類、構造等、衝立の設置基準、要領、プレフィリタ等の定期点検等要領等を整備すること。	・所共通安作C-17'グローブボックス等設置機器の切断・溶断作業の管理要領を制定(資料-1参照) (7/18業連周知、業連15(安連)0160)	Puセンター保安管理部	7/17制定	左記内容は基本的にPuセンターのみ適用である。 水平展開は、G8解体作業の技術基準等項で行うものとする。			
			-A	・防火対策委員会の教育訓練方針の策定、施設防火管理者、責任者による教育訓練の立案、実施等について消防計画に明記すること。 ・種々の着眼点を共通安作に追記すること。	・消防計画の改定(資料-1参照) ・所共通安作A-2'保安教育、訓練要領の改定(資料-2参照) (7/11業連周知、業連15(安連)0143)	保安管理部	7月末	各部・センターは、消防計画の改定及び共通安作要領A-2'保安教育、訓練の改定を受けて、各部センターの安全作業基準等を必要に応じて改定すること。 また、従業員への周知教育を実施すること。	要否	8月末	
			-B	防火対策委員会審議、火気使用計画運用、火災時の対応要領書見直し等を行うこと。	消防計画の改定(資料-1参照)	保安管理部	7月末	各部・センターは防火対策委員を講師にして消防計画の改定内容について従業員への周知教育を実施すること。	要否	8月末	
作業計画	経験のない切断工具・方法の事前評価方法のルール化 放射性物質で汚染されたまたはその恐れのあるグローブボックス等設備機器の解体作業において、グリーンハンド、セル、グローブボックス等(フード、付帯設備)内で行う切断・溶断作業	管理区域内での安全及び防火の専門家のハートルによる火気の取扱作業指導	-C	担当管理者は、管理区域内で実施する作業について、安全主任者等安全管理に専門知識を有する者や火災予防の専門家によるハートル等により、安全対策、防火対策、作業環境の改善等を受けること。また、所共通安作E-1、E-2に防火防止の着眼点を追記する。	・所共通安作E-1'職場巡視要領の改定(6/11業連周知、業連15(安連)0103) ・所共通安作E-2'新設置及び新設、改造設備等の安全点検要領、及びPu安作B-1'管理区域内作業における基本動作の改定を受けて、各部センターの安全作業基準等を必要に応じて改定すること。	保安管理部	6/10改定	各部・センターは、所共通安作E-1'職場巡視要領の改定、所共通安作E-2'新設置及び新設、改造設備等の安全点検要領、及びPu安作B-1'管理区域内作業における基本動作の改定を受けて、各部センターの安全作業基準等を必要に応じて改定すること。	要否	8月末	
			-A	経験のない切断工具や切断方法を採用する際には、所共通安作「G8等解体作業における切断・溶断作業技術基準(管理要領)」の制定や技術基準(管理要領)に従って、作業マニュアル化する。また、事前評価計画、結果を部・センターの技術審査会等で審議すること。	・所共通安作C-17'グローブボックス等設置機器の切断・溶断作業の管理要領を制定(資料-1参照) (7/18業連周知、業連15(安連)0160) ・Pu安作B-15'グローブボックス等及び設備機器の解体撤去の改定(資料-1参照) (資料-2参照)	Puセンター保安管理部	7/17制定	各部・センターは、所共通安作C-17'グローブボックス等設置機器の切断・溶断作業の管理要領の制定及びPu安作B-15'グローブボックス等及び設備機器の解体撤去の改定を受けて、各部センターの安全作業基準等を必要に応じて改定すること。	要否	8月末	
			-B	解体設備の作業マニュアルには、解体(切断)の手順、必要な安全対策等(衝立の設置等)を具体的に明記した子チェックシートを作成し、そのシートの手順に従って作業を進めること。	放射線管理基準に定めている特殊放射線作業計画の作成(資料-2参照)(放射線チェックシートも含む)	Puセンター	8月初旬	各部・センターは、特殊放射線作業計画に切断・溶断作業の手順及びH2S等のチェックシートを含めることについて、特殊放射線作業計画の見直しを行い、従業員への周知教育を実施すること。	要否	8月末	
			-C	管理区域内で実施する作業計画書に記録された手順と異なることを実施する必要が生じた場合に、所定の手続きにより作業計画書を変更することを徹底すること。	・Pu安作B-15'グローブボックス等及び設備機器の解体撤去の改定(資料-1参照)	Puセンター	7/28改定	特殊放射線作業計画の内容について変更が生じた場合は放射線管理基準及びPu安作B-15'グローブボックス等及び設備機器の解体撤去の改定を受けて、各部センターの安全作業基準等を必要に応じて改定し、これに基づき作業計画書の変更を作成すること。従業員への周知教育を実施すること。	要否	8月末	

所内水平展開実施報告 (H15-4) ~ P1第三開発室での火災に係る水平展開の実施について(2/4) ~

大分類	実施項目	対象範囲	小分類	実施内容	所又はP1センターの対応			所内水平展開実施報告		備考
					関連規定類の制定・変更	担当	期限	水平展開事項	水平展開の要否	
作業体制	P1センター管理職の現場把握度の向上	経験のない作業を実施する場合	-A	担当管理者は、経験のない作業を実施する場合、作業者の役割分担や作業の体制、安全対策、異常時対策、作業環境等の確認を行うとともに、作業開始後も随時巡回等により安全対策や作業環境等の確認と必要な管理を行うこと。	P1センター P1センター	7/28改定	各部・センターは、P1安作B-1「管理区域内作業における基本動作」の改定を受けて各部センターの安全作業基準等を必要に応じて改定すること。 各部・センターは安全作業基準等の改定内容について、管理者への周知教育を実施すること。	要 否	8月初旬	-F及び-Hを含め処置状況記載
	現場先任者の義務	職員、協力会社	-B	現場先任者（現場責任者及び代替者、またはその現場における作業者のうち上位職位の者）は作業の状況を十分把握することを階層別教育で徹底するために教育内容を検討すること。	P1センター	8月上旬	各部・センターは「施設QA教育訓練要領書」に基づき「階層別教育資料」を作成すること。 各部・センターは、上記教育資料により従業員への周知教育を実施すること。	要 否	8月末	
	作業責任者の現場責任者の認定制度	直接実施する定常作業及び非常作業（職員、協力会社員）	-C	施設管理者等への通報連絡等に係る判断が防犯に行える能力を有する職員又は協力会社員の中から認定された者を配置するため、現場責任者等に対する認定制度を整備する。	P1センター 保安管理部	7月末	各部・センターは、所共通安作A-6「作業責任者認定制度の運用要領」の改定を受けて、従業員への周知教育を実施し、認定制度の運用を開始すること。また、所共通安作1「作業の実施体制」に基づき認定された作業責任者及び現場責任者が現場要員として適正に配置されていることを確認する。	要 否	9月末	-Eを含め処置状況記載
	請負契約作業における役割体制、現場要員配置		-D	年間作業計画を含め、作業時の現場要員配置の考え方を明確化する。	P1センター 保安管理部	7月末	各部・センターは、所共通安作A-6「作業責任者認定制度の運用要領」及び所共通安作1「作業の実施体制」の改正内容について、管理者への周知教育を実施すること。	要 否	8月末	-Eを含め処置状況記載
	作業請負契約	放射性物質で汚染されたまたはその恐れのある等設備機器の解体撤去作業において、ケーブル、グリース、セル、グループボックス等（フード、付帯設備）内で行う切断・溶断作業	-E	作業請負契約における安全上の追加要件の整理を行うこと。	P1センター 及び調達課	7月末	-Cの水平展開事項のとおり	要 否	-	-（-Cの処置状況欄に記載）

～Pu第三開発室での火災に係る水平展開の実施について(3/4)～

所内水平展開実施報告 (H15-4)

大分類	実施項目	対象範囲	小分類	実施内容	所又はプルセンターの対応			所内水平展開実施報告			備考	
					関連規定類の制定・変更	担当	期限	水平展開事項	水平展開の要否	処置状況の内容		実施期限
GB解体作業の技術基準等	解体作業技術基準の整備	放射性物質で汚染されたまたはその恐れのあるグローブボックス等設備機器の解体撤去作業において、クリーンハウス、セル、グローブボックス等(ワーク)付帯設備)内で行う作業	-A	所内に解体作業WGを作り、GB解体作業における切断・溶断作業に関する技術基準(管理要領)を整備すること。	・共通保安C-17「グローブボックス等設置機器の切断・溶断作業の管理要領」を制定(資料-1参照) ・7/18業通周知「業通(5)(安連)0160」 ・Pu安作B-15「グローブボックス等及び設備機器の解体撤去」の改定(資料-1参照) ・Pu安作C-K-301「解体設備の運転」の改定(資料-1参照)	Puセンター/保安管理部	7/17制定	-Aの水平展開事項のとおり	要否	-(-C)の処置状況欄に記載)		
			-B	GB解体作業の特殊放射線作業計画書の記載内容を明確にすること。	・Pu安作B-15「グローブボックス等及び設備機器の解体撤去」の改定(資料-1参照) ・Pu安作C-K-301「解体設備の運転」の改定(資料-1参照) ・特殊放射線作業計画書の作成	Puセンター	7/28改定	各部・センターは、Pu安作B-15「グローブボックス等及び設備機器の解体撤去」の改定を受けて、各部・センターの安全作業基準等を必要に応じて改定すること。	要否		-Cを含め処置状況記載	
			-C	当該作業に係る特殊放射線作業計画書により、部・センター専門委員会での審議を行うこと。	・事故対策規則(資料-1参照) ・7/30日の所内安全専門委員会審議終了。8月1日に安全衛生・化学物質委員会に報告予定) ・事故対策手順の改定(資料-2参照)	保安管理部/Puセンター	8月末 7/28改定	各部・センターは、事故対策規則及び各部・センターの事故対策手順等を受けて、各部・センターの事故対策手順等を必要に応じて改定し、改定内容を従業員へ周知教育すること。	要否			-Cを含め処置状況記載
通報連絡基準の変更	火災時の通報連絡基準の変更	事業所全域	-A	新たに配属される都度教育及び定期的な教育、実践的な通報訓練を実施すること。	・東海事業所消防計画 第67条(教育訓練) 第68条(消防訓練)の一部(参考資料) ・9999非常用電話の受け方リーフレット ・2222通報用電話受信メモ ・トラブル等通報連絡票(第 報)	保安管理部/Puセンター	8月末 7/28改定	・各部・センターは従業員への実践的な通報訓練を実施し報告すること。(新規配属者はその都度実施する) ・定期的な教育としては、「年間教育訓練」に通報訓練が入っていることを確認すること。	要否			
			-B	火災等の緊急時に所長等が初期段階の情報で素早い対応を取るため、緊急連絡専用内線電話での通報連絡が同時に聴取できるように、スピーカーを追加設置することにより、より迅速な初動ができるようになる。	スピーカーは、8月4日(月)に所長室、副所長室、開発調整室、会議室(第2、第3、第4)、所長室前の廊下の7箇所を増設。	保安管理部	終了					
			-C	本部、現場指揮所等のルールの明確化、外部機関への連絡の発信・未発信を確認できる専用の緊急時対応所における連絡状況表示板等を設置した。	通報確認板は、4月25日(金)通報確認板の記載項目をマグネットテープに記載し、ホワイトボードに表示。また、6月28日(水)地震のチェックシートとあわせ、磁気シートの発注依頼。なお、磁気シートが納入されるまでの間、A0サイズの紙に印刷した「通報確認板」をホワイトボードに係表示。	保安管理部/Puセンター	終了					
現場指揮所・事故対策本部の対応迅速化	所長等への迅速な連絡と外部通報の改善	事業所全域	-D	現場指揮所・事故対策本部の対応迅速化	・現場指揮所・事故対策本部の対応迅速化	保安管理部/Puセンター	終了					

～ PU第三開発室での火災に係る水平展開の実施について(4/4)～

所内水平展開実施報告 (H15-4)

大分類	実施項目	対象範囲	小分類	実施内容	所又はPUセンターの対応			所内水平展開実施報告			備考				
					関連規定類の制定・変更	担当	期限	水平展開事項	水平展開の要否	処置状況の内容		実施期限			
異常/事故対応の強化	担当管理者の迅速な情報収集方法の改善	事業所全域	-A	実務的な事故対応訓練をさらに充実させるため、訓練の内容を検討する。	火気使用作業に伴う基本火災訓練(仮称)の制定(資料 -1参照)	PUセンター	7月末	各部・センターは、「火気使用作業に伴う基本火災訓練(仮称)」を従業員へ周知教育を実施することにも、これを参考にして充実した火災対応訓練を計画すること。	要否		9月末				
			-B	火気を使用する作業現場については、現場毎に年1回以上火災対応訓練を実施すること。	「関連規定」東海事業所消防計画 第68条(消防訓練)	-	-	各部・センターは、毎年の「年間教育・訓練計画」に火災対応訓練が入っていることを確認して、計画的に訓練を行い、9月末までに実施した場合は報告すること。	要否		9月末				
			-C	作業現場においては、通常と異なる状態に至った場合、直接管理者へ連絡することを再度、徹底すること。	事故対策手順の改定(資料 -2参照)	PUセンター	7/28改定	-Aの水平展開事項のとおり		要否	- (-Aの処置状況欄に記載)	-		-Bを含め処置状況記載	
			-D	作業の途中等において現場責任者を引き継ぐ必要がある時は、通報連絡の担当者を確認すること。	「基本動作マニュアル(非定常作業の管理方法)」(資料 -2参照)・「特殊放射線作業計画の作成(資料 -2参照)」	PUセンター	8月末	各部・センターは、PUセンターの「基本動作のマニュアル(非定常作業の管理方法)」及び特殊放射線作業計画の変更を受けて、各部・センターの安全作業基準等を必要に応じて改定すること。		要否		9月末			
			-E	複数の協力会社が同一の場所において業務を実施する場合、主作業や放射線管理業務等の会社毎の分担を明確にすること。	「共通安全作1.作業の実施体制」の改定(資料 -3参照)	PUセンター/保安管理部	7月末	-Dの水平展開事項のとおり		要否	- (-Dの処置状況欄に記載)	-			
			-F	担当課長の役割、ルールを明確化(再周知)すること。(6/27業連周知、業連15(保連)10054にて盛り込み改定依頼)	PU安全作B-1「管理区域内作業における基本動作」の改定(資料 -3参照)	PUセンター	7/28改定	各部・センターは担当課室長の現場状況把握及び情報収集に係る任務の定義付けを確認し、通報の迅速化・情報精度向上の観点から関連ルールを見直し、改善が必要な場合には改定すること。		要否	- (-Aの処置状況欄に記載)	-			
			-G	事故対策本部における現場状況把握と情報収集のルールを明確化すること。	「事故対策本部・会議運営マニュアル」の制定(資料 -3参照)	保安管理部	8月末	事故対策本部の構成員に対して事故対策本部・会議運営マニュアルに従った周知教育を実施すること。		要否		9月末			
			-H	現場指揮所に現場状況把握と情報収集のルールを明確化すること。	PU安全作B-1「管理区域内作業における基本動作」の改定(資料 -3参照)	PUセンター	7/28改定	-Aの水平展開事項のとおり		要否	- (-Aの処置状況欄に記載)	-			
			-I	各センターにおける「火災時の現場における対応要領書」(再処理センターの要領書を参考)を作成すること。(6/27業連周知、業連15(保連)10054にて盛り込み改定依頼)	-	-	再処理センター以外の各部・センターは、再処理センターの「火災時の対応要領書」を参考に事故対策手順、安全作業基準等に盛り込み改定すること。各部・センターは、改定した要領書等について、従業員への周知教育を実施すること。			要否		8月5日			
											要否		8月末		

--	--	--	--

15 (保連) 0061
平成15年7月10日

(あて先) 各部・センター長

(配布先) なし

--	--	--	--

(発信) 保安管理部長

(件名) 法令等に基づく届出等の再発防止の徹底について

(種別) 周知 報告通知 作業依頼 回答依頼 回答 その他

標記の件、OHSMS/EMS「法的及びその他の要求事項」随時見直し等において、水質汚濁防止法、茨城県公害防止条例等に基づく設置等の申請手続きが実施されていない設備等（計 697 基）が見出され、遅延理由書及び始末書を添えて監督官庁へ申請を実施した。

安全確保の観点からも、法令・条例等を確実に遵守することが極めて重要であり、別紙に示す再発防止に係る措置に所全体で取り組むこととする。

今後、各部センターにおいては、許認可申請等の手続きに抜けがないよう従業員への周知と確実な管理をお願いいたします。

なお、別添に示す対応については、別途周知いたします。

1. 別添：水質汚濁防止法、茨城県公害防止条例等に係る申請漏れに対する再発防止対策について

2. 担当者：安全対策課

以上

水質汚濁防止法、茨城県公害防止条例等に係る申請漏れに対する再発防止対策について

OHSMS/EMS「法令及びその他要求事項」に関する随時見直し等により、水質汚濁防止法、茨城県公害防止条例等に基づく設備等の設置、変更及び廃止の申請手続きが実施されていない設備等が所全体で697基（別紙1参照）見出され、これについては、遅延理由書及び始末書を添えて監督官庁へ申請を実施した。

このような状況も踏まえ、事業所としては同様の申請手続きの漏れ事項の発生を防止するため、以下の再発防止対策を講ずることとした。

なお、今後対応すべき具体的な事項については、業務連絡にて周知及び作業依頼いたします。

(1) 申請窓口部署（安全対策課）としての対応事項

	対応項目	対応内容
①	業務連絡による周知、徹底（実施済み）	新規施設において労働安全衛生法及び茨城県公害防止条例に基づく所定の申請が行われていなかったことに鑑み、各部センターに対して業務連絡「法令等に基づく届出等の徹底について」にて管理の徹底の周知を行った。 業務連絡発信日：平成15年2月21日
②	各部センターの担当者等に対して法令等に関する教育（説明会）の実施（実施済み）	申請漏れ案件の申請にあたり、労働安全衛生法、水質汚濁防止法、振動規制法及び茨城県公害防止条例について、申請に関する事項を中心に説明し、再発防止を図るとともに、今回の申請にあたって漏れがないようした。 教育実施日：平成15年3月3日、4日、6日（合計：47名）

(2) 各部センターにおける実施事項

	対応事項	対応内容
③	共通安全作業要領の変更	(1) 設備等の設置等に際して関連する法規制の特定を確実に実施するよう共通安全作業要領「E-2 新施設設及び新設・改造設備等の安全作業要領」に「施設等設置に伴う法令等適用確認表」の追加を行った。 改定日：平成15年3月12日 (2) 設備等の設置等に際して稼動する前の安全点検にて当該統括者又は課室長は本確認表を用いて許認可申請等の状況のチェックを行う。
④	対象設備等のリスト化と定期的な確認	(1) 既に申請を行った当該法令等に基づく機械等及び特定施設に関するリストをデータベース化するとともに、所内イントラホームページに掲載し、検索が可能なようにした。 実施日：平成15年6月12日 (2) それらのリストに関しては、今後定期的（年1回）に安全対策課から各部センターに確認を依頼し、設置・廃止等による手続きの漏れ等がないことのチェックを行う。

⑤	関係法令の申請に係る解説、説明資料等の作成とホームページへの掲載	<p>(1) 労働安全衛生法に係る機械等の計画の届出を行う上での例規解釈等を作成し、事業所内へ配布するとともに、所内イントラホームページへ掲載した。 実施日：平成 15 年 3 月 12 日</p> <p>(2) 水質汚濁防止法、振動規制法及び茨城県公害防止条例に基づく特定施設に関する申請を行う上での説明資料を所内イントラホームページへ掲載した。 実施日：平成 15 年 6 月 12 日</p> <p>(3) 各部センターでは、設備等の設置等においてこれらの説明資料等を申請に活用する。</p>
⑥	新規施設建設時のチェックの強化	建設工務管理部においては、新規施設における申請漏れを防止するため許認可チェックリスト（ラインにおける確認）を作成し、これに基づいた許認可事項のチェックを行う。
⑦	各部センターにおける担当者の選任及び役割の明確化	<p>共通安全作業要領 D-1 項に申請に関する調整等を行う公害担当者を選任することが定められているが、その役割が明確でなかった。共通安全作業要領 D-1 項を改定し、申請に係る確認（発注時における申請の必要性のチェックを含む）、調整等の役割を明確にする。</p> <p>なお、公害担当者に対しては、定期（年 1 回）又は必要に応じて関係法令等に基づく申請に関する教育を実施する。</p>
⑧	発注時の関連法規の確認及び仕様書への明記	設備の設置、改造工事等の契約に際し、担当課においては、OSMS/EMS の「法規制等要求事項登録表」や共通安全作業要領「E-2 新施設及び新設・改造設備等の安全作業要領」の「施設等設置に伴う法令等適用確認表」等にて発注に関連する法規制の申請事項について確認を行うとともに、必要に応じて、受注者においても確認を行う旨を発注仕様書に明記する。
⑨	対象設備等へのシールの貼り付け	申請の対象となる機器等については、その識別ができるよう専用のシールを貼る。（既設の設備等も含め）
⑩	申請スケジュールの作成	部センターごとに申請スケジュールを作成して、安全対策課に提出を行い、計画的かつ確実に申請手続きが行われるように担当部署と安全対策課でフォローを行うこととする。

(3) その他

	対応事項	対応内容
⑪	東海事業所における許認可申請等の取扱規則の改定	許認可申請にあたっての責任と権限を明確にするため、「東海事業所における許認可等の取扱規則（49 東海事業所規則第 1 号）の改定を行う。
⑫	各部センターにおける QA 要領書への法的要求事項の確認事項の追加	<p>各部センターにおける QA 要領書へ施設、設備、機械等を設置等する場合に、法的要求事項を確認することを追加する。</p> <p>QA、OHSMS/EMS 等の監査においても、法的要求事項に抜けがないかを確認していく。</p>

*⑪については、別途関係者と打ち合わせを持ち、対応していく。

以上

申請手続きが必要であった設備等の数

	放安部	建工部	環境セクター	再処理セクター	Puセクター	その他*5	合計	対象となる設備等
(1) 労働安全衛生法 (設置)	-	2	1	1	26	-	30	軌道装置、特定化学設備等
(2) 水質汚濁防止法 (設置)	15	-	123	83	17	-	(389)	洗淨施設 (流し、フード) 等
(2) 水質汚濁防止法 (廃止)	7	-	78	4	47	15	151	
(3) 振動規制法 (設置)	2	12	4	3	10	-	(77)	圧縮機、せん断機等
(3) 振動規制法 (変更)	-	2	-	3	1	-	6	
(3) 振動規制法 (廃止)	-	-	30	2	4	4	40	
(4) 茨城県公害防止条例 騒音関係 (設置)	20	60	9	21	11	-	(201)	空気圧縮機、送風機、せん断機等
(4) 茨城県公害防止条例 騒音関係 (変更)	-	9	1	2	1	-	13	
(4) 茨城県公害防止条例 騒音関係 (廃止)	-	1	18	9	5	-	33	
水質関係*3 (設置)	-	-	24	3	7	-	34	流し、廃ガス洗淨施設等
合計	44	86	288	131	129	19	697	

*1 上記の数値は、設置台数を記入したものであり、申請案件数ではない。

*2 振動規制法及び水質汚濁防止法に基づく特定施設については、茨城県公害防止条例に基づく特定施設として申請する。ただし、水質汚濁防止法に基づく廃止については、一部を除く。

*3 茨城県公害防止条例水質関係に記載した数は、既に水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届を提出しているが、茨城県公害防止条例に基づく特定施設として申請していなかったものである。

*4 変更の多くは、施設名称の変更や過去の申請時に記載されていなかった事項 (機器番号等) の追記である。

*5 「その他」とは、施設の撤去により現在の所掌部署が不明のものである。

*6 Pu セクターには、玉造部材検査所 (水質汚濁防止法設置 2 基) を含む。

法令に基づく申請手続きの 確実な実施について

保安管理部 安全対策課

法令に基づく申請手続き漏れに関する経緯

時期	内容
平成14年3月	OHSMS/EMS「法的及びその他の要求事項」随時見直しの実施
平成15年1月	OHSMS/EMS「法的及びその他の要求事項」随時見直し結果に伴う再確認の実施
平成15年2月	LWSFに係る申請漏れ(労働安全衛生法、茨城県公害防止条例)に対する申請の実施
平成15年2月	「法的及びその他の要求事項」随時見直し結果に伴う再確認の結果に関する説明の実施
平成15年3月	法令に基づく申請事項等に関する説明会の実施
平成15年5月	労働安全衛生法、水質汚濁防止法、振動規制法及び茨城県公害防止条例に基づく申請の実施

15 943 機構 (東海) 101
平成 15 年 6 月 12 日

茨城県知事
橋本昌俊

秋田県サイクル開発機構
東海事業部長 岸本 洋一郎

遅延理由書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
当サイクル機構の業務に関しましては、早急特別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、水質汚濁防止法に基づく申請につきましては、常々、円滑なく実施するように努
力しておりますが、このたび、同法に基づく特定施設の新設の手続きがなされていない
ことがわかりました。本来、特定施設の設置は設置する 90 日前までに行うべきですが、
同法に基づく敷地届出の必要性の認識が不十分であったため、遅延いたしました。
今後、手続き漏れのありました施設については、同法第 5 条第 1 項の規定に基づく設置
届出を行いますので、ご容赦願います。
当事業所といたしましては、これまで以上に公害防止の観点から安全管理に万全を尽
くす所存でありますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

15 943 機構 (東海) 0276
平成 15 年 6 月 25 日

茨城県知事
橋本昌俊
(東北地方総合事務所後い)

秋田県サイクル開発機構
東海事業所 所長 岸本 洋一郎

始末書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
サイクル機構東海事業所の業務に関しましては、早急より特別のご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。
さて、当事業所においては、環境マネジメントシステム (平成 14 年 3 月認証取得) を
導入し、法的要求事項を確実に守るよう努めてまいりました。このたび、環境マネジメント
システムに基づき申請事項の見直しを実施したところ、水質汚濁防止法及び茨城県公害
防止条例に基づく届出・申請の手続きがなされていないものがありました。
本来、当事業所においては、上記法令などに規定する事業場及び許可工場であることか
ら、同法令などに基づく設置、変更及び廃止に係る届出・申請を確実に行うべきでありま
した。
しかしながら、届出・申請行為に関する認識や従業員への教育が不十分であったことか
ら、多数の特定施設について届出・申請がなされないまま現在に至ってしまいました。こ
のことについては、深くお詫びを申し上げます。
今後、当事業所といたしましては、特に届出・申請に意識がないよう従業員に教育・周
知徹底を図るとともに、チェック機能を拡充、強化することにより、再発防止に万全を尽
くす所存でございます。
さらに、環境保全及び公害防止全般にわたり引き続き関係法令等を遵守し、より一層安
全管理に努める所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。
敬具

今回申請手続きを実施した設備等

該当法令	設備等の数(基)	対象設備等
1. 労働安全衛生法 (設置)	30	軌道装置、特定化学設備等
2. 水質汚濁防止法 (設置・廃止)	389	洗浄施設(流し、フード等)
3. 振動規制法 (設置・変更・廃止)	77	圧縮機、せん断機等
4. 茨城県公害防止条例*1 騒音関係 (設置・変更・廃止)	167	空気圧縮機、送風機、せん断機等
水質関係*2 (設置)	34	流し、廃ガス洗浄施設等
(合計)	697	

*1 振動規制法及び水質汚濁防止法に基づく特定施設については、茨城県公害防止条例に基づく特定施設としても申請する。(玉造部材検査所分を除く)

*2 茨城県公害防止条例水質関係に記載した数は、既に水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届を提出していたが、茨城県公害防止条例に基づく特定施設としては申請していなかったものである。

今回の申請漏れの主な要因

- (1) 原子炉等規制法、放射線障害防止法に比べて労働安全衛生法、水質汚濁防止法等に基づく申請に対する認識が十分でなかった。
- (2) 申請に関する担当者(申請窓口部署担当者、施設側担当者)等への教育や意識付けが十分でなかった。
- (3) 申請の手続きに係るチェック機能等が十分でなかった。

安全対策課関連の主な法令に基づく申請を実施すべき設備等	
該当法令	対象設備等
1. 労働安全衛生法*	①クレーン ②第一種圧力容器 ③ボイラー ④機械等(放射線装置、軌道装置、化学設備、特定化学設備、排気装置等)
2. 水質汚濁防止法*	①洗浄施設(流し、フード、現像機等) ②し尿処理施設 ③廃ガス洗浄施設 等
3. 大気汚染防止法	①ボイラー ②廃棄物焼却炉 等
4. 振動規制法*	①液圧プレス ②せん断機 ③圧縮機 等
5. 騒音規制法 <small>リコッティのみ対象</small>	①送風機 等
6. ダイオキシン類対策特別措置法	①廃棄物焼却炉 等
7. 茨城県公害防止条例*	
(1) 騒音関係	①液圧プレス ②せん断機 ③切断機 ④空気圧縮機 ⑤送風機 ⑥砕木機 ⑦丸のこ盤 等
(2) 水質関係	①水質汚濁防止法に示す対象設備 ②条例に示す汚水に関する対象設備
(3) 大気関係	①大気汚染防止法に示す対象設備 ②条例に示すばい煙、粉じんに関する対象設備
(4) 振動関係	①振動規制法に示す対象設備

*は、今回の申請漏れ案件該当法令

振動規制法及び騒音規制法に基づく地域の指定

(1) 振動規制法(第3条)

- ① 東海村 全域指定
- ② 玉造町 未指定

(2) 騒音規制法(第3条)

- ① 東海村 工業専用地域を除く地域を指定
- ② 玉造町 未指定

* 東海事業所: 工業専用地域

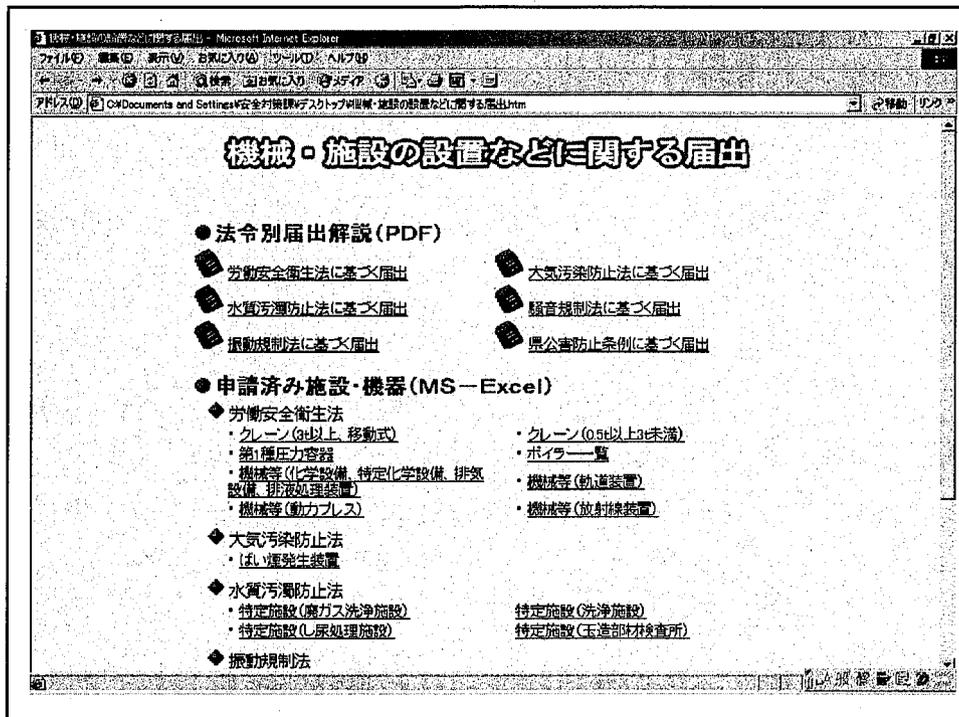
リコッティ : 商業地域

特定施設の設置等に関する申請事項(1)

- (1)水質汚濁防止法
:設置届、使用届、変更届、廃止届
- (2)大気汚染防止法
:設置届、使用届、変更届、廃止届
- (3)振動規制法
:設置届、使用届、変更届、廃止届
- (4)騒音規制法
:設置届、使用届、変更届、廃止届
- (5)ダイオキシン類対策特別措置法
:設置届、使用届、変更届、廃止届

特定施設の設置等に関する申請事項(2)

- (6)茨城県公害防止条例
 - (許可工場):設置許可申請
変更許可申請
廃止届
 - (特定施設):設置届、使用届
変更届、廃止届
- * 特定施設の届出の特例



確実な申請手続きに向けた取り組みについて

組織の社会的な責任として、法令遵守の徹底を！

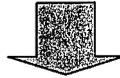
対策に係る所内周知

- 1) . 事業所運営会議で報告
6月25日
- 2) . 保安管理部長からの業務連絡による周知
7月10日
- 3) . 安全ニュースによる周知
7月22日

具体的な取り組み

業務の所掌部署と責任の明確化

事業所規則「東海事業所における許認可業務等の取扱規則」を改定



許認可等の業務に係る、起案、承認、審査、指導・助言等の担当部署と実施すべき事項の明確化

センター・部長、課長、窓口担当部署の役割り

9月までに改定予定（総務課を中心に所に対応）

具体的な取り組み

業務の仕組みに係る検討(1)

- 1). OHSMS/EMSに基づく法的要求事項の明確化
管理規則等に基づいて各部、課室で適時「法規制等要求事項登表」の見直しを実施（従来より継続）
- 2). 発注時の関連法令等の要求事項の確認（業連で指示予定）
 - ・発注時に「法規制等要求事項登録表」及び「施設等設置に伴う法令等適用確認表（共通安作）」にて申請事項の該当の有無を確認
 - ・受注者における法規制の要求について確認する旨を発注仕様書に明記する
 - ・各部センターの公害防止担当者によるチェック（公害関係）
- 3). 各部センターにおける担当者の選任と役割の明確化
共通安全作業要領D-1「一般公害施設の管理要領」を改定し、公害担当者の役割の明確化する。
9月までに共通安全作業を改定

具体的な取り組み

業務の仕組みに関する検討(2)

- 4). 許認可申請スケジュールの作成によるフォロー
8より実施
- 5). 対象設備のデータベース化とリストに基づく定期的なチェック
データベース：所内イントラ(保安管理部)に掲載済
定期的なチェック：1回/年実施
- 6). 各部センターのQA要領書に、設備等の設置等を行なう場合の法的要求事項の確認を追記
QA委員会で確認後、業連で指示
- 7). 品質保証監査、OHSMS/EMS監査において法的要求事項の遵守状況を確認
10月の内部監査で実施

具体的な取り組み 法令遵守に係る意識付け、教育等

- 1). 今回の申請漏れと再発防止対策に関する説明会の開催
8月中旬実施予定
- 2). 各部センターの担当者等に対する定期的（1回／年）
な教育
- 3). 新規設備、機器等への適用法規が識別できる専用シ
ールの貼付け
シールの手配中
- 4). 各種法令等に関する解説等の作成とHPへの掲載
労働安全衛生法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、
振動規制法、県公害防止条例についてHP(保安全管理部)へ掲載済み

#

平成 1 5 年度 保安管理部 業務推進・品質改善目標 中間報告#
(事業・組織基盤目標) #

#

平成 1 5 年 9 月 #

#

東海事業所 保安管理部

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書#

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善内容を含む)×平成 15 年 9 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
個別ミッション	(8)原子力委員会、文部科学省「原子力二法人統合準備会議」において取りまとめられた報告書を踏まえて日本原子力研究所との統合に向けた取組を実施する。	原研保安管理室との情報交換等、統合に向けた具体的な検討の実施 先行可能事項の抽出及び実施 (課題：保安管理業務の統合)	5	検討結果報告時期 先行事項の開始時期	16 年 1 月 第 3 四半期	(達成予定) 保安管理部及び原研保安管理室との部長クラスが出席する連絡会を 4 回(6/25,8/5,9/4,26)開催し、具体的な組織・業務等について検討を進めた。 相互の所長パトロールにパトロール員を参加させ、お互いの施設等について理解を深めた。 (7/18,7/28) また、入構措置に関しては相互に入構証を発行することで合意し、P P 委員会においても承認されたので第 3 四半期から実施する計画である。	
	(2)関係法令に基づき補助金を適正に執行する。						
コスト管理目標	-	予算執行状況の定期的な確認を実施する (課題：繰越や残額の発生しない適正な予算執行)	3	予算執行状況の確認頻度	1 回 / 月以上	(達成予定) 課室毎に執行状況を毎月確認し、8 月末で全体の執行状況を取りまとめた。	
	(1)「平成 15 年度業務品質保証活動基本方針・基本計画」に基づく活動を展開する。# 業務品質改善活動の実施						
組織基盤・人材育成目標	部門長(所長)診断会の実施						

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書#

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善 内容を含む)〔平成 15 年 9 月現在〕	問題の要因分析 及び今後の対応 策
	・業務中間報告会、業務実績報告会の実施	部門長診断会の確実な実施 (課題：中間及び年度総括における業務運営に係る改善活動)	3	部門長診断会の開催回数	2 回 / 年	(達成予定) 第 1 回の部門長診断会を 9/29, 30 に実施する予定である。	
	検討会(診断会)チームによる改善活動の実施						
	・検討会の他に外部講師を交えた指導会、発表会を実施#	検討会 / 指導会の円滑な活動 (課題：重要課題に対する改善活動)	3	改善成果の報告時期	年度内	(達成予定) 7/28 に第 1 回を開催し、テーマ、選定理由、年間活動計画等について検討した。第 2 回は 10/7 に開催予定である。	
	品質管理記録の管理の充実・強化						
組織基盤・人材育成目標	・自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策の実施	各部・センターにおける改善策の実施状況の確認 (課題：自主的に定めた改善策について着実に実施)	3・4	実施状況の確認	年度内	(達成予定) 各部・センターにおける改善策の実施状況を 10 月下旬の定期自主品質監査において確認する予定である。	
	業務の標準化の推進#						
	業務運営の仕組みの改善、要領化						
	・業務運営の仕組みの改善、要領化(ISO 認証取得部門以外)#	業務運営の仕組みの要領化 (課題：ルール化されていない業務の標準化)	3	改善・要領化の件数	2 件 / 課室以上	(達成予定) 部文書作成計画表に従い「品質監査要領」など制定 2 件、所の共通安全作業基準の制改訂 5 件を実施した。	
	品質監査の実施						

(*) 1：事故の未然防止、2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4：地元で理解される業務運営、5：社会のニーズに即した開発と技術移転#

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書#

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善内容を含む) 平成 15 年 9 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
組織基盤・人材育成目標	定期自主品質監査の実施(東電問題に係る改善実施状況確認を含む)	自主品質監査の確実な実施 (課題: 規程に定められた自主品質監査の確実な実施及び事業所の品質保証活動状況の確認及び指導)	3	監査の実施回数	1 回 (各部・セク-対象)	(達成予定) 平成 15 年度の定期自主監査は 10 月下旬に実施することで 8 月の品質保証委員会で承認され、周知した。本監査では品質保証計画書に基づく活動の実施状況及び東電問題に係る改善実施状況の確認を行う予定である。	
	業務品質保証に関する教育の実施#						
	・本社階層別教育の参加	本社階層別教育の実施への協力 (課題: 品質保証活動に係る知識習得)	3	計画された教育に対する実施率	100%	(達成予定) 本社主催の階層別教育(6月、7月、8月)が計画的に行われ、所内周知及び参加者の取りまとめ等に協力した。	
	I S O 認証取得及び維持活動に係る活動の推進	異動等新規配属管理者に対する階層別定型教育の実施# 内部監査員教育の実施# 内部監査における事前確認の充実#	1	階層別定型教育の実施 実施時期 内部監査時期	教育漏れゼロ 平成 16 年 1 月 平成 16 年 2 月	4、8 月 計: 2 回(24 名) ステップ教育(9 月) 計: 1 回(24 名) 養成研修(7/26~27, 9/3~4) 計: 2 回(33 名) 内部監査(予定) (10 月 22, 23, 24, 27)	
	OHSAS18001/ISO14001 認証取得後の維持						

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書#

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善 内容を含む)〔平成 15 年 9 月現在〕	問題の要因分析 及び今後の対応 策
		・定期審査の実施	3	・システムの確実な 運用により、審査時 不適合指摘件数	不適合ゼロ件	定期審査(予定) (H16.02(3日間))	
人 材	(2)東海安全マネジメントシステ ム(仮称)の構築						

付 - 6(5)

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書#

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善内容を含む)〔平成 15 年 9 月現在〕	問題の要因分析及び今後の対応策
	各種マネジメントシステム体系の整理統合を指した検討 (課題：事業所内の品質保証活動について国際規格を含め効果的な仕組みの検討)	各種マネジメントシステム体系の整理統合を指した検討 (課題：事業所内の品質保証活動について国際規格を含め効果的な仕組みの検討)	3・4	品質保証計画書(品質マニュアル)の改定案の報告時期	16 年 3 月	(達成予定) 各種マネジメントシステム体系の整理統合を指した検討は、理事長診断会において、安全機能の充実に品質機能展開を活用する旨の要望があったことから、検討を実施した。 保安規定への品質保証の取込みについて、国の要求事項を満たす品質保証規程(JEAC4111)に従い、社内規定を整備し保安規定に位置づける内容であり、事業所の品質保証計画書を改定する必要があるが生じた。 このため、JEAC4111 に基づいた品質保証計画書の制定等を含め、保安規定への品質保証の取込みに係る対応を優先的に実施することとした。 この対応は、本社の「安全規制見直しに係る、品質保証検討 WG 及び保安規定改定検討 WG」に参画し、サイクル機構として JEAC4111 に基づいた品質保証指針の制定等に係る検討を実施するとともに、事業所の品質保証委員会の下に分科会を設置し対応方針、施設品質保証計画書の体系等の検討を行った。	今後は、機構の品質保証指針の制定を受けて、施設毎の品質保証計画書を含めて東海事業所品質保証計画書の見直しを年内を目途に実施し、保安規定の改定を年度内を目途に行っていく。 原子力安全規制の見直しにより、品質保証計画書等が国の規制を受けた場合、規制のあり方によっては国際認証である OHSMS、EMS との統合を目指すといった検討に支障をきたすおそれがある。規制状況を今後、規制状況を考慮のうえ各種マネジメントシステムの統合化に係る改定案の検討を継続して実施する。

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書#

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善内容を含む) (平成 15 年 9 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
	OHSMS を中心とした体制の構築	検討委員会での計画の遵守 (課題：国際規格に適した事業所体制の構築)	3	委員会の計画に対する実施率	100%	(達成予定) 国際規格に適した委員会等の体制について、検討委員会の報告書を作成し、所の品質保証委員会での審議を経て所長承認を受けた。所内への規則の見直しに係る作業開始の周知を業運で実施した。	規則等の見直し作業の実施において、品質保証統括推進者を初めとする部門内調整及び所長から検討指示(計量管理、保障措置等と品質保証との関係等)の検討に時間を要している。

(*) 1：事故の未然防止、2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4：地元で理解される業務運営、5：社会のニーズに即した開発と技術移転

付録 - 6 (2)

平成 1 5 年度 保安管理部 業務推進・品質改善目標 中間報告
(安全確保・環境保全目標)

平成 1 5 年 9 月

東海事業所 保安管理部

部・センター 目的及び目標達成度報告書
 (中間:第1～第2 四半期報告書) 暫定:第1～第3 四半期報告書・最終:第1～第4 四半期報告書(平成15年度)

JNC TN8440 2004-010

記録番号:

通し番号:

センター内部安全衛生/環境管理統括者	安全衛生/環境管理者

作成:平成15年9月30日 組織名:保安管理部

目標分類	事業所の目的(EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的(EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況(平成15年9月30日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		(6)「平成15年度安全管理基本方針」及び「労働安全衛生/環境方針に基づいた安全活動の展開」			部・センターの目標内容 一般作業計画書を起草する作業から逸脱した作業(計画外作業)の禁止	計画外作業の件数	ゼロ件	(達成予定) 一般作業計画書を起草した作業件数は上期は13件あったが、手順書を逸脱した作業はなかった。	-	-	安対課 危機室 品証室

- 1: 目標内容: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
- 2: 進捗状況: 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3: 問題の要因分析及び今後の対応: 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4: 次年度計画の概要: 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5: 担当部署: 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成15年9月30日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標					<p>1 部・センターの目標内容</p> <p>所全体の実施状況 の確認及びとりまと め</p>	<p>確認・とりま とめ時期</p>	5年9月及び16年3月	<p>(達成予定) 各部・センターにおい て計画外作業が実施さ れていないことを確認 した。</p>			安対課
		<p>外部機関との協 力・連携と参考とな る事例の自らの職場 への取り入れ</p>			<p>NSネット、東海ノ ア協定に係る訓練等 への積極的な取組み</p>	<p>訓練等へ の参加率</p>	100%	<p>(達成予定) ノア：幹事会(6月)ノ ア：幹事会(6月)ノ ア：公開講座(随時)ノ ア：訓練(6月)等に参 加 NS：アンケート調査 に対応するとともに、 セミナー等に参加した 要請に対する参加率は 100%である。</p>			安対課
					<p>NS ネット良好事例 の水平展開の実施</p>	<p>相互評価 実施に係る 報告書公開 の都度実施</p>	公開の都度	<p>(達成予定) 第30回から第32回の NS ネット良好事例を 解析して周知した。</p>	-		品証室
					<p>所全体のNSネッ ト、東海ノアへの参加 実績のとりまとめ</p>	<p>実績・とりま とめ時期</p>	15年9月及び16年3月	<p>15年度の実績を9月現 在でとりまとめた。 (東海ノア) 幹事会：2回 公開講座：参加7回、 公開2回 施設見学：参加2回 訓練視察：参加2回、 公開1回 (NSネット) アンケート対応：2回 講演会等：参加1回 セミナー：参加2回</p>			安対課

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成15年9月30日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		一人ひとりの危険 に対する感受性の向 上 基本動作(5Sを含 む)、KY、TBMの 徹底 ・若年層を対象とし たKY研修会の開催	OHSMS		・KY研修会の企画・ 実施	開催時期	15年7月	(達成) 若手従業員を対象とし たKY研修会を6月26 日に開催した。			安対課
		規程類における 一人ひとりの役割確 認とその遵守徹底 ・保安規定及びその 下部要領類における 業務所掌範囲等に係 る周知教育の実施	OHSMS		・RST トレーナー及び KY トレーナー有資格 者の養成	養成人数	各1名以上	(達成予定) KY トレーナー3名 (安対課2名、危機室 1名)を養成した。R ST トレーナーは下期 に養成する予定			安対課 危機室 品証室
		一人ひとりの危険 に対する感受性の向 上 基本動作(5Sを含 む)、KY、TBMの 徹底 ・若年層を対象とし たKY研修会の開催	OHSMS		・保安規定及び事故対 策規程等における業 務所掌範囲の確認及 び周知教育の実施	周知教育完 了時期	15年6月	(達成遅れ) 安対課:10月実施予定 危機室:10月実施予定 品証室:7月実施済み	プル3 火災 対応により 遅れたが、10 月には完了 予定	-	安対課 危機室 品証室
		一人ひとりの危険 に対する感受性の向 上 基本動作(5Sを含 む)、KY、TBMの 徹底 ・若年層を対象とし たKY研修会の開催	OHSMS		・通報連絡基準周知教 育の企画及び実施	開催実績	使用及び再処理につい て、各1回以上	(達成) 再処理編については5 月29日に、使用施設編 については7月17日に 説明会等を開催した。	-	-	安対課 危機室

- 1 : 目標内容 : 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生 / 環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目 OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2 : 進捗状況 : 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3 : 問題の要因分析及び今後の対応 : 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4 : 次年度計画の概要 : 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5 : 担当部署 : 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成15年9月30日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施			年度計画に基づく教育訓練の実施 教育訓練データベースへの確実な入力	保安教育訓練の実施率 データ入力実施率	計画に対して100% 100%	(達成予定) 各課室単位で計画に基づき実施中である。 (達成予定) 部内教育訓練の入力すべきデータについてはほぼ100%入力実施済。	-	-	安対課 危機室 品証室 安対課 危機室 品証室
		危機管理・防災体制の充実強化 危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上			所全体の入力実施率の確認 ・緊急時対策所を使用した月例訓練等の実施	確認実施時期 月例訓練等の実施回数	15年9月及び16年3月 10回以上/年	(達成予定) 各部・センターの入力状況について、入力すべきデータについてはほぼ100%入力済みであることを確認した。 (達成予定) 上期は計4回(6/24、7/11、8/7、9/11)実施した。そのほか、県等の要請による訓練を実施(9/18、30)した。			安対課 危機室
		原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化 ・防災関係機関等の参画した防災訓練の実施			・東海村消防署が参画した防災訓練の企画及び実施	村消防の参画実績	1回以上/年	(達成) 9月11日の防災訓練において村消防も企画段階から参加した。 11月、3月も検討予定			危機室

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目 OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成15年9月30日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		・防災関係機関等を 対象とした原子力防 災研修等の企画・実 施			・原子力防災研修の企 画及び実施	開催実績	1回以上/年	(達成予定) 5月開催で計画したが Pu 火災対応のため延 期し、10月に開催する 計画で準備を進めてい る。			危機室
		労働衛生活動へ の積極的な取り組み									
		快適職場づくり の推進	OHSMS		部の15年度計画に 基づく改善の実施	改善実施 率	計画に対し100%	(達成予定) 技1棟の喫煙所につい ては現在見積依頼中 であり、下期に完了予 定である。品証室の居 室に観葉植物を設置し た。そのほか、各居室 で適宜換気を行ってい る。	-	-	安対課 危機室 品証室
					各部・センターの取 組状況の確認	確認実施 時期	9月、1月	(達成予定) 9月末現在の取り組 み状況について確認し た。			安対課

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目 OHSMS (重大なリスク) の個別テーマの項目
- 2：進捗状況： 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応： 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要： 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署： 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成15年9月30日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標	化学物質適正 管理の定着	従業員等に対す る化学物質の曝露に よる健康障害の防止	OHSMS		試行的ための要領 書整備	要領書整 備時期	15年8月	(達成) 要領書を作成し、8月 28日のOHSMS委員会に おいて、要領書及び試 行開始について承認さ れた。			安対課
		化学物質に関す るリスクアセスメン トの試行			試行に向けた各 部・センターへの説 明会の開催	説明会開 催時期	15年9月	(達成) 9月9日に説明会を開 催し、試行を開始した。			安対課 品証室
		(4) P R T R 法に基 づく化学物質の環境 放出の確実な管理	EMS		化学物質の排出量 等の確実な把握	法令に基 づく平成14 年度排出量 等の報告時 期	15年6月	(達成) 14年度排出量等につ いて6月26日に報告書 を提出した。			安対課
		化学物質の排出 量等の確実な把握			15年度排出量等の 把握及びとりまとめ	化学物質 の排出量等 の取りまと め回数	4回/年	(達成予定) 第1四半期分について は7月にとりまとめを 実施した。第2四半期 分については10月に 実施予定である。			安対課

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生 / 環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目 OHSMS (重大なリスク) の個別テーマの項目
- 2：進捗状況： 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応： 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要： 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署： 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成15年9月30日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
		(7) 安全性総点検に係る計画完了案件への着実な対応			安全性総点検に係る計画完了案件の目標リストによる進捗状況の把握	進捗状況の確認実績	2回/年	(達成予定) 今年度は5件完了予定中、3件の完了を9月の中間フォローで確認した。		-	品証室
	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	EMS	省資源・省エネルギーの推進	14年度の実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施	14年度実績比の低減率	平成14年度実績と電気設備の増加、認証G&Rとの統合に伴う人員増を勘案し、目標値を以下のとおりとした 目標値：164.226.4kWh	(達成予定) 4月から7月までの部全体の実績は以下のとおりであり、目標値に対し 64%である。 目標値：164.226.4kWh 実績値：105.131.2kWh			安対課 危機室 品証室
	省資源・省エネルギーの推進	コピー用紙使用量低減	EMS		14年度の実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	・14年度実績比の低減率	14年度実績比の2%低減	(達成予定) 4月から8月までの部全体の実績は以下のとおりであり目標値に対し 88%である。 目標値：423,000枚 実績値：371,500枚			安対課 危機室 品証室
		転倒災害が予測されるリスクを改善	OHSMS		転倒災害が予測される既存ワークシートの見直し	既存ワークシートの見直し	15年4月末	(達成連れ) 5月に見直し作業が完了し、居室等への出入口の転倒災害をワークシートに追加した	4月21日に発生したPu火災関連の対応業務等により遅れを生じた。	-	安対課 危機室 品証室

安全確保・環境保全目標

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目 OHSMS（重大なリスク）の個別テーマの項目
- 2：進捗状況： 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応： 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要： 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署： 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成15年9月30日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標					転倒災害が予測さ れる新たな作業発生 時にワークシート作 成	新たな作 業発生時に ワークシー ト作成	報告時期(定期見直 し時)	(達成予定) 転倒災害が予測される 作業発生時にワークシ ートを作成する	-		安対課 危機室 品証室

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
OHSMS（重大なリスク）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況： 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応： 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要： 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署： 取りまとめをする課・室・グループ

平成 15 年度 東海事業所安全衛生計画書

平成 15 年 3 月
東 海 事 業 所

1 . 目的

平成 15 年度サイクル機構安全管理基本方針及び東海事業所「労働安全衛生及び環境方針」を受けて労働安全衛生マネジメントシステムに基づき、トラブル等の未然防止や健康の保持増進など、日常的な安全衛生活動を実践するための平成 15 年度東海事業所安全衛生計画を定める。

2 . 安全衛生管理の目標内容

本計画に示す安全衛生活動の目標は、平成 15 年度東海事業所及び各部・センターの業務推進・品質改善目標リスト「安全確保・環境目標」に反映し、展開する。

(1) 労働安全に関する目標

平成 15 年度の「安全管理基本方針」及び「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、一人一人がルールを遵守し安全を守る風土を醸成するとともに各人の危険に対する感受性を向上させ、労働安全の一層の向上を図る。また、平成 14 年度には負傷災害が数多く発生したことを踏まえ、負傷事故の防止に向けた取り組みを推進する。

- ・作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
- ・基本動作(5S を含む)、KY、TBM の徹底
- ・教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施
- ・転倒災害が予測されるリスクの改善

(2) 労働衛生に関する目標

「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、職場の作業環境の改善、健康の保持増進等、積極的な労働衛生活動を推進する。

- ・快適職場づくりの推進
- ・心の健康管理の推進
- ・法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施
- ・健康づくりのための THP 活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施

3 . 安全衛生行事計画等

全国的に展開される各種安全衛生週間等の行事に積極的に参加するとともに、安全衛生管理規則等に基づくパトロール（巡視）及び労働安全衛生に関する各種委員会を定期的実施する。また、負傷事故の防止については、ヒヤリハットの提案の活用や災害事例の紹介等の取り組みを、適時あるいは安全衛生行事等において実施する。安全衛生に係わる行事等の具体的な実施内容は別途計画する。

更に、放射線安全衛生強化推進協議会定例会を四半期毎に、各部センター協議会を毎月開催し、安全衛生に係る関係請負人とのコミュニケーションの強化を図る。

平成 15 年度の安全衛生行事計画等を別紙-1 のとおりとする。

以 上

平成 1 5 年度安全衛生行事計画

月	行事計画	定期的実施事項
4		1. 安全衛生管理規則に基づく パトロールの実施 安全主任者（適宜） 衛生管理者（毎週 1 回） 統括者（年 2 回以上） 管理者（月 1 回以上） 産業医（月 1 回以上） 衛生工学衛生管理者（月 1 回 以上） その他 ・所長パトロール（適宜） ・衛生管理者会議パトロール （適宜） 2. 委員会等の開催 安全衛生・化学物質委員会 （毎月） 部・センター安全衛生委員会 （毎月） 衛生管理者会議（毎月 1 回） 安全主任者会議（毎月 1 回） 放射線安全衛生強化推進協議 会定例会（四半期 1 回） 放射線安全衛生強化推進協議 会各部センター会（毎月 1 回）
5	・原子力エネルギー安全月間（5/1～31）	
6	・全国安全週間準備期間（6/1～31） ・危険物安全週間（6/8～14）	
7	・全国安全週間（7/1～7） ・安全大会（7/1）	
8	・電気使用安全月間（8/1～31）	
9	・全国労働衛生週間準備期間（9/1～30）	
10	・全国労働衛生週間準備（10/1～7） ・高圧ガス保安活動促進週間（10/27～31）	
11	・秋の全国火災予防運動（11/9～15）	
12	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
1	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
2		
3	・春の全国火災予防運動（3/1～7）	

事業所として取り組む事項（適時及び安全衛生週間行事等において取り組むものとする。）

- K Y 研修会（若年層を対象）の開催
- R S T トレーナー、K Y トレーナー等の養成
- 災害事例の紹介
- 負傷発生防止等のためのヒヤリハット提案（2 回 / 年）
- メンタルヘルス研修会の開催
- T H P の推進

平成 15 年度 安全管理基本方針

核燃料サイクル開発機構
理事長

自主保安のより一層の推進

- ・ 職場の実態に応じたリスクアセスメントの定着
- ・ 作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
- ・ 外部機関との協力・連携と、参考となる事例・活動の自らの職場への取り入れ
- ・ 自主点検信頼性調査結果に基づく対応措置の徹底

一人ひとりの危険に対する感受性の向上

- ・ 基本動作（5Sを含む）、KY・TBMの徹底
- ・ 規定類における一人ひとりの役割確認とその遵守徹底
- ・ 教育・訓練データベースを活用した体系的な教育・訓練の実施

危険管理・防災体制の充実強化

- ・ 危機管理に係る教育・訓練の継続的实施と実効性の向上
- ・ 原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化

東海事業所業務品質保証活動品質方針

東海事業所長 岸本 洋一郎

基本方針

東海事業所の社会的使命は、わが国における将来のエネルギーの安定供給を図るため、核燃料サイクルの確立に向けたフロントランナーとしての技術開発を推進することである。このことから、原子力施設等の安全を確保するとともに、サイクル開発機構の業務品質保証活動を積極的に推進します。さらに、透明性を確保し社会の信頼性を高めるため、国際認証に基づく OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 等の品質保証システムの定着をめざします。

活動方針

理事長の定めた「業務品質方針」及び「要求品質」を踏まえ、「業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所の業務品質保証活動の推進に努めます。

施設品質保証計画書、OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 の活動を積極的に推進します。

東海事業所として、OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 を踏まえた実行できる品質保証活動体系の整備を進めます。

平成 15 年度行動目標

「平成 15 年度業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所及び各部・センターの具体的活動を計画する「平成 15 年度東海事業所品質保証活動計画」を定め、着実に実行します。

OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 の活動を踏まえ、合理的かつ効果的な品質保証活動の実施に向け、仕組みの検討、整備を実施して行きます。

OHSAS18001 及び ISO14001 に基づく安全及び品質保証の体制を構築するため、規則及び委員会等を含めて具体的な体制について整備を着実に実施し、改善して行きます。

各部・センターは、ISO9001 に適した品質保証計画書（施設編）と下部要領書の整備・改定を実施します。

平成 15 年度 東海事業所品質保証活動計画

東海事業所における業務品質保証活動は、「平成 15 年度東海事業所業務品質保証活動品質方針及び平成 15 年度業務実施計画並びに業務推進・品質改善目標リスト」に基づくとともに、ISO14001 及び OHSAS18001 の活動を踏まえて推進する。その具体的活動を以下に示す。

1. 業務品質改善活動の実施

業務の「質」を改善・向上させるために業務の実態のチェックを「業務推進・品質改善目標リスト」を用いて診断会等において行う。なお、チェックにより抽出された問題点や課題については、その後の改善活動に反映する。

部門長（所長）診断会は、「平成 15 年度業務実施計画及び業務推進・品質改善目標リスト」の実施状況を確認する 9 月開催の業務中間報告会及び 1 月開催の業務実績報告会と兼ねて計画的に実施する。

平成 14 年度理事長診断会における指摘事項等に基づき建工部は、組織のあり方について再検討を実施し、その結果を中間報告会に報告する。保安部は、東海安全マネジメントシステム（仮称）に必要な機能に関する検討を行い効率的な品質保証システムの構築を行う。

自主点検信頼性の調査において抽出された課題（点検記録の改善、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善）は、改善計画に従い実施する。

現場に密着した重要なテーマについて、品質保証に関する専門家の指導を受けながら、改善活動を行う。

平成 15 年度は事業所の代表として 2 チームが活動を行うことになる。今年度は、再処理センターと支援部門合同の 2 チームを編成し活動を行う。

指導会は、本年 5 月末までにテーマ選定等を決定し、6 月に第 1 回指導会を開催する。また、年度末には、本社において改善成果発表会の開催を実施する。

2. 業務の標準化の推進

各部・各センターにおいて業務の仕組みに係る改善、見直しについて、その仕組みの文書化を構築する。なお、ISO9001 を認証取得している部門は、その仕組みの中で改善活動を維持する。

業務の標準化について、ISO9001 を認証取得している部門は、その仕組みの中で継続的に維持・改善していくこととし、認証取得していない部門は、今後の ISO9000 システム構築に向けルール化（文書化）を進める。また、事務管理業務の総点検のフォローを軸として、業務の「質」の改善、向上を図る意味から仕組みの改善に重点をおいた文書化についても進める。

改定した東海事業所品質保証計画書に伴い施設編及び下部要領の整備を図る。

各部・センターは、品質保証計画書（施設編）の改定及び下部要領の整

備を行う。また、平成 15 年度 4 月 1 日より施行された東海事業所品質保証計画書に基づき審査委員会を新規に設置し、施設品質保証計画書（施設編）等の内容について審査を行う。

なお、施設品質保証計画書（施設編）の作成に係る横並び調整、関連する情報の共有化については、品質保証連絡調整会議等を利用して行う。

3. 品質監査の実施

業務の実態をチェックし、業務の「質」の向上に資するために、自主品質監査を実施する。また、ISO の内部監査、外部審査等（PRTR 法）との効果的かつ合理的な運用を検討する。

なお、東電問題に関して実施した自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策について監査を実施する。

定期自主品質監査は、監査計画を上期に立案し、実施する。立案に当り監査内容について本社が行う品質・安全監査との重複をさける。

今年度は、定期自主品質監査と OHSMS/EMS の内部監査要領書との統合化及び監査基準の統合と運用について検討を進める。更に一人で自主品質監査と OHSMS/EMS の内部監査をできる監査員、監査リーダーを計画的に養成する。

自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の改善策及び改善計画の実施状況について自主品質監査で確認する。

東海事業所に納入される物品・役務等の「質」を確保し向上させるために、受注者の品質監査を計画的に実施する。

サイクル機構に納入される物品・役務等の「質」を確保する観点より、受注者監査を継続して実施する。

平成 14 年度の受注者監査の結果では指摘事項（軽微も含め）が散見されていることからこれまでの監査で指摘事項を受けている受注者、監査未実施の受注者等を対象として、施設毎に年度目標として計画を定め受注者品質監査要領書に基づき受注者品質監査を実施する。

4. 業務品質保証に関する教育の実施

品質保証活動を進めていく上で、意識と能力を高めるため、教育の目的・目標を明確にしつつ、全従業員を対象に知識・技術能力に応じた教育を計画的に実施する。

平成 14 年度における教育の未受講者及び平成 15 年度での新任者について、本社品質保証推進部が企画する管理職、監督職及び一般職教育に対する業務品質保証に関する教育に参加する。特に管理職（上級専門職 6 名、専門職 49 名）については、未受講者が多いことから教育計画の周知の徹底を図る。

監督職（主務）研修成果を反映した各職場からの良好事例の発表を、

品質保証強化月間の行事である品質保証講演会に合わせ「業務実践報告会」として実施する。

5. 東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築

国際認証を中心とした所内の安全及び品質保証の体制の構築

分科会において統廃合を対象とした委員会等からの問題点、課題等を調査検討し、労働安全衛生、環境マネジメントシステムに基づいた所内の安全及び品質保証の体制について、具体的再構築案の検討を進める。

再構築案に従い統廃合する委員会等の規則は、対象部署において改定又は廃止を行う。また、品質保証委員会と OHSMS/EMS 委員会については、早急に統合できるよう取り組む。

東海事業所の品質保証活動の将来像について、施設安全マネジメントシステム、労働安全衛生、環境マネジメントシステムを統合した品質保証計画書（品質マニュアル）を改定する。また、原子炉等規制法の改正に伴う保安規定への品質保証の導入及び事業所の品質保証活動の体制の整備について検討する。

各マネジメントシステム体系（施設安全、OHSMS 及び EMS）の整理統合を目指し安全性の向上、業務の能率化効率化を目標に ISO の仕組みを使った東海安全マネジメントシステムを確立するため、分科会を設け東海事業所の将来像に従い品質保証計画書の改定方針や品質保証計画書（品質マニュアル）の改定に向けて検討を進める。

原子炉等規制法への品質保証の導入に伴い、各部・センターは保安規定の改定及び品質保証計画書の改定を行う。

6. その他の重要課題

品質保証関係部門との連携・連絡を密にして、業務品質保証活動の更なる推進・強化を図る。

保安管理部品質保証室と各部・センターの品質保証関係部門の調整、連携、連絡を密にすることを目的として品質保証調整会議等を開催し、事業所としての業務品質保証活動を積極的に推進する。

また、品質保証活動状況については、定期的に Q A 通信及びホームページで従業員に周知する。

品質保証活動強化月間（11月）において、啓蒙活動を図る。

品質保証活動強化月間（11月）において、品質保証推進活動の意識の高揚のための啓蒙活動を実施する。

東海事業所における品質保証活動の将来像（案）への意見については、イントラにて周知することとする。また、東電問題については、定期自主品質監査へ反映させる。

ISOのシステムの所内への導入・維持活動

再処理センターは、8月に認証範囲を拡大して ISO9001（2000）を受審す

る。

事業所として ISO14001、OHSAS18001 を認証維持していることから、これらのシステムのより継続的に改善を進める。

審査委員会の新規設置

平成 15 年度 4 月 1 日より施行された東海事業所品質保証計画書に基づき各施設で作成される施設品質保証計画書（施設編）等は、審査委員会を新規に設置し、その内容の審査を実施する。